

第2期
田尻町
子ども・子育て
支援事業計画

みんなで育む 元気な田尻っ子
子どもの笑顔があふれ 心ふれあう安心子育てのまち



令和2（2020）年3月

田 尻 町

はじめに

近年、わが国においては、人口減少、少子高齢化による家族形態の変化や地域とのつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しております。子育てに不安や孤立感を感じる家庭も少なくなく、また、保育ニーズの多様化も進んでいます。

このような状況の中、家庭における負担や不安、孤立感を和らげ、安心して子育てができるよう社会全体として支援していくことが求められています。

本町では、平成 17 (2005) 年に次世代育成支援対策推進法に基づく「田尻町次世代育成支援行動計画」を、平成 27 (2015) 年に子ども・子育て支援法に基づく「田尻町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会全体で子育てができる環境づくりに向け、次世代を担う子どもへの支援を行うとともに、若い世代が安心して子どもを生み、子育てをしたくなるようなまちづくりを推進してまいりました。平成 28 (2016) 年からは「たじり 8000 人の大家族」をスローガンに、働く世代への応援策や子どもたちへの重点的な支援を行った結果、比較的若いファミリー世帯の転入が増え、大変喜ばしいことに近隣市町では唯一人口が増加しております。

次世代を担う子どもたちを健やかに育成することは、町の未来をつくるということにほかなりません。このたび、前計画の基本理念である「みんなで育む元気な田尻っ子」を継承しつつ、社会情勢の変化や子ども・子育てに関するニーズを踏まえた「第 2 期田尻町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

計画の推進にあたっては、行政だけではなく、家庭や地域、職場、社会全体で子ども、子育て家庭を見守り、支えていく必要があります。すべての子どもが、いきいきと健やかに育ち、ふれあいと心豊かな子ども時代を過ごせるまちをめざし、子ども・子育て支援のさらなる充実を図ってまいりますので、引き続き皆様方のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、「子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査」などへのご協力、貴重なご意見をいただきました皆様、取りまとめにご尽力いただきました「田尻町子ども・子育て会議」の委員の皆様へ心からお礼申し上げます。

令和 2 (2020) 年 3 月

田尻町長 栗山 美政

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付けと期間	3
3 計画の策定体制	5
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況	6
1 田尻町における概況	6
2 ニーズ調査結果からみる状況.....	18
3 子どもに関わる施策の実施状況.....	36
第3章 基本理念と基本目標	53
1 計画の基本理念.....	53
2 計画の基本的な視点	54
3 計画の目標.....	55
4 施策の体系.....	56
第4章 施策の展開	57
基本目標1 子どもと仕事の両立を図る地域における子育て支援.....	57
基本目標2 親と子の健康を支える環境づくり.....	61
基本目標3 子どもたちの生きる力と豊かな心の育成.....	64
基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり	68
基本目標5 きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援.....	69
第5章 教育・保育の内容と提供体制	72
1 教育・保育提供区域の設定.....	72
2 量の見込みの算出方法	73
3 教育・保育の量の見込みと確保方策	75
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	78
5 教育・保育の一体的提供の推進に関する体制の確保の内容.....	91
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容.....	91
第6章 計画の推進	92
1 計画の推進体制.....	92
2 計画の進行管理.....	93
資料	94
1 計画の策定経過.....	94
2 計画策定体制.....	95

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

近年、保護者の雇用形態や就業時間が多様化するとともに、共働き世帯が増加することで、保育所や放課後児童クラブ等への利用希望が高まり、特に都市部を中心に待機児童の解消が急務となりました。その対応策として国は、平成 25 (2013) 年度から待機児童の解消に向けた「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成 29 (2017) 年度末までに 53 万人分の保育の受け皿を確保することに取り組んできました。さらに、その整備を加速させるため、平成 30 (2018) 年度からは、「子育て安心プラン」に基づき、待機児童解消に向けた様々な取り組みが進められており、令和 4 (2022) 年度末までに女性就業率 80%に対応できる保育の受け皿の整備を目標としています。

それらの施策と平行し、平成 25 (2013) 年 6 月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、平成 26 (2014) 年に施行、それを受け平成 26 (2014) 年 8 月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。同法では、子どもの将来がその生育環境に左右されることのないよう、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としています。

また、新たに子ども・子育て支援の制度が平成 27 (2015) 年 4 月にスタートしました。この制度は、「子ども・子育て支援法」に基づくもので、「量」と「質」の両面から子育てを社会全体で支えるものです。市町村は実施主体として、地域の様々な子ども・子育て支援のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けられており、計画的に子ども・子育て支援の充実を図ることとされています。

さらに、令和元 (2019) 年 10 月に子ども・子育て支援法の一部が改正され、幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が施行されました。

このような中、本町では、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づき、平成 27 (2015) 年 3 月に「田尻町子ども・子育て支援事業計画（以下、「第 1 期計画」という。）」を策定し、子ども施策を総合的かつ計画的に進めてきました。この度、「第 1 期計画」の目標年次を迎えるに際し、現在の社会潮流や国の動向を反映しつつ、子育て支援に関する町民ニーズを改めて的確に把握し、引き続き諸課題の解決に取り組む、さらに充実した子ども・子育て支援を展開するために、令和 2 (2020) 年度から令和 6 (2024) 年度までの 5 年間を期間とする「第 2 期田尻町子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という。）」を策定します。

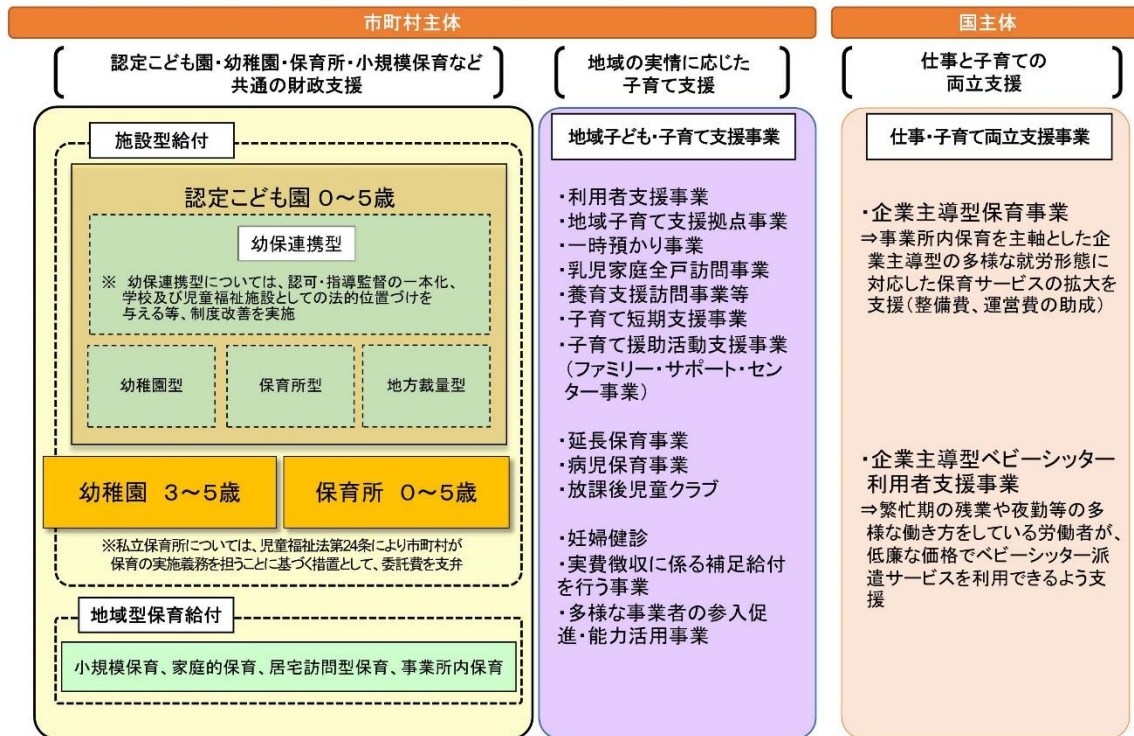
(参考)

《子ども・子育て支援の制度について》

平成 27 (2015) 年 4 月に、子ども・子育て関連 3 法に基づく現行の制度がスタートしました。

*子ども・子育て関連 3 法：「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

子ども・子育て支援の制度概要



認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付

○現行の制度では、幼児期の教育・保育を受けることを希望する保護者の申請に基づいて、客観的な基準のもとに保育の必要性の有無や必要量を認定しています。認定された内容に応じて、幼稚園、保育所、認定こども園等の中から、保護者がそれぞれのニーズに合った施設や事業を選択し、市町村は必要に応じて相談、調整などを行っています。

地域の実情に応じた子育て支援の充実

○現行の制度では、すべての子育て家庭のために、病児・病後児保育や地域子育て支援拠点事業、妊婦健診など、地域における様々な子育て支援の充実を進めています。

○「放課後児童健全育成事業」については、「新・放課後子ども総合プラン」が平成 30 (2018) 年 9 月に公表されました。令和 3 (2021) 年度末までに約 25 万人分を整備し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ令和 5 (2023) 年度末までに計約 30 万人分の受け皿を整備する目標が掲げられています。

《子ども・子育て支援事業計画について》

市町村は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、地域の様々な子ども・子育て支援のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けられています。

市町村の「子ども・子育て支援事業計画」のポイントは、「量の見込み」、「提供体制の確保の内容」、「実施時期」です。

「量の見込み」	幼児期の学校教育、保育、地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況」と「利用希望」を踏まえて記載されます。住民の利用希望の把握のために、ニーズ調査などが用いられます。
「提供体制の確保の内容」と「実施時期」	幼児期の学校教育、保育、地域子ども・子育て支援事業について、確保の内容と実施時期（〇年度に〇人分等）が記載されます。量の見込みとの差がある場合には、施設や事業の整備が必要です。

< 必須記載事項 >

- 教育・保育提供区域の設定
- 各年度における教育・保育、地域子ども・子育て支援事業

○ 幼児期の学校教育・保育

< 量の見込み >

- 教育のみ < 1号 >
- 保育の必要性あり(3-5歳) < 2号 >
- 保育の必要性あり(0-2歳) < 3号 >

< 確保の内容・実施時期 >

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

○ 地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
例「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

量の見込み

確保の内容、実施時期

不足がある場合は整備

(〇年度に〇人分)

- 教育・保育の一体的提供・推進体制の確保
- 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

< 任意記載事項 >

- ◇ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- ◇ 子どもに関する専門的な知識や技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- ◇ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 など

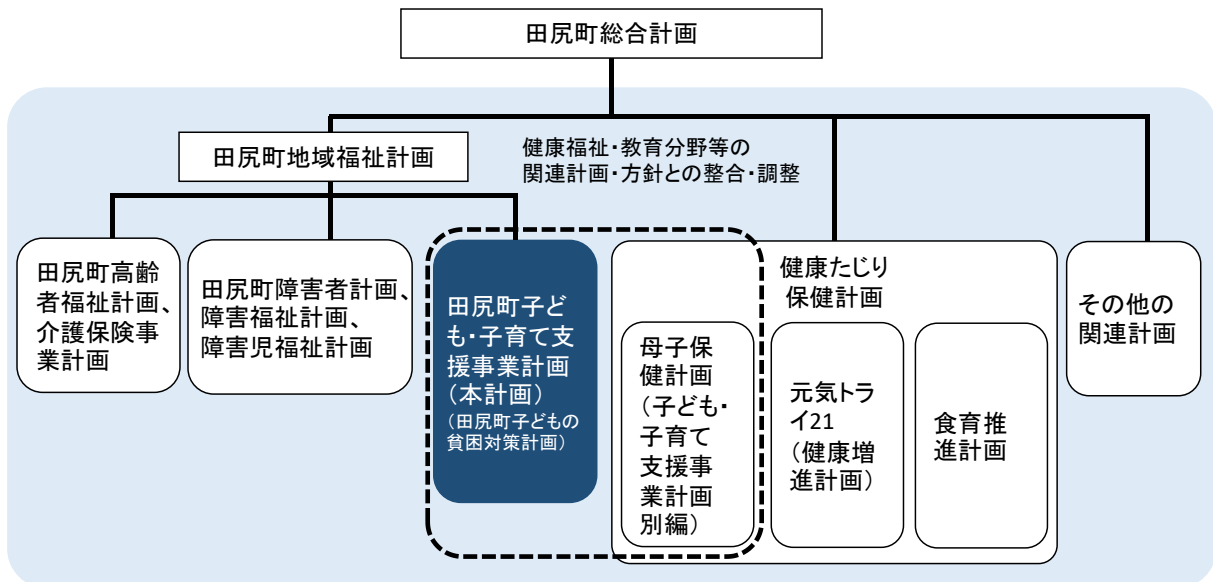
2 計画の位置付けと期間

(1) 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定された「子ども・子育て支援事業計画」として策定するもので、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」の内容を包含し、本町における概ね18歳未満のすべての子どもと家庭を対象とした子ども施策を総合的・一体的に進めるための計画として位置付けるものです。ま

た、本計画は、平成 25（2013）年 6 月に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25（2013）年法律第 64 号）」、それを受け平成 26（2014）年 8 月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく本町の子どもの貧困対策計画を含むものとしてします。

本計画は「田尻町総合計画」を上位計画として、健康福祉・教育分野をはじめとした、各分野の関連計画・方針との整合・調整を図りながら策定します。



子ども施策は、保育など子育て支援事業を充実するだけでなく、地域で暮らす子ども、その子どもを育む家庭を、総合的に応援する地域づくりを進めようとするものです。また、その方向性を指し示す「子ども・子育て支援事業計画」は、まちの未来を担い、委ねるべき人を育むための計画という重要な役割を持っています。

(2) 計画の期間

本計画は、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの 5 年間を計画期間とします。

平成30 (2018)年度	平成31・令和 元(2019)年度	令和2(2020) 年度	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度
田尻町子ども・子育て支援事業計画(第1期計画) 平成27(2015)年度 ～平成31(2019)年度						
		第2期田尻町子ども・子育て支援事業計画(本計画) (令和2(2020)年度-令和6(2024)年度)				

3 計画の策定体制

(1) 田尻町子ども・子育て会議

本町の子ども・子育て支援のあり方について幅広い意見の集約を行い、その内容を計画に反映させることを目的として、学識経験者や関係機関・団体の代表などで構成する「田尻町子ども・子育て会議」を設置し、計5回にわたり審議を行いました。

(2) 計画の評価検証

「第1期計画」の各施策・事業等の評価について、庁内の担当課等を通じて施策・事業の確認、評価の取りまとめを行い、計画に反映しました。

(3) ニーズ調査

本計画の策定にあたり、小学校就学前の児童のいる世帯を対象に、子育ての状況や意識、各種事業の利用状況や今後の利用意向、行政施策へのニーズなどを把握することを目的に、アンケート調査を実施し、策定の基礎資料としました。

調査対象	本町に居住している小学校就学前の児童のいる全世帯
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成30（2018）年12月～平成31（2019）年1月
回収状況	配布数：352世帯 回収数：183件、宛先不明：1件 回収率：52.0%

(4) パブリックコメント

本計画に対し、住民から広く意見を反映するため、令和2（2020）年3月頃、パブリックコメントを実施する予定です。

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1 田尻町における概況

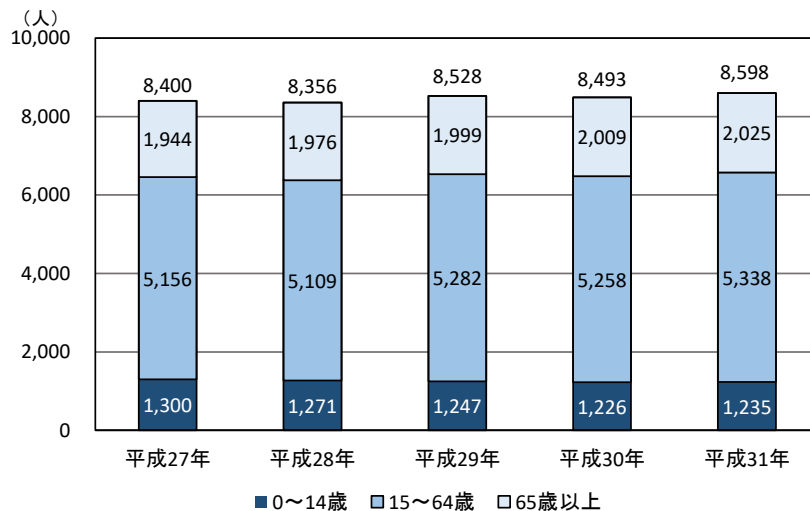
(1) 人口の推移

①人口の推移

本町の総人口は、平成31（2019）年現在8,598人で、府営住宅跡地における住宅開発の進展や大阪府警察学校（平成25（2013）年に本町へ移転・開設）の寮生の住民登録が進んできたことなどに伴い、平成27（2015）年から約200人増加しています。

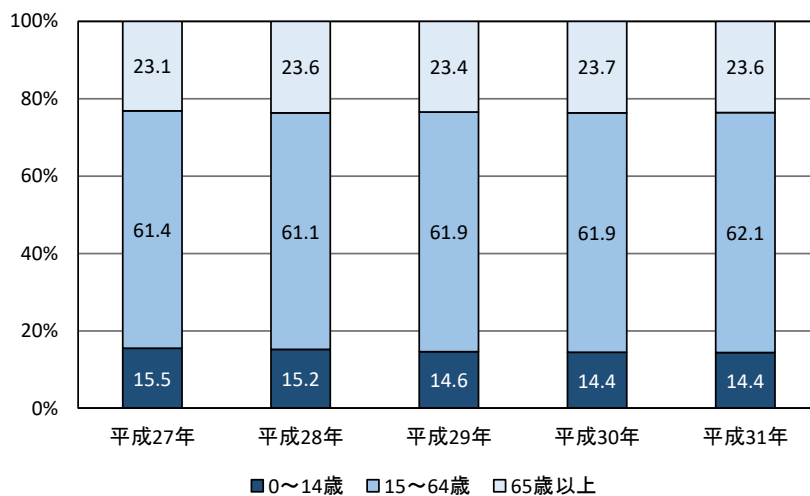
年齢別にみると、0歳から14歳までの年少人口は平成31（2019）年で1,235人（構成比14.4%）と減少傾向にあります。65歳以上の高齢者人口は平成31（2019）年で2,025人（構成比23.6%）と平成27（2015）年から約80人増加しています。

【人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

【人口構成比の推移】



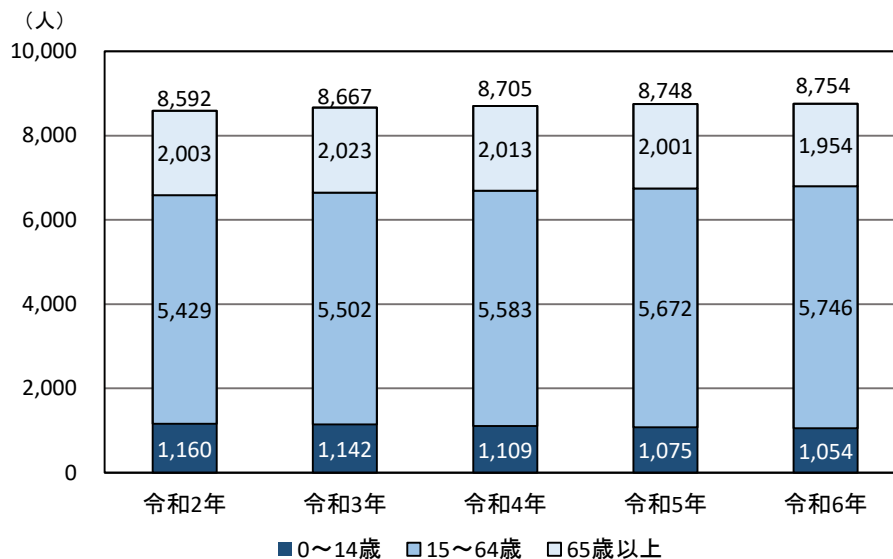
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

②将来人口推計

住民基本台帳をもとにコーホート変化率法を用いて行った人口推計では、計画期間最終年度にあたる令和6（2024）年の人口総計は8,754人と、年々増加する推計となっています。

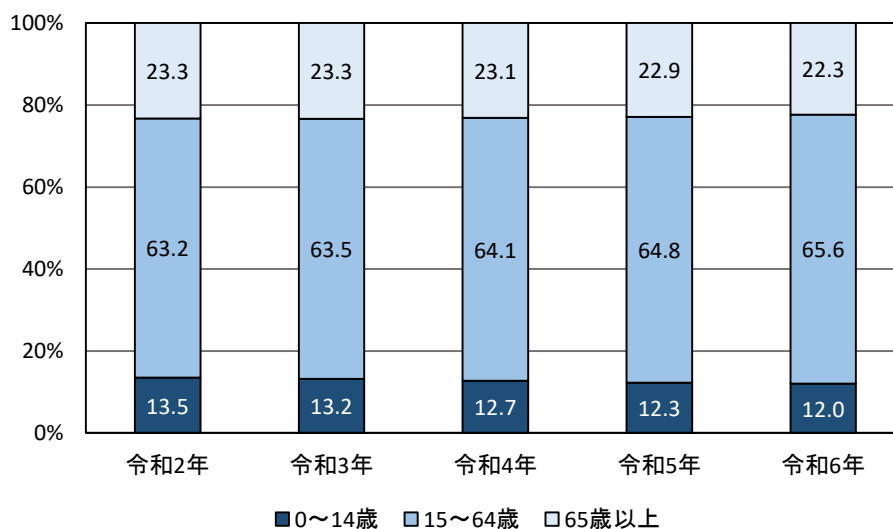
年齢別にみると、0歳から14歳までの年少人口は、令和6（2024）年に1,054人（構成比12.0%）と年々減少する推計となっています。

【人口推計】



※住民基本台帳をもとにコーホート変化率法を用いて人口推計を行った。

【人口推計（構成比）】

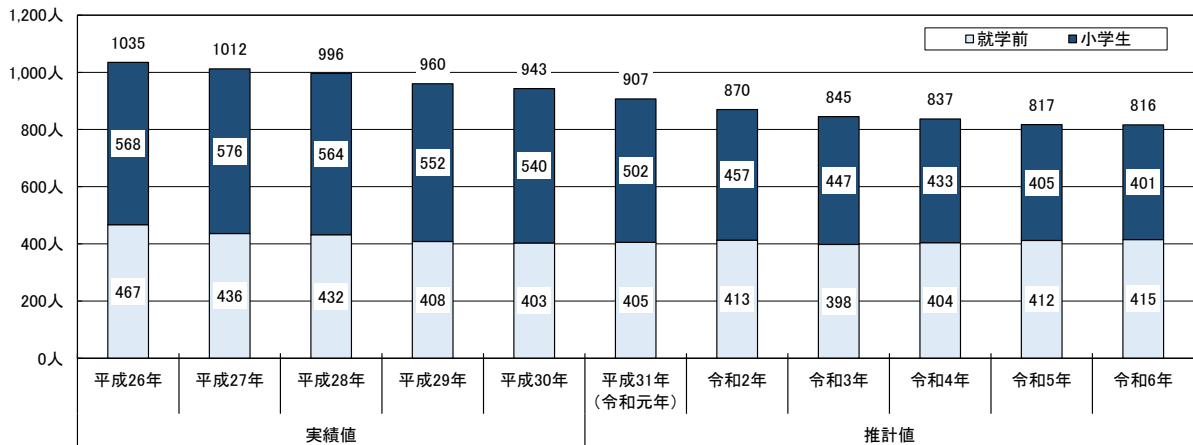


※住民基本台帳をもとにコーホート変化率法を用いて人口推計を行った。

③子どもの数の動向と将来見込み

就学前児童・小学生はともに、平成26(2014)年から平成30(2018)年にかけて減少傾向にあります。将来人口推計によると、就学前児童は横ばいに、小学生は減少が続くものと考えられています。

【子ども数の推移と推計】



資料：実績値は、住民基本台帳（各年4月1日現在）

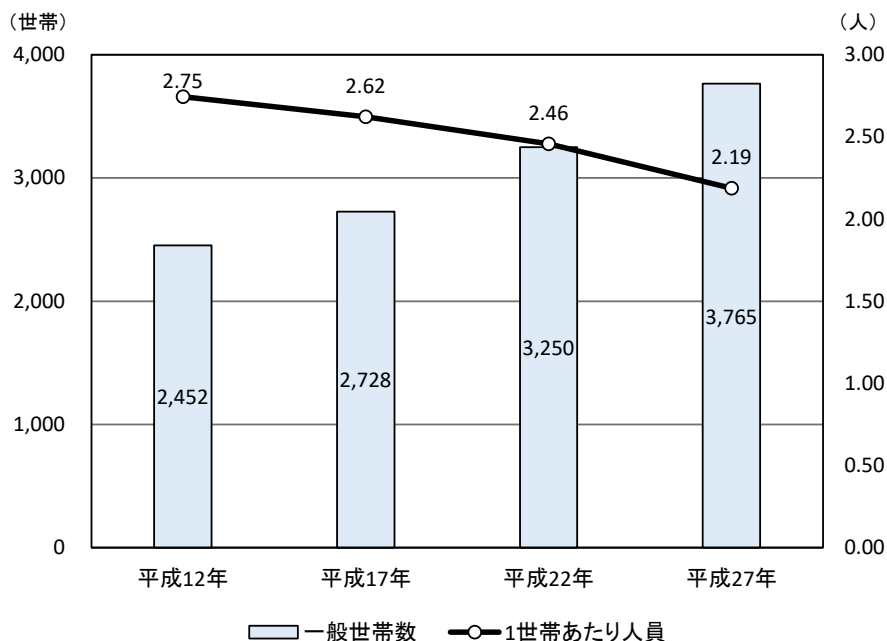
※推計値は、住民基本台帳をもとにコーホート変化率法を用いて人口推計を行った。

(2) 世帯の動向

①一般世帯数と1世帯あたりの人員の推移

一般世帯数は年々増加しており、平成27(2015)年で3,765世帯となっています。1世帯あたり人員は、年々減少しており、平成27(2015)年で2.19人となっています。

【世帯数と1世帯あたりの人員の推移】

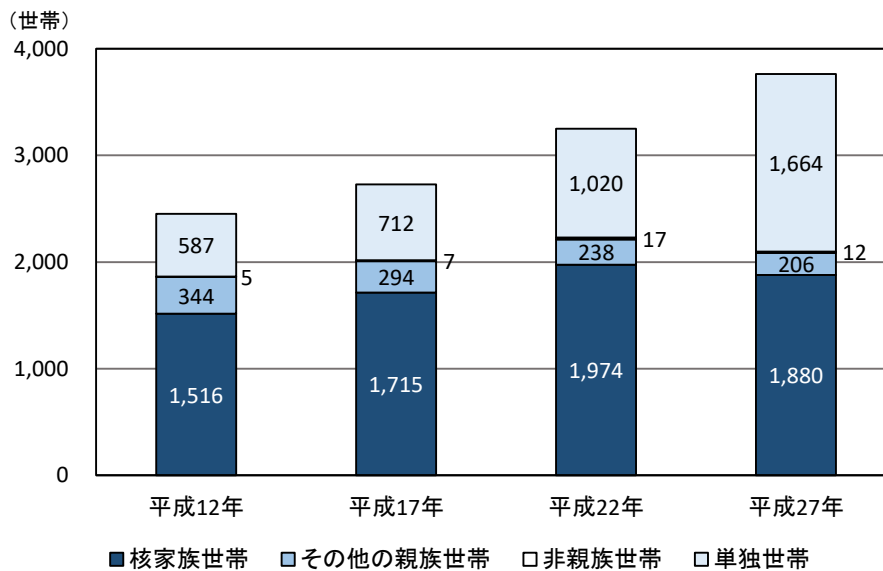


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

②一般世帯構成

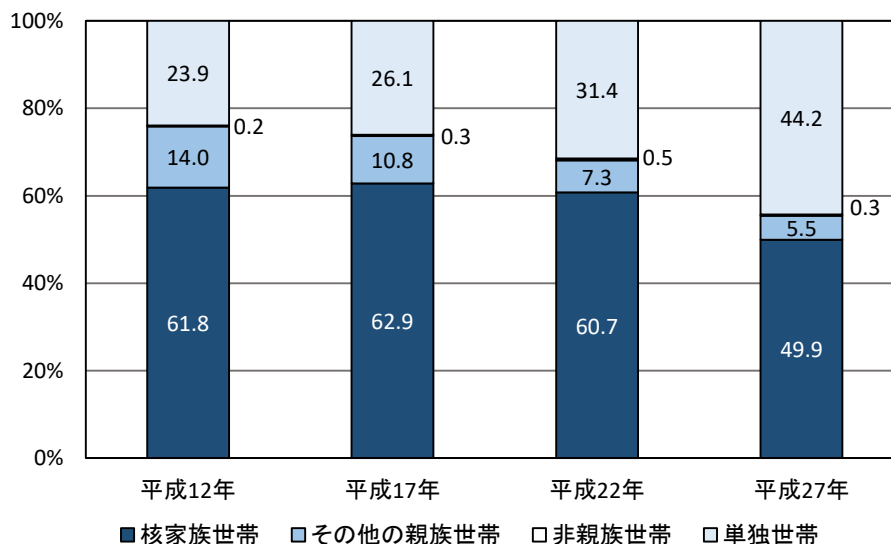
世帯構成をみると、「核家族世帯」は平成 22（2010）年までは増加していましたが、平成 27（2015）年には減少しており、「その他の親族世帯」は年々減少しています。「単独世帯」は年々増加しています。

【一般世帯構成の推移】



※前頁の平成 22（2010）年・平成 27（2015）年の「一般世帯数」は世帯不詳を含むため、「核家族世帯」「その他の親族世帯」「非親族世帯」「単独世帯」の合計と一致しない。

【一般世帯構成（構成比）の推移】



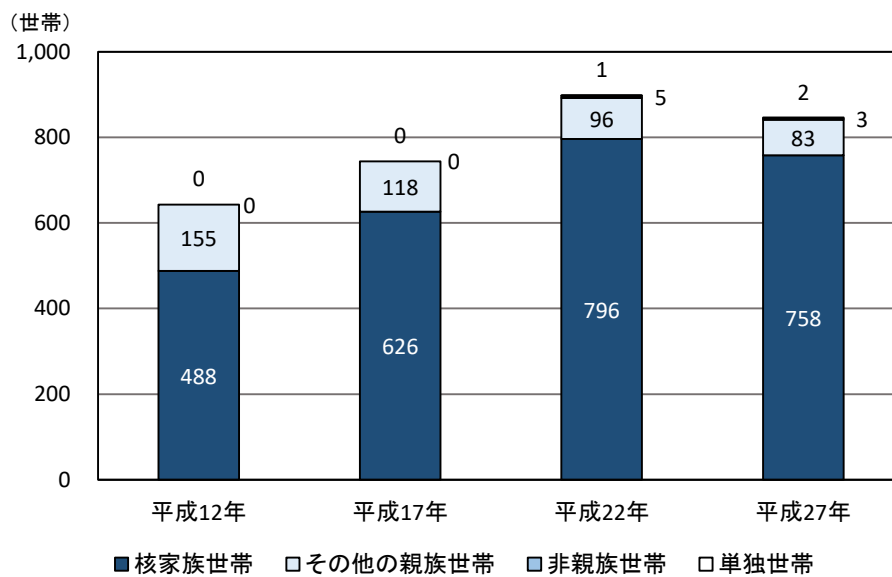
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

③18歳未満の子どものいる一般世帯構成

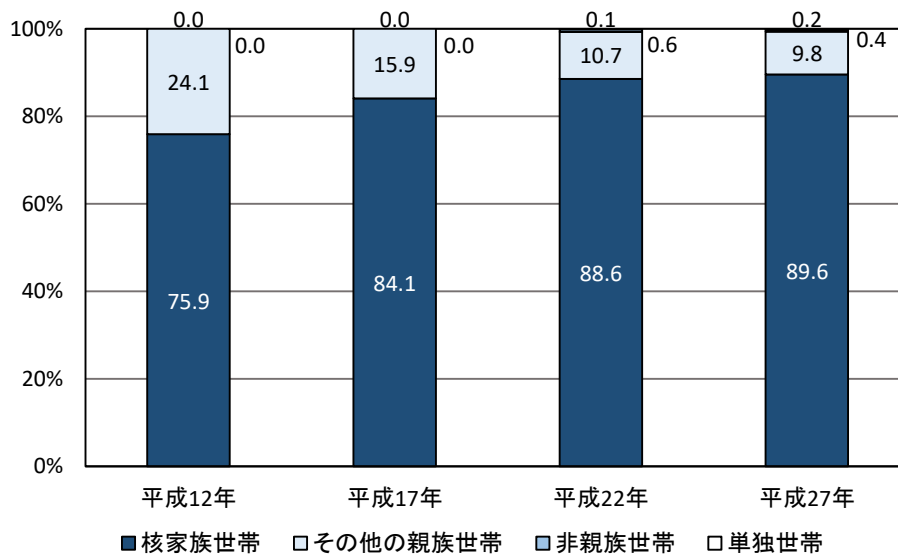
18歳未満の子どものいる一般世帯は、平成22(2010)年までは増加していましたが、平成27(2015)年には減少し846世帯となっています。

世帯構成をみると「核家族世帯」は、平成22(2010)年までは増加していましたが、平成27(2015)年には減少しており、「その他の親族世帯」は年々減少しています。構成比をみると、「核家族世帯」は年々増加しており、「その他の親族世帯」は年々減少しています。

【18歳未満の子どものいる一般世帯構成の推移】



【18歳未満の子どものいる一般世帯構成（構成比）の推移】

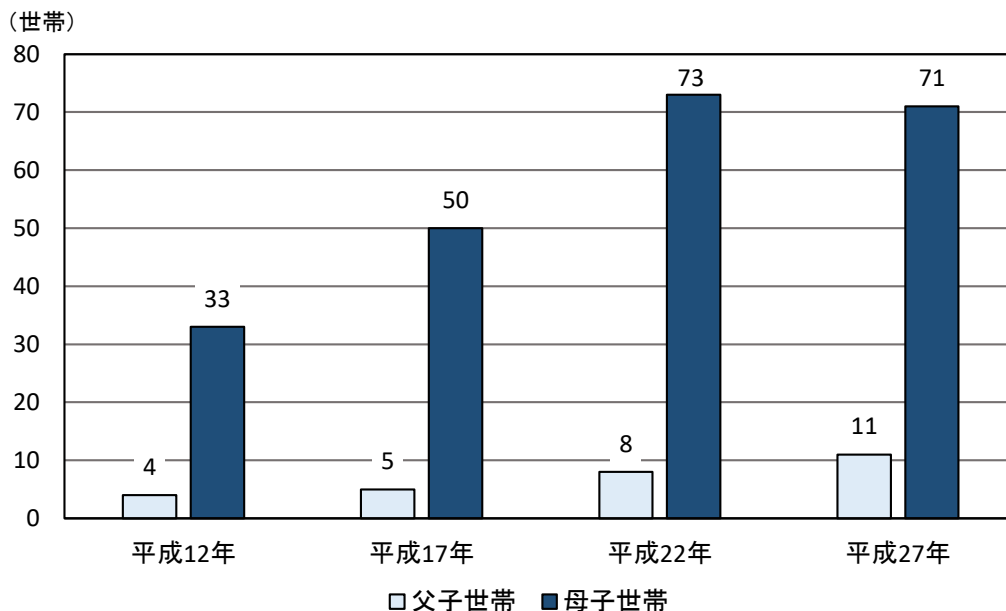


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

④ひとり親世帯

母子世帯は、平成 22 (2010) 年まで年々増加しており、その後横ばいとなっています。平成 27 (2015) 年は 71 世帯となっています。父子世帯は年々増加しており、平成 27 (2015) 年は 11 世帯となっています。

【ひとり親世帯数の推移】

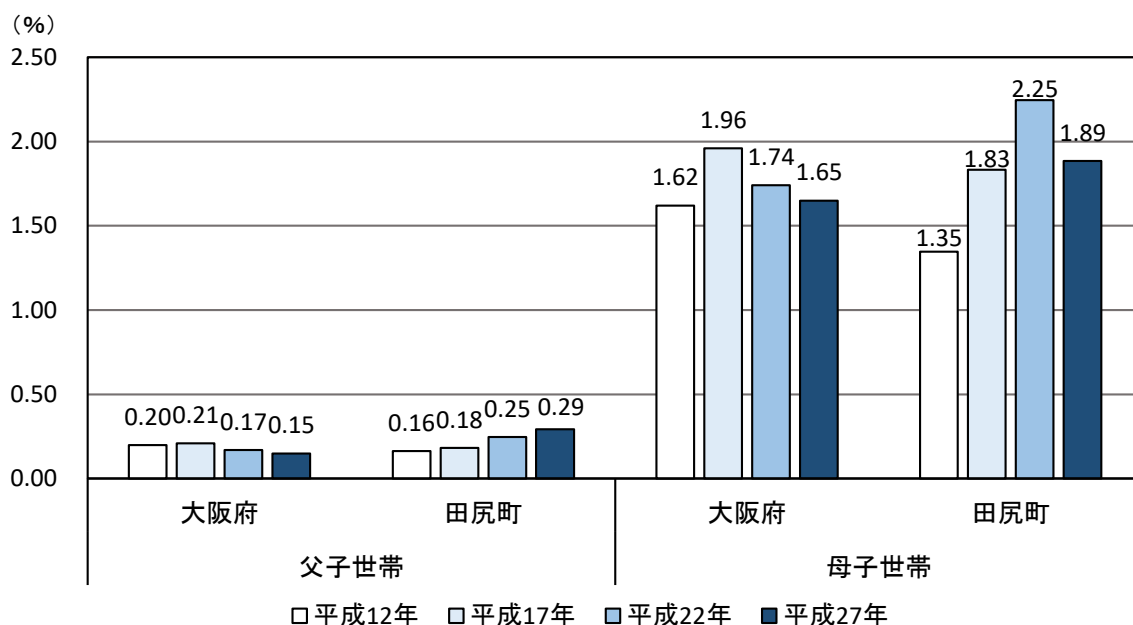


※父子世帯：未婚、死別または離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子どものみから成る一般世帯

※母子世帯：未婚、死別または離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子どものみから成る一般世帯

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

《参考》ひとり親世帯割合の大阪府平均の比較



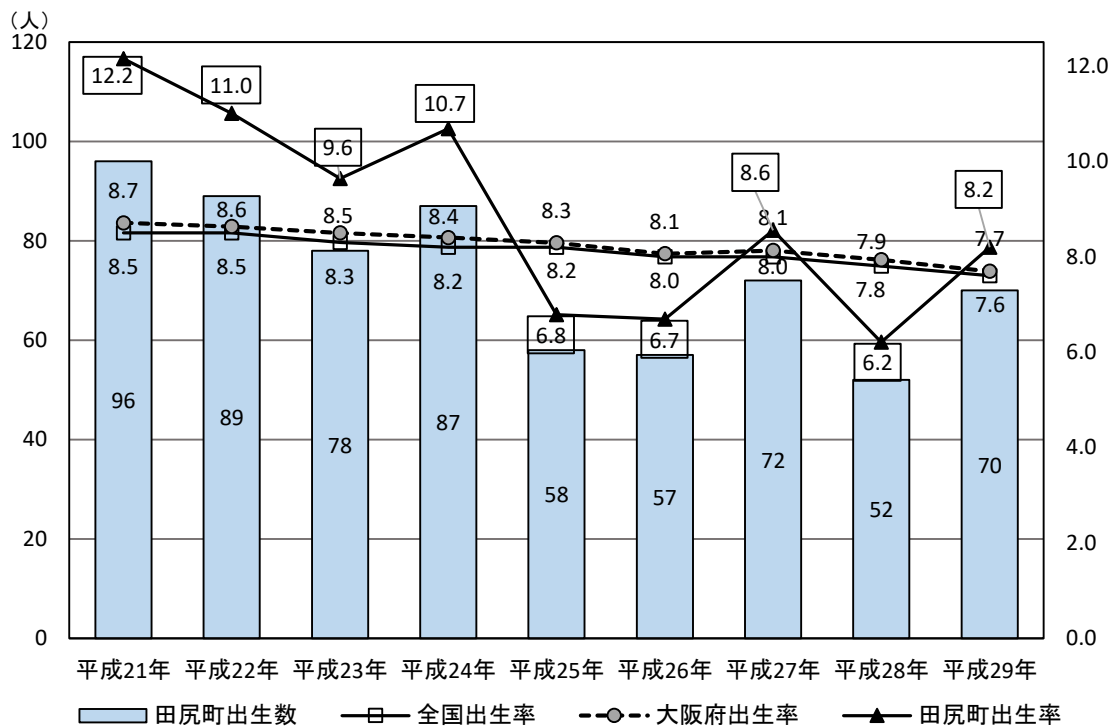
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

(3) 出生の動向

① 出生数・出生率

1年間に生まれた子どもの数（出生数）の推移をみると、各年によりばらつきがみられますが、平成25（2013）年から平成29（2017）年については概ね50～70人程度の子どもが生まれています。平成25（2013）年から平成29（2017）年は、平成21（2009）年から平成24（2012）年と比べると、出生数・出生率ともに減少傾向にあります。

【出生数・出生率の推移】



資料：大阪府人口動態総覧

※出生数は各年1月1日～12月31日までの出生数

※出生率＝（年間出生者数/人口）×1,000

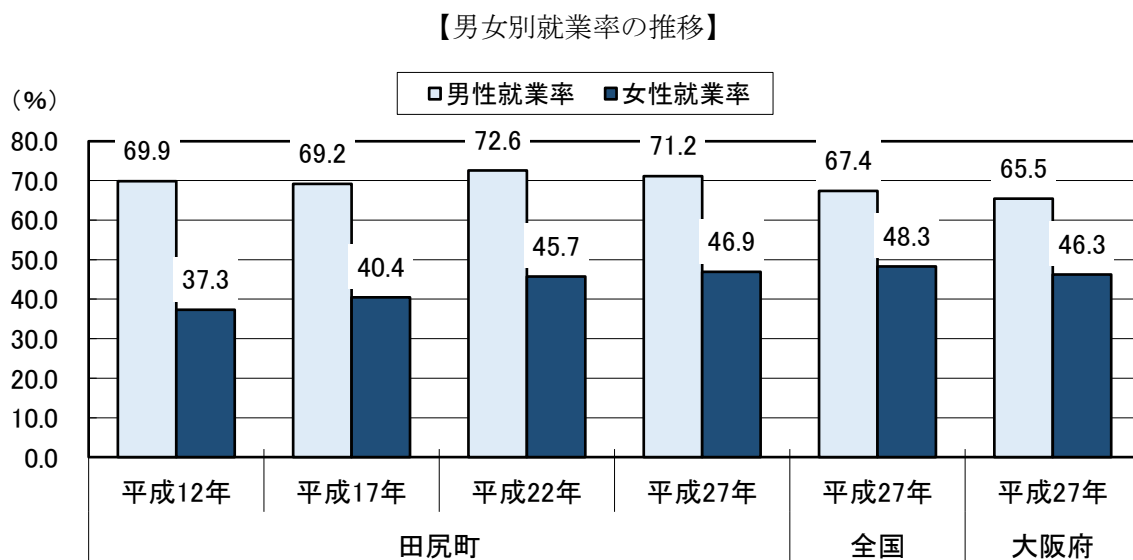


(4) 就業の動向

①男女別就業率の推移

男女別就業率の推移をみると、男性の就業率はほぼ横ばいで、平成 27 (2015) 年が 71.2%と全国・大阪府の就業率より高くなっています。

一方、女性の就業率は増加傾向にあり、平成 27 (2015) 年が 46.9%となっています。全国よりも低く、大阪府よりもやや高い就業率となっています。



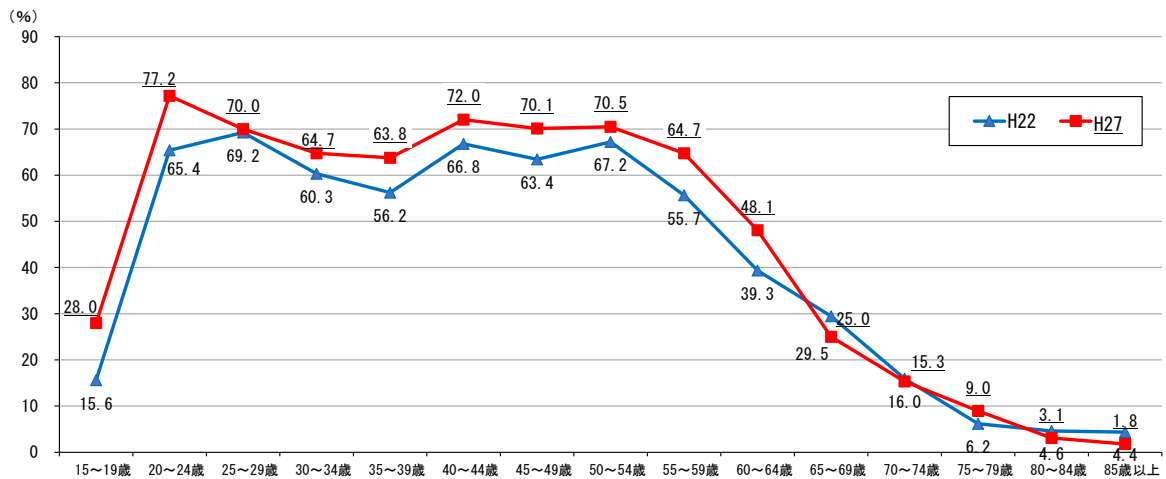
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）



②年齢別女性就業率の推移

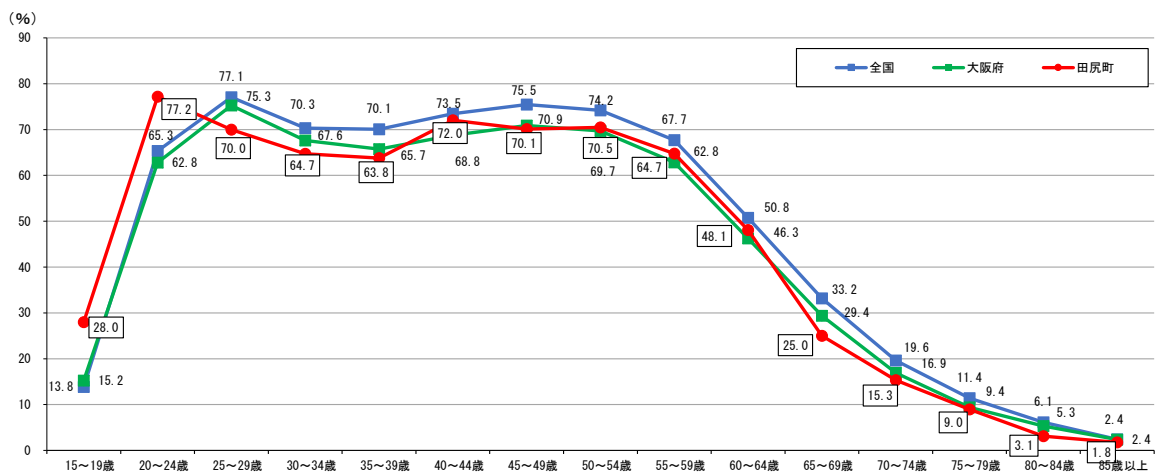
女性就業率は、平成22（2010）年から平成27（2015）年にかけて上昇している状況にあり、25～44歳の就業率は、62.2%から67.9%に5.7ポイント上昇しました。しかし、平成27（2015）年の25～44歳の女性就業率は全国の72.6%よりも4.6ポイント低くなっています。

【年齢別女性就業率の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

【平成27（2015）年女性就業率の比較】



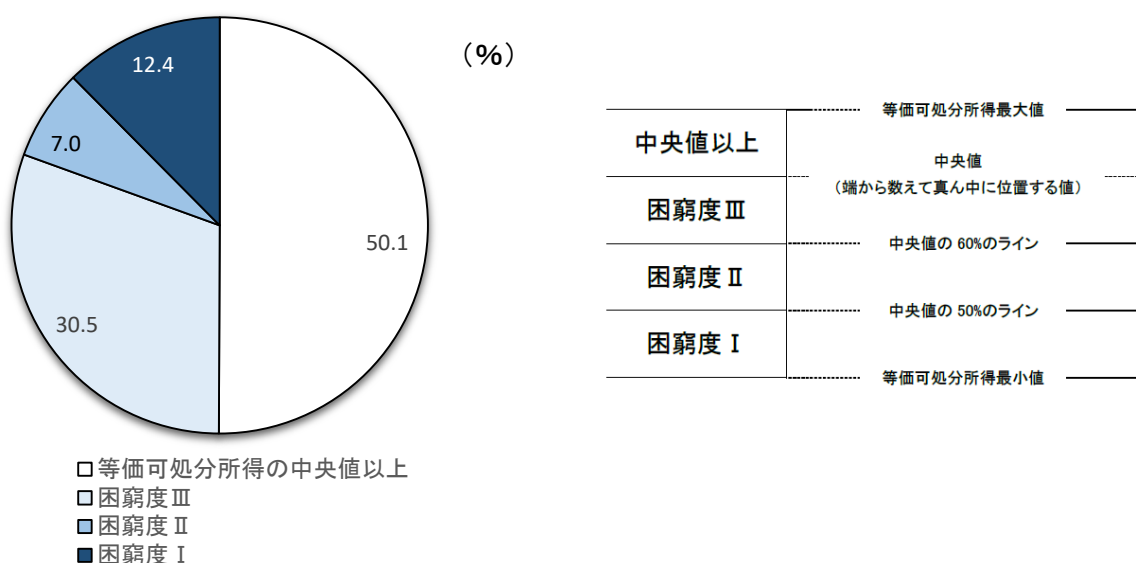
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(5) 子どもの貧困の動向

①相対的貧困率

国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線：等価可処分所得の中央値の半分の額）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいいます。上記の基準によれば、平成 28（2016）年に実施した「大阪府子どもの生活に関する実態調査」における大阪府の相対的貧困率は 12.4%となっています。

【相対的貧困率】



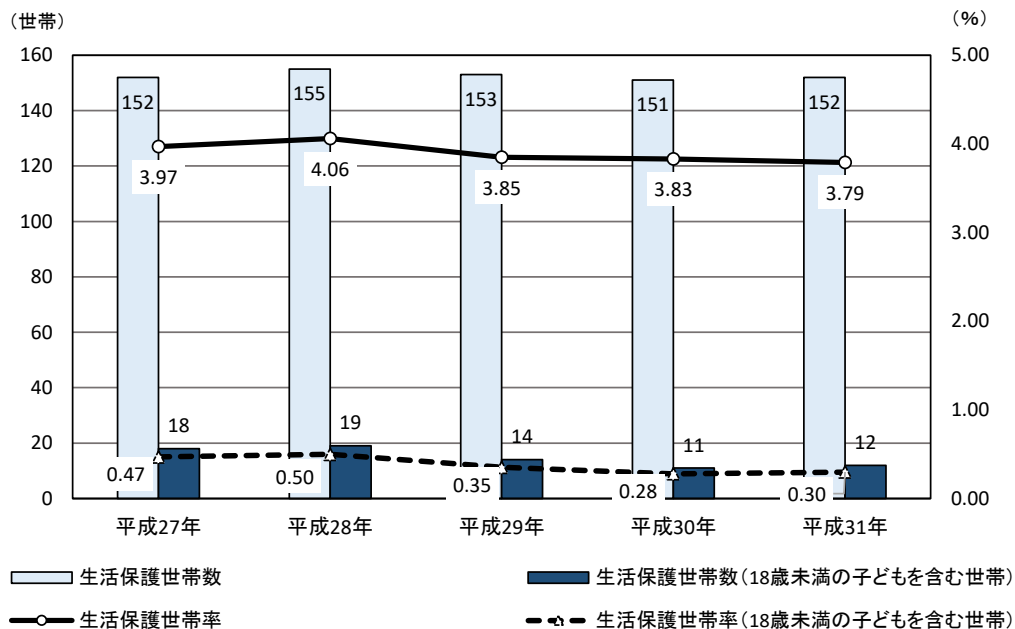
※等価可処分所得：世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得

※「大阪府子どもの生活に関する実態調査」（平成 28（2016）年 7 月実施、対象は大阪府の 13 市町を除く小学 5 年生・その保護者（4,000 世帯） 中学 2 年生・その保護者（4,000 世帯）、回収率 33.2%）

②生活保護世帯数

生活保護世帯数はほぼ横ばいで、平成 31（2019）年は 152 世帯となっています。18 歳未満の子どもを含む世帯の生活保護世帯数は減少しており、平成 31（2019）年には 12 世帯となっています。

【生活保護世帯数・生活保護世帯率の推移】

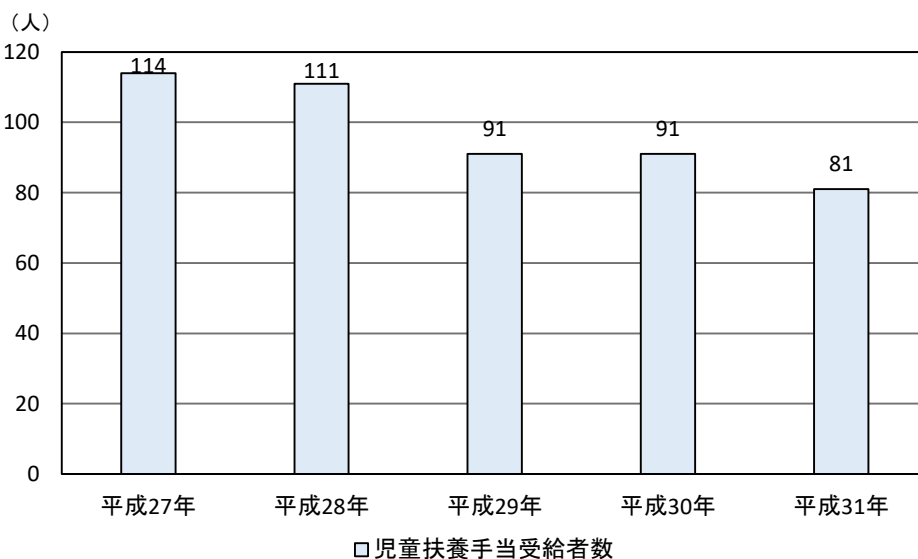


資料：田尻町子ども課（各年 4 月 1 日現在）

③児童扶養手当受給者数

児童扶養手当受給者数は年々減少しており、平成 31（2019）年は 81 人となっています。

【児童扶養手当受給者数の推移】



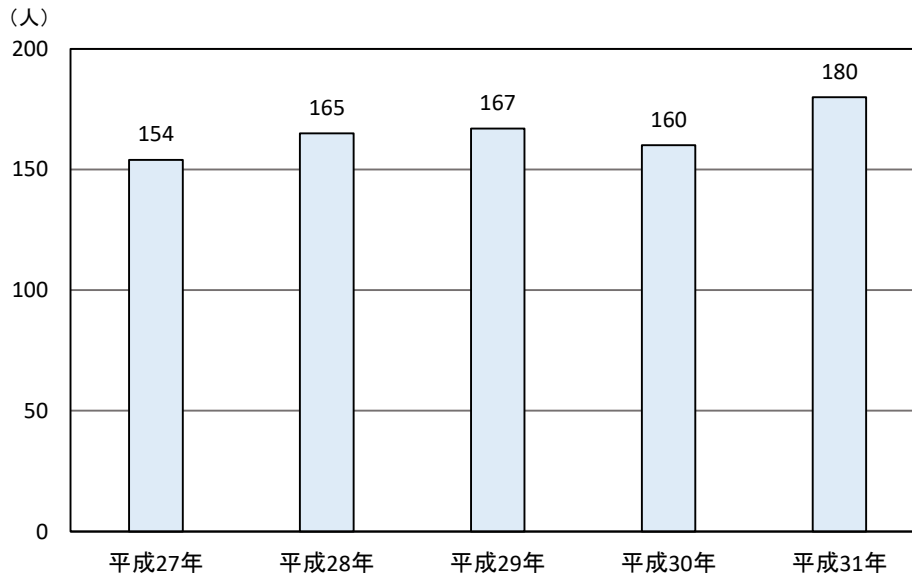
資料：田尻町子ども課（各年 4 月 1 日現在）

(6) 教育・保育施設の動向

①保育所等の動向

町内には令和元（2019）年現在、町立保育所が1か所開設されています。保育施設の入所児童数については、近年増加傾向にあります。

【保育所等利用者数の推移】

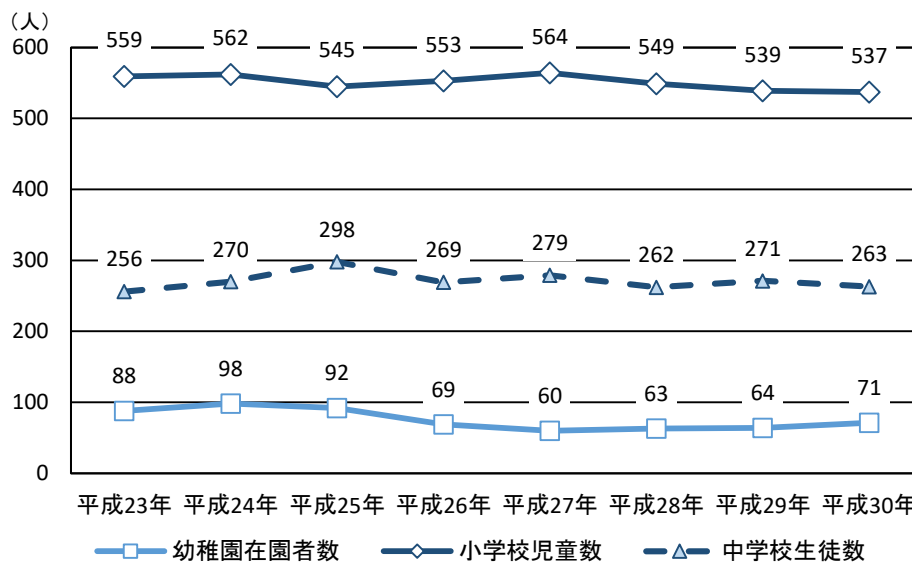


資料：田尻町こども課（各年4月1日現在）、町外の保育所等利用分も含む

②幼稚園・小学校・中学校の動向

町内には令和元（2019）年現在、幼稚園が1園、小学校・中学校が各1校開設されています。町内の幼稚園園児数、小学校児童数については、横ばいもしくは緩やかな減少傾向にあります。

【幼稚園在園者数・小学校児童数・中学校生徒数の推移】



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

2 ニーズ調査結果からみる状況

(1) 調査方法と回収状況

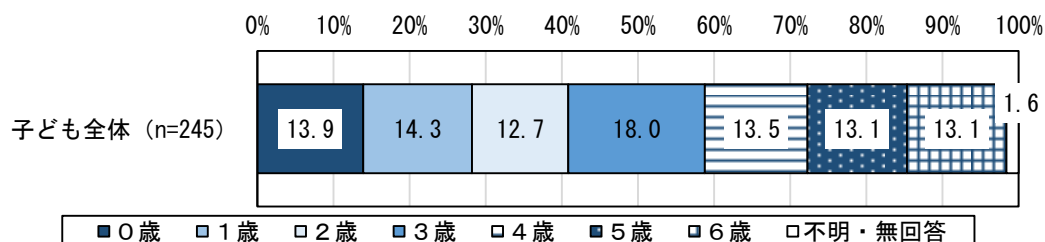
計画の策定にあたり、就学前の児童のいる世帯を対象に、子育ての状況や意識、各種事業の利用状況や今後の利用意向、行政施策へのニーズなどを把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。調査対象や調査の方法、回収状況は次の通りです。

調査対象	本町に居住している小学校就学前の児童のいる全世帯
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成30（2018）年12月～平成31（2019）年1月
回収状況	配布数：352世帯 回収数：183件、宛先不明：1件 回収率：52.0% ※対象児童総数476人のうち245人分を回収（問10部分）

- 図表中の「n」とは、集計対象実数（あるいは該当対象者実数）を指しています。複数回答を求めた設問では、集計対象実数と該当対象者実数の合計値が異なります。
- 図表の数値（%）は、すべて小数第2位を四捨五入して表示しています。そのため、単数回答を求めた設問でも、比率の合計が100%にならない場合があります。
- 複数回答を求めた設問では、比率の合計が100%を超えます。
- 無記入、回答の読み取りが著しく困難な場合、1つまでの回答を求めている設問に対し2つ以上回答していた場合は「不明・無回答」として処理しています。
- グラフ中の数字は、特に断り書きのないかぎりすべて構成比を意味し、単位は%です。
- 調査票の配布は家庭に対して行い、「問10 幼児期の教育・保育サービスの利用状況と今後の利用希望」については、その家庭にいる就学前の子ども一人ひとりについて生年月を記入したうえで回答を求めました。「家庭全体」とは、調査票を回収した家庭（今回は183件）を指し、「子ども全体」とは、問10の部分回収した就学前の子ども（今回は245人）を指します。
- 前回調査とは、「子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査」（平成25（2013）年度）のことです。

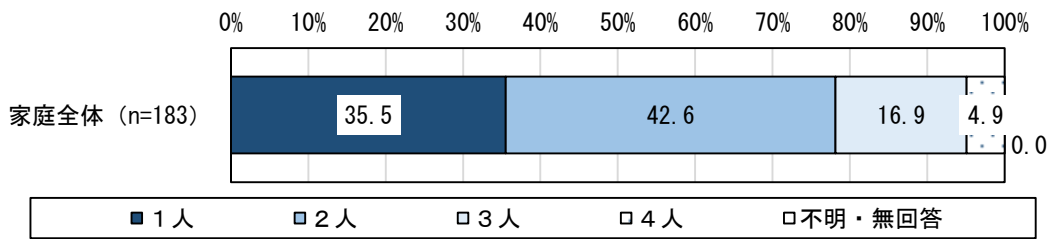
(2) 主な集計結果

◆子どもの年齢（平成30（2018）年12月時点）



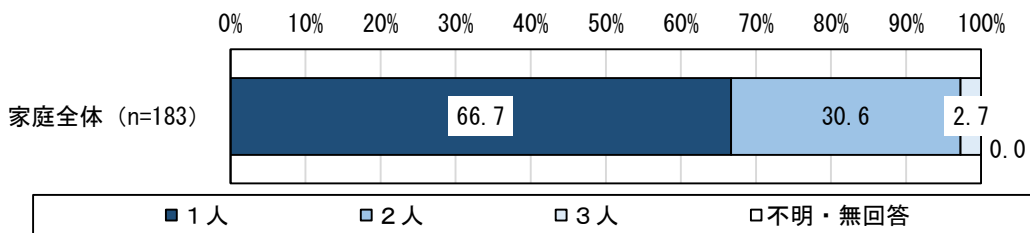
「3歳」が18.0%で最も多く、次いで「1歳」が14.3%、「0歳」が13.9%となっています。

◆子どもの人数



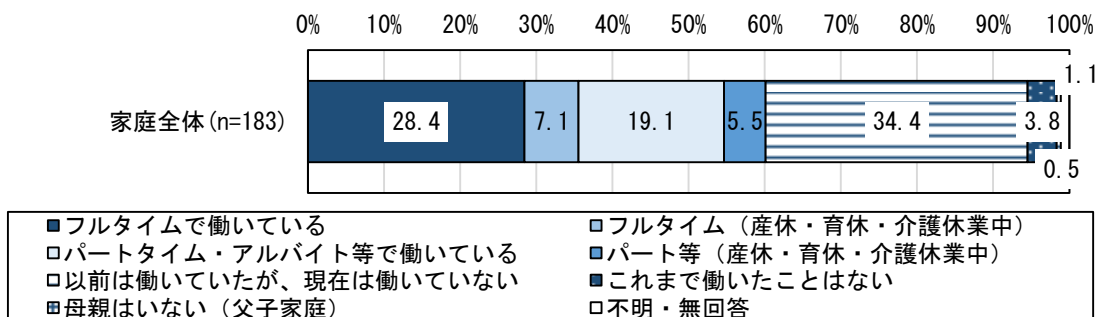
「2人」が42.6%で最も多く、次いで「1人」が35.5%、「3人」が16.9%となっています。

◆就学前の子どもの人数



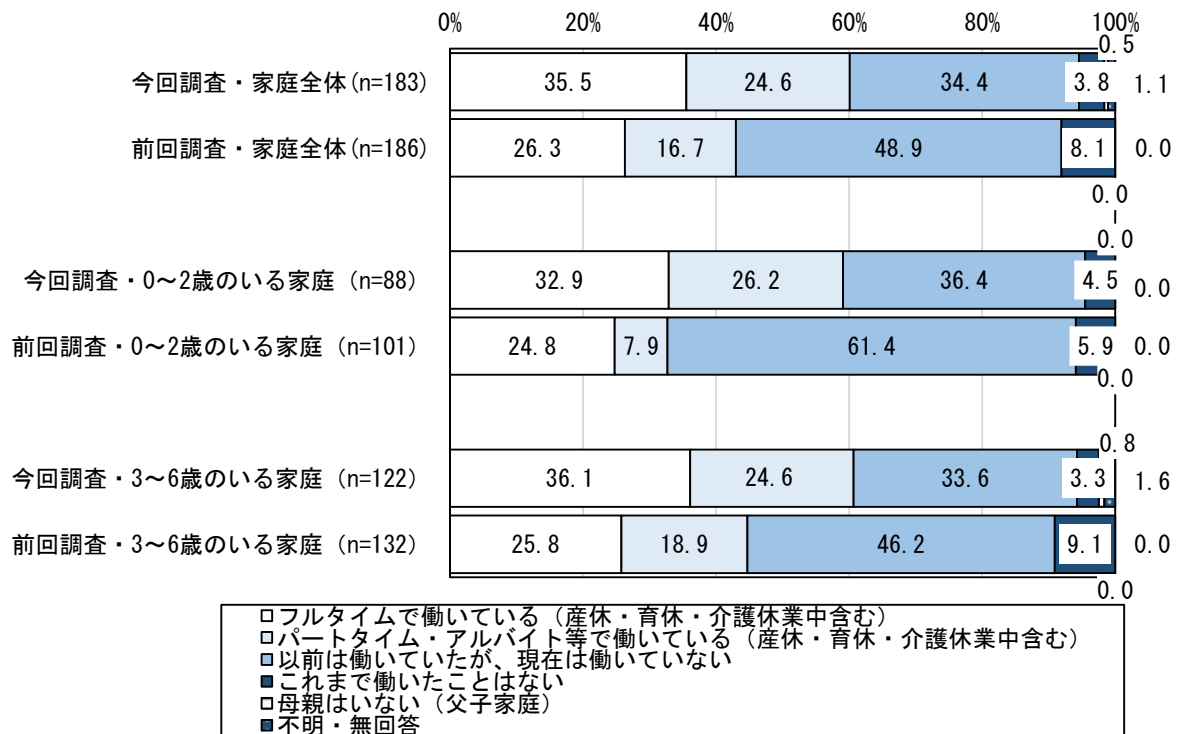
「1人」が66.7%で最も多く、次いで「2人」が30.6%、「3人」が2.7%となっています。

◆母親の就労状況



「以前は働いていたが、現在は働いていない」が34.4%で最も多く、次いで「フルタイムで働いている」が28.4%、「パートタイム・アルバイト等で働いている」が19.1%となっています。

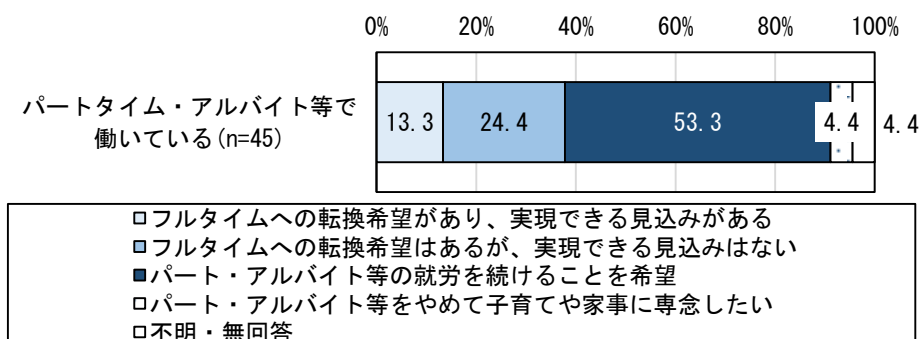




前回と比較すると、「以前は働いていたが、現在は働いていない」が、前回の48.9%から14.5ポイント減少しています。「フルタイムで働いている (産休・育休・介護休業中含む)」が、今回は35.5%と前回より9.2ポイント増加しています。

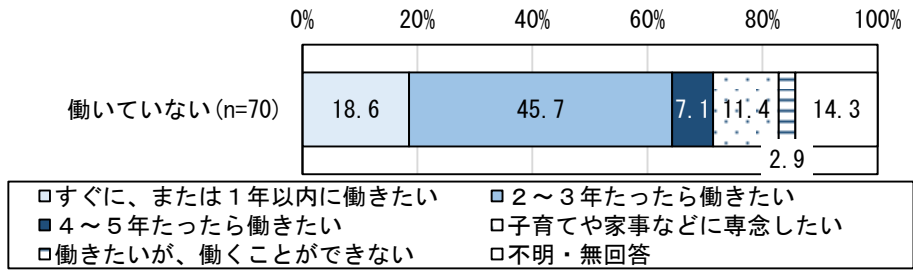
子どもの年齢別にみると、0歳から2歳の子どものいる家庭、3歳から6歳の子どものいる家庭ともに、「以前は働いていたが、現在は働いていない」が30%台となり、0歳から2歳の子どものいる家庭については、前回より25.0ポイント減少しています。0歳から2歳の子どものいる家庭については、「パートタイム・アルバイト等 (産休・育休・介護休業中含む)」が、今回は26.2%と前回より18.3ポイント増加しています。

◆パート・アルバイト等で働く母親のフルタイムへの転換意向



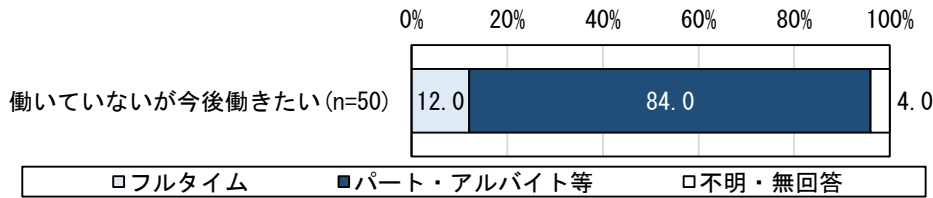
「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が53.3%と最も多く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が24.4%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が13.3%となっています。

◆働いていない母親の就労意向



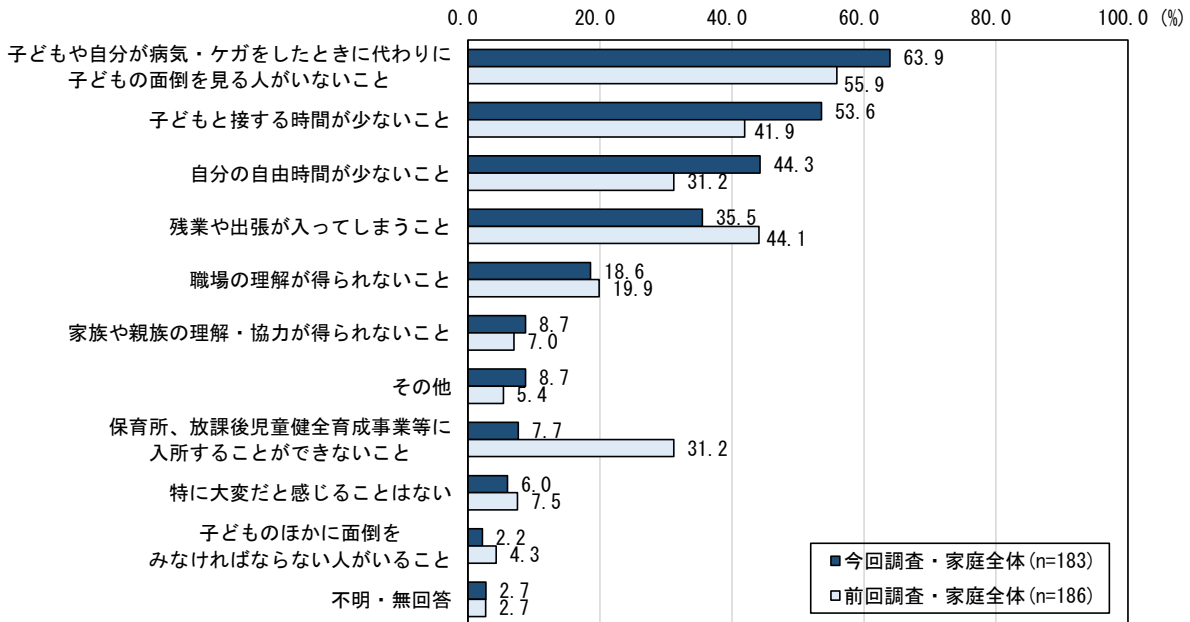
「2～3年たったら働きたい」が45.7%で最も多く、次いで「すぐに、または1年以内に働きたい」が18.6%、「子育てや家事などに専念したい」が11.4%となっています。

◆現在働いていない母親のうち就労意向のある人の希望就労形態



「パート・アルバイト等」が84.0%、「フルタイム」が12.0%となっています。

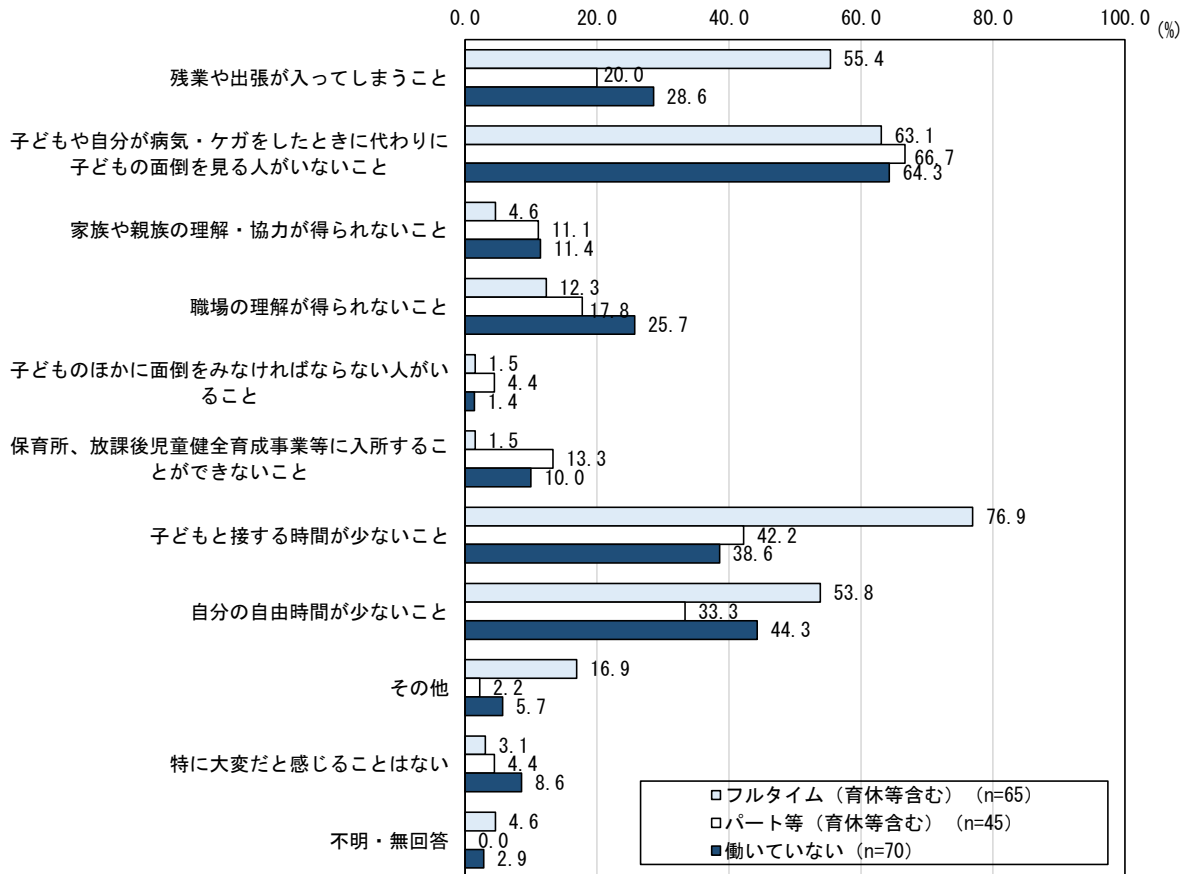
◆仕事と子育ての両立で大変だと感じること（複数回答）



「子どもや自分が病気・ケガをしたときに代わりに子どもの面倒を見る人がいないこと」が63.9%で最も多く、次いで「子どもと接する時間が少ないこと」が53.6%、「自分の自由時間が少ないこと」が44.3%となっています。

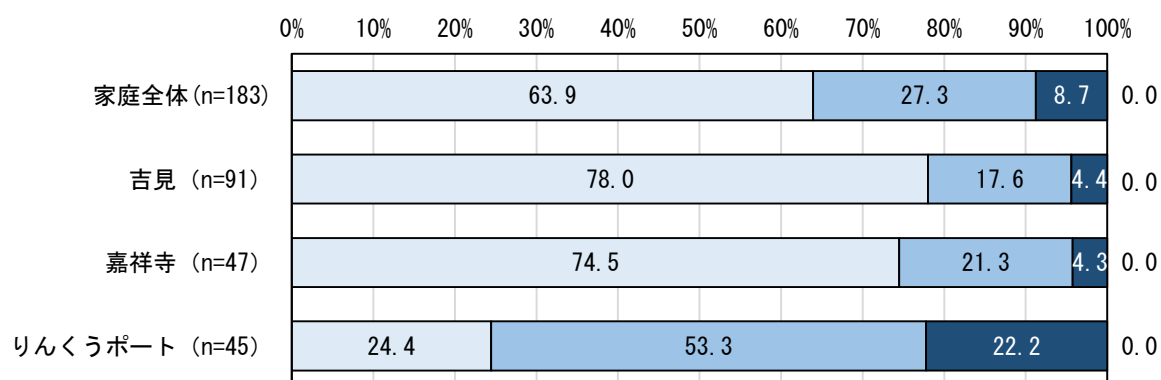
前回と比較すると、「保育所、放課後児童健全育成事業等に入所することができないこ

と」が、今回は7.7%と前回より23.5ポイント減少しています。「子どもと接する時間が少ないこと」、「自分の自由時間が少ないこと」は、それぞれ53.6%、44.3%と、前回より10ポイント以上増加しています。



母親の就労状況別にみると、「子どもと接する時間が少ないこと」が、フルタイムは76.9%と、他の就労状況の人に比べ30ポイント以上多くなっています。「残業や出張が入ってしまうこと」も、フルタイムは55.4%と、他の就労状況の人に比べ20ポイント以上多くなっています。「その他」も、フルタイムは16.9%と、他の就労状況の人に比べ10ポイント以上多くなっています。

◆子どもに何かあったときに頼りにできる親戚・知人の有無



- 概ね30分以内で行き来できるところに、頼りにできる人がいる
- もっと時間がかかるが、頼りにできる人がいる
- だれもない
- 不明・無回答

家庭全体では、「概ね30分以内で行き来できるところに、頼りにできる人がいる」が63.9%で最も多く、次いで「もっと時間がかかるが、頼りにできる人がいる」が27.3%、「だれもない」が8.7%となっています。

地区別にみると、「もっと時間がかかるが、頼りにできる人がいる」が、りんくうポートは53.3%と、他の地区より30ポイント以上多くなっています。また、「だれもない」も、りんくうポートのみ22.2%と多くなっています。

◆幼稚園・保育所等の利用状況（複数回答）

(子ども全体)	0～2歳			3～6歳		
	今回調査 (n=100)	前回調査 (n=100)	差	今回調査 (n=141)	前回調査 (n=158)	差
幼稚園	0.0	2.0	-2.0	34.8	45.6	-10.8
幼稚園+幼稚園の預かり保育	1.0	1.0	0.0	5.0	3.2	1.8
認可保育所	22.0	10.0	12.0	45.4	31.0	14.4
発達に支援が必要な子どものための通所施設	1.0	1.0	0.0	2.8	1.9	0.9
ファミリー・サポート・センター	1.0	—	—	1.4	—	—
認定こども園	1.0	0.0	1.0	6.4	0.0	6.4
小規模な保育施設	0.0	—	—	0.0	—	—
事業所内保育施設	3.0	0.0	3.0	0.0	0.0	0.0
家庭的保育	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
居宅訪問型保育	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の認可外の保育施設	3.0	1.0	2.0	0.7	5.1	-4.4
何も利用していない	62.0	82.0	-20.0	8.5	13.9	-5.4
不明・無回答	6.0	4.0	2.0	0.0	3.2	-3.2

※数値は%。幼稚園・認可保育所・認定こども園間の重複回答を含む。

※差は、今回調査の%-前回調査の%。

※「幼稚園+幼稚園の預かり保育」は、前回は「幼稚園の預かり保育」と表記。

◆幼稚園・保育所等の今後の利用希望（複数回答）

(子ども全体)	0～2歳			3～6歳		
	今回調査 (n=100)	前回調査 (n=100)	差	今回調査 (n=141)	前回調査 (n=158)	差
幼稚園	29.0	52.0	-23.0	33.3	60.1	-26.8
幼稚園+幼稚園の預かり保育	32.0	25.0	7.0	24.1	40.5	-16.4
認可保育所	60.0	52.0	8.0	39.7	40.5	-0.8
発達に支援が必要な子どものための通所施設	1.0	0.0	1.0	5.7	1.9	3.8
ファミリー・サポート・センター	7.0	—	—	6.4	—	—
認定こども園	18.0	8.0	10.0	12.1	4.4	7.7
小規模な保育施設	7.0	5.0	2.0	2.1	2.5	-0.4
事業所内保育施設	2.0	2.0	0.0	2.8	1.3	1.5
家庭的保育	2.0	0.0	2.0	2.1	1.3	0.8
居宅訪問型保育	1.0	1.0	0.0	2.8	1.9	0.9
その他の認可外の保育施設	0.0	1.0	-1.0	0.7	1.3	-0.6
その他	1.0	—	—	0.0	—	—
何も利用していない	2.0	5.0	-3.0	7.8	7.0	0.8
不明・無回答	6.0	3.0	3.0	8.5	5.7	2.8

※数値は%。幼稚園・認可保育所・認定こども園間の重複回答を含む。

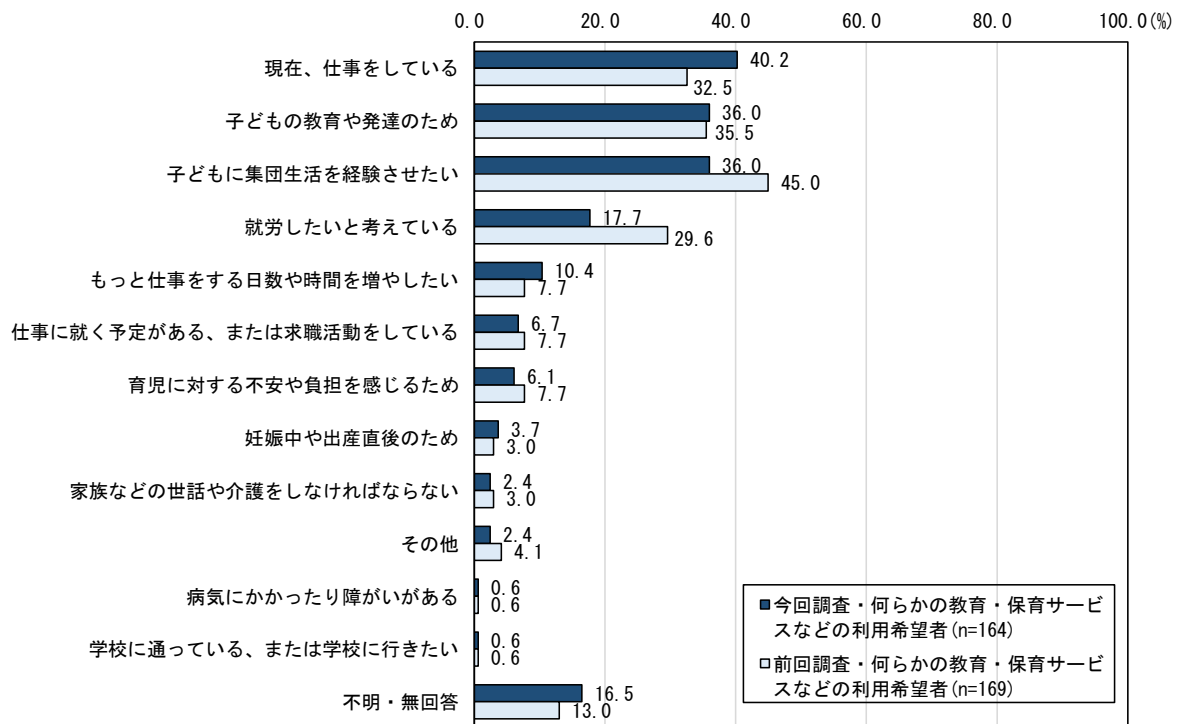
※差は、今回調査の%-前回調査の%。

※「幼稚園+幼稚園の預かり保育」は、前回は「幼稚園の預かり保育」と表記。

幼稚園・保育所等の利用状況について、0～2歳は、「何も利用していない」(62.0%：前回より20.0ポイント減少)が最も多く、次いで「認可保育所」(22.0%：前回より12.0ポイント増加)、「事業所内保育施設」(3.0%：前回より3.0ポイント増加)、「その他の認可外の保育施設」(3.0%：前回より2.0ポイント増加)となっています。3～6歳は、「認可保育所」(45.4%：前回より14.4ポイント増加)が最も多く、次いで「幼稚園」(34.8%：前回より10.8ポイント減少)、「何も利用していない」(8.5%：前回より5.4ポイント減少)となっています。

幼稚園・保育所等の今後の利用希望について、0～2歳は「認可保育所」(60.0%：前回より8.0ポイント増加)が最も多く、次いで「幼稚園+幼稚園の預かり保育」(32.0%：前回より7.0ポイント増加)、「幼稚園」(29.0%：前回より23.0ポイント減少)となっています。3～6歳は、「認可保育所」(39.7%：前回より0.8ポイント減少)が最も多く、次いで「幼稚園」(33.3%：前回より26.8ポイント減少)、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」(24.1%：前回より16.4ポイント減少)となっています。

◆教育・保育サービスを利用したい理由（複数回答）

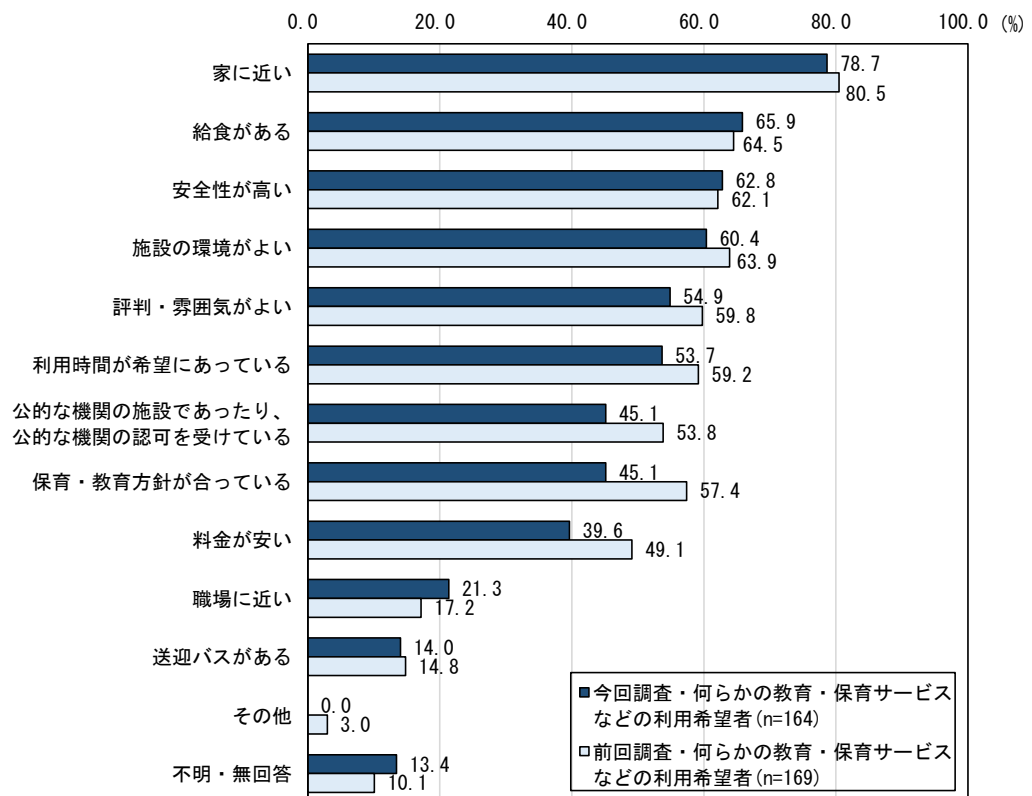


「現在、仕事をしている」が40.2%で最も多く、次いで「子どもの教育や発達のため」「子どもに集団生活を経験させたい」がともに36.0%となっています。

前回と比較すると、「就労したいと考えている」が、今回は17.7%と前回より11.9ポイント減少しています。



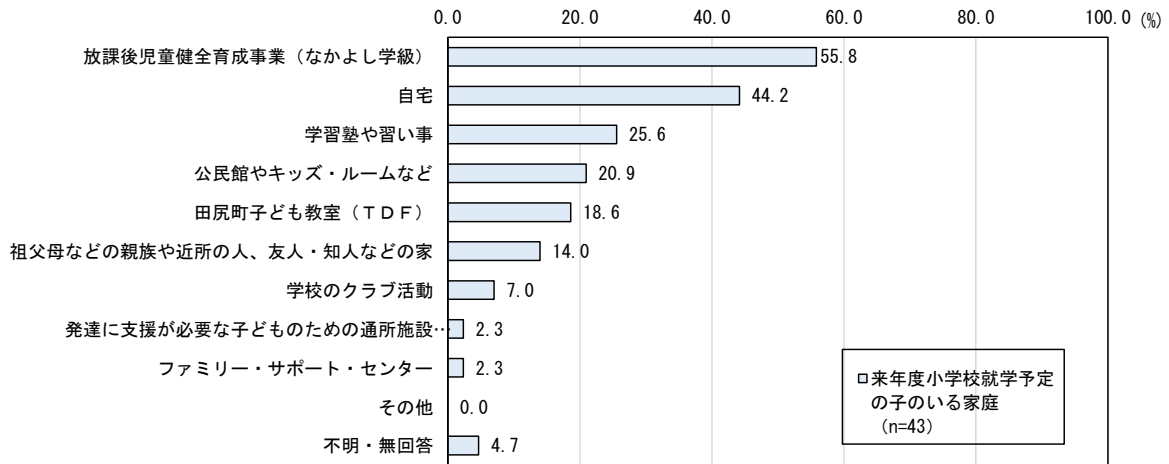
◆教育・保育サービスを選ぶときに重視すること（複数回答）



「家に近い」が78.7%で最も多く、次いで「給食がある」が65.9%、「安全性が高い」が62.8%となっています。

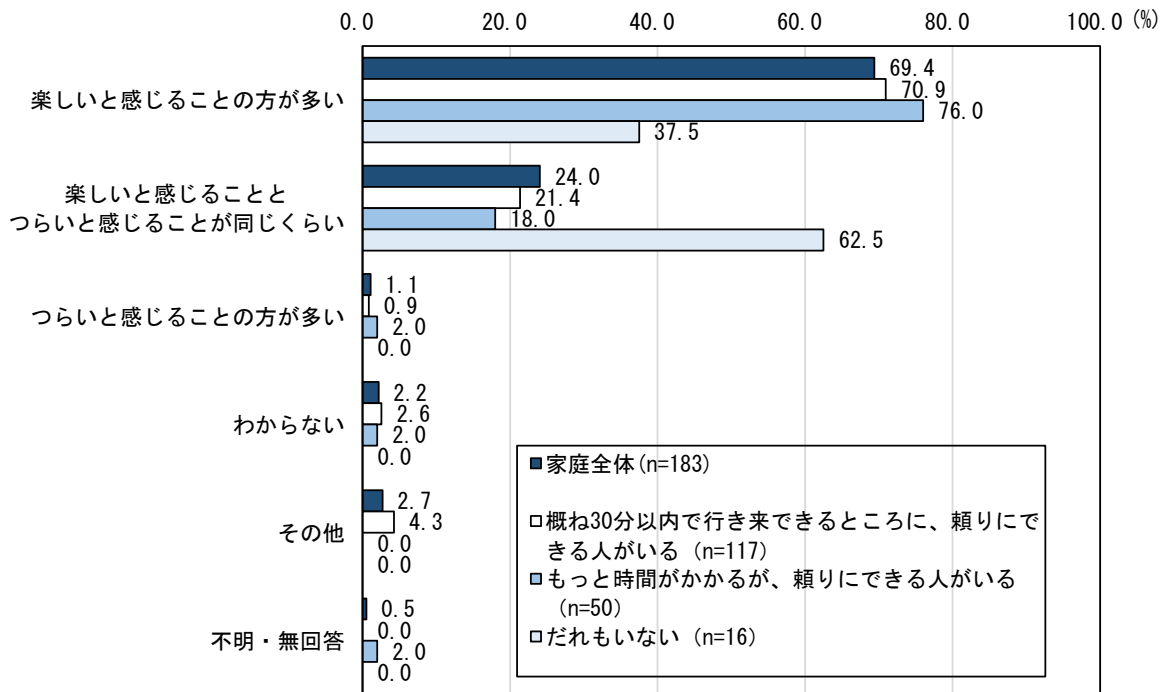
前回と比較すると、「保育・教育方針が合っている」が、今回は45.1%と前回より12.3ポイント減少しています。

◆小学校の放課後の時間に過ごさせたい場所（複数回答）



「放課後児童健全育成事業 (なかよし学級)」が55.8%で最も多く、次いで「自宅」が44.2%、「学習塾や習い事」が25.6%となっています。

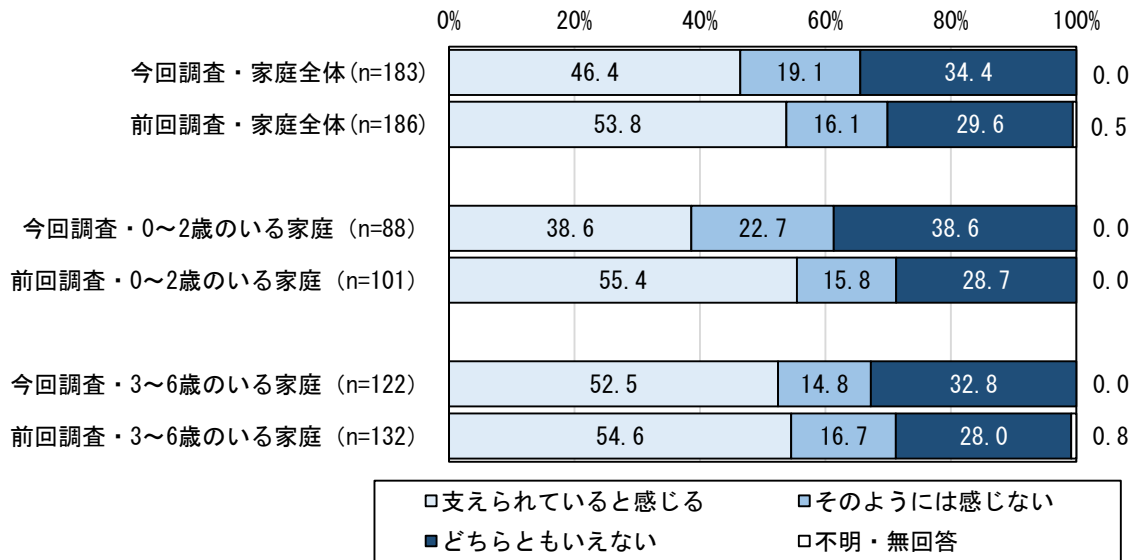
◆子育てについて感じていること



家庭全体では、「楽しいと感じることの方が多し」が69.4%で最も多く、次いで「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」が24.0%、「その他」が2.7%となっています。

頼りにできる親戚・知人の有無別にみると、「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」が、頼りにできる親戚・知人が「だれもいない」人は62.5%と、頼りにできる人がいる人に比べ40ポイント以上多くなっています。

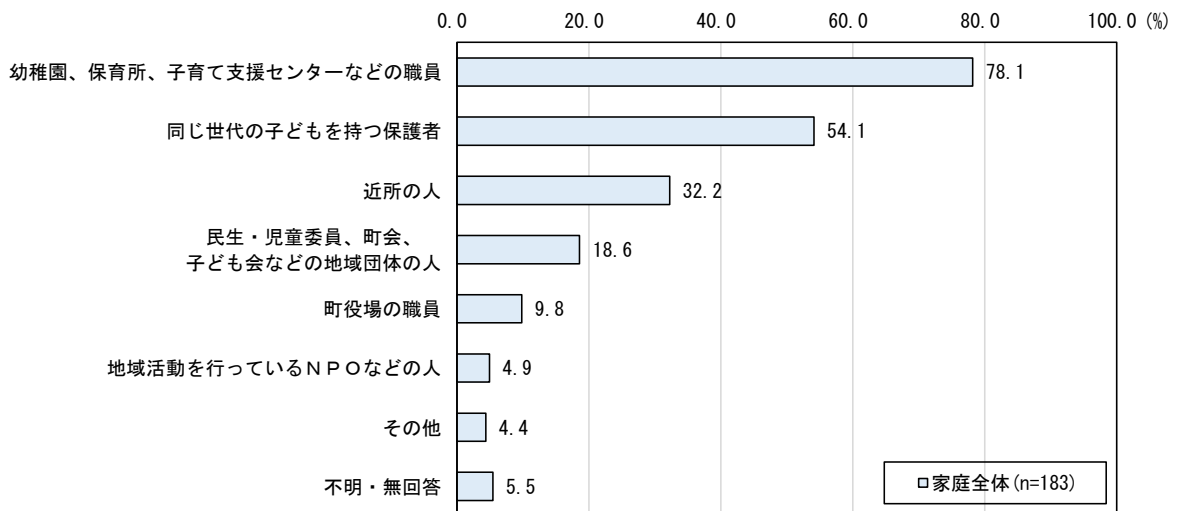
◆自分の子育てが地域の人に支えられていると感じるか



家庭全体では、「支えられていると感じる」が46.4%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が34.4%、「そのようには感じない」が19.1%となっています。

0歳から2歳の子どものいる家庭については、「支えられていると感じる」（前回から16.8ポイント減少）と「どちらともいえない」（前回から9.9ポイント増加）がともに38.6%で最も多くなっています。

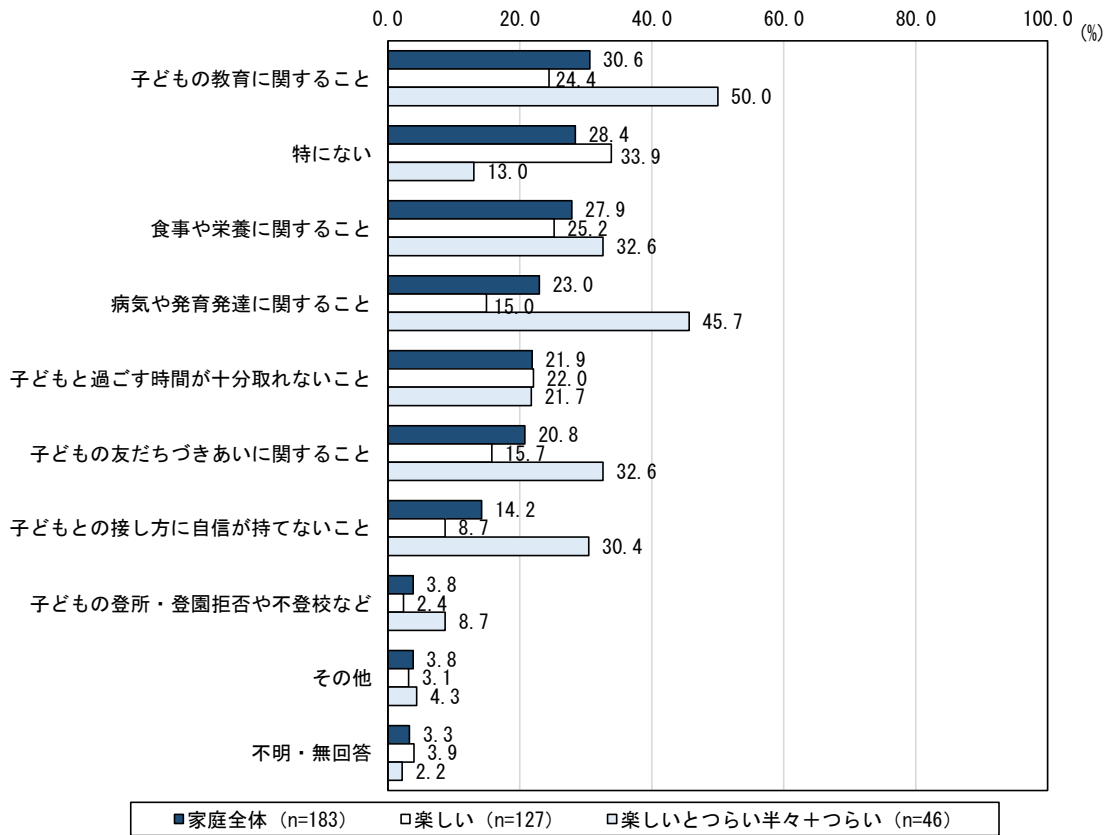
◆地域のどのような人から支えられていると感じるか・誰から支えてほしいか（複数回答）



「幼稚園、保育所、子育て支援センターなどの職員」が78.1%で最も多く、次いで「同じ世代の子どもを持つ保護者」が54.1%、「近所の人」が32.2%となっています。

◆子育てに関して日常悩んでいること、気になること（複数回答）

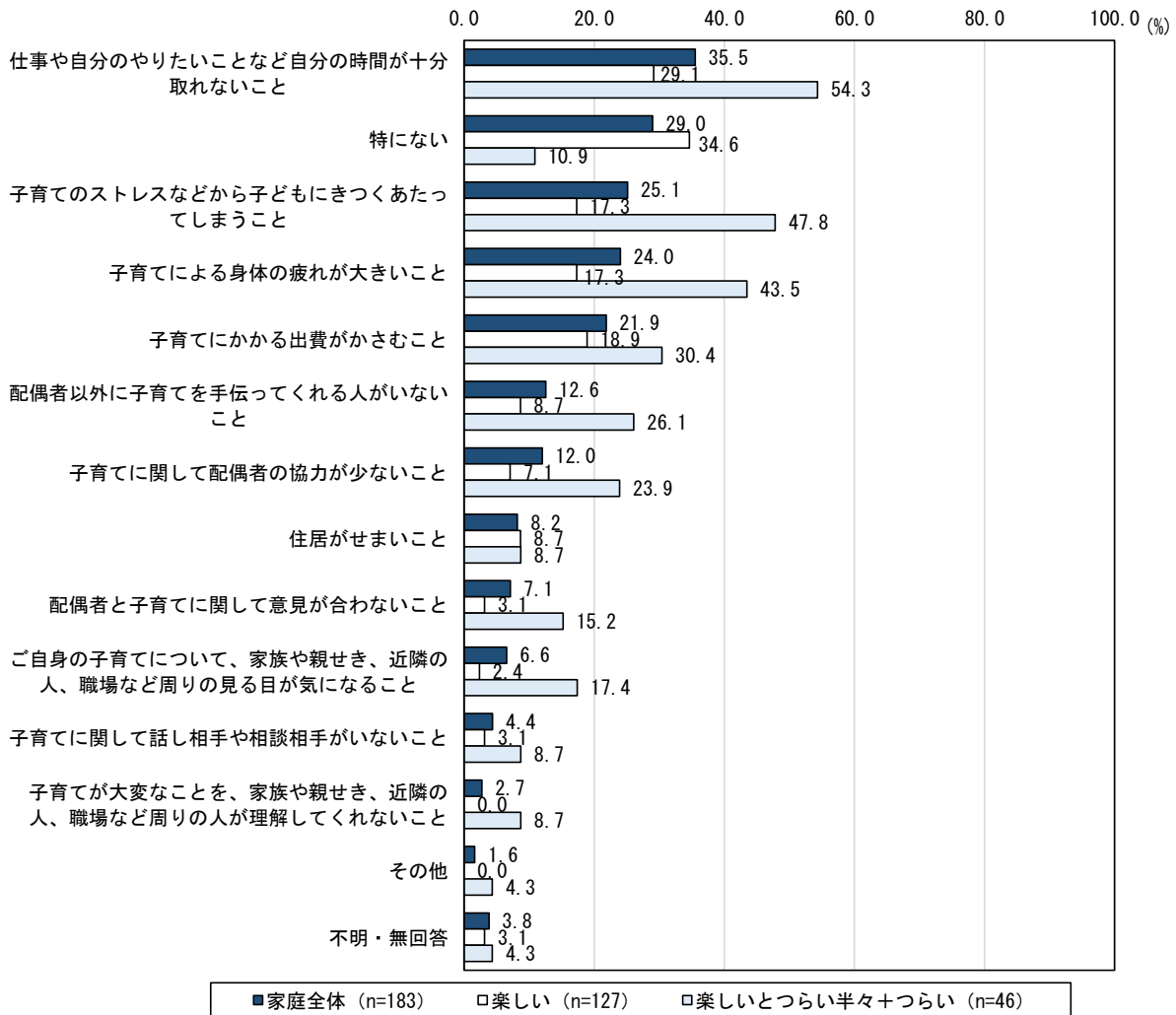
子どもに関すること



家庭全体では、「子どもの教育に関すること」が30.6%で最も多く、次いで「特にない」が28.4%、「食事や栄養に関すること」が27.9%となっています。

子育てについて感じていることで、「楽しい」と答えた人と、「楽しいとつらい半々+つらい」（「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」と「つらいと感じることの方が多し」と答えた人に分けてみると、「子どもの教育に関すること」、「病気や発育発達に関すること」、「子どもとの接し方に自信が持てないこと」が、「楽しいとつらい半々+つらい」と答えた人は、「楽しい」と答えた人に比べて20ポイント以上多くなっています。また、「子どもの友だちづきあいに関すること」が、「楽しいとつらい半々+つらい」と答えた人は、「楽しい」と答えた人に比べて10ポイント以上多くなっています。一方、「特にない」は「楽しい」と答えた人が、「楽しいとつらい半々+つらい」と答えた人と比べて20ポイント以上多くなっています。

保護者に関すること

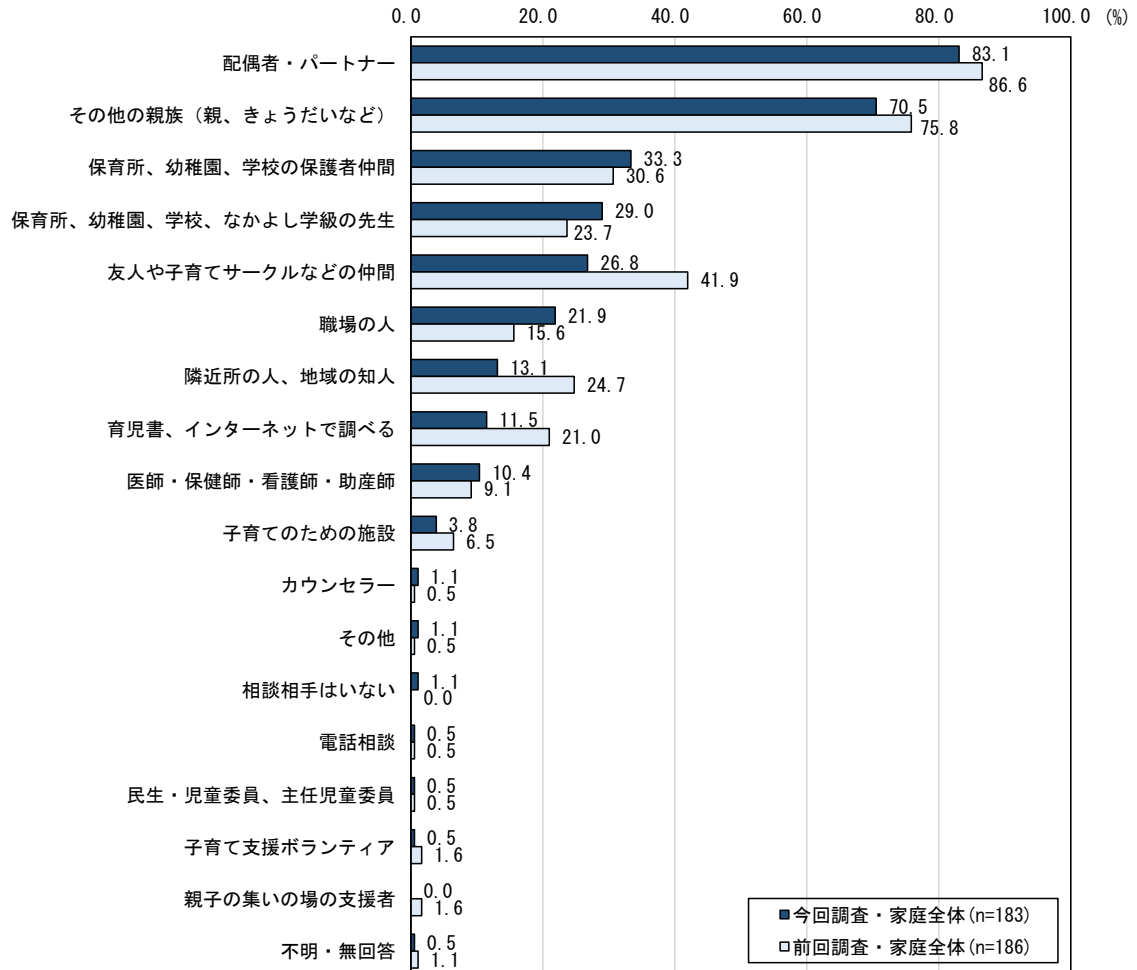


家庭全体では、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が35.5%で最も多く、次いで「特にない」が29.0%、「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」が25.1%となっています。

子育てについて感じていることで、「楽しい」と答えた人と、「楽しいとつらい半々+つらい」（「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」と「つらいと感じることの方が多し」と答えた人に分けてみると、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」、「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」が、「楽しいとつらい半々+つらい」と答えた人は、「楽しい」と答えた人に比べて20ポイント以上多くなっています。また、「子育てに関して配偶者の協力が少ないこと」、「配偶者と子育てに関して意見が合わないこと」、「ご自身の子育てについて、家族や親せき、近隣の人、職場など周りの見目が気になること」、「配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと」が、「楽しいとつらい半々+つらい」と答えた人は、「楽しい」と答えた人に比べて10ポイント以上多くなっています。「子育てが大変なことを、家族や親せき、近隣の人、職場など周りの人が理解してくれないこと」が、「楽しいとつらい半々+つらい」と答えた人は、「楽しい」と答えた人に比べて8.7ポイ

ント多くなっています。一方、「特にない」は「楽しい」と答えた人が、「楽しいと
つらい半々+つらい」と答えた人と比べて20ポイント以上多くなっています。

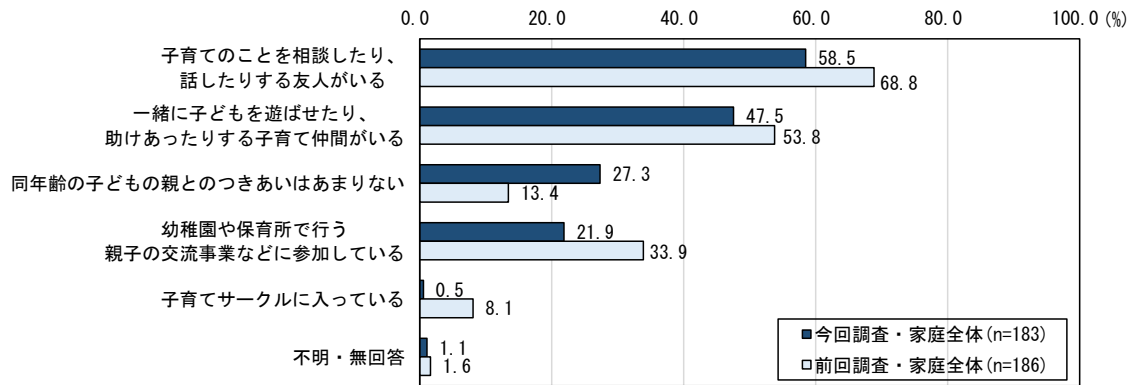
◆子育てに関する悩みや不安の相談先（複数回答）



「配偶者・パートナー」が83.1%で最も多く、次いで「その他の親族（親、きょうだいなど）」が70.5%、「保育所、幼稚園、学校の保護者仲間」が33.3%となっています。

前回と比較すると、「友人や子育てサークルなどの仲間」が、今回は26.8%と前回より15.1ポイント減少しています。「隣近所の人、地域の知人」が、今回は13.1%と前回より11.6ポイント減少しています。「育児書、インターネットで調べる」が、今回は11.5%と前回より9.5ポイント減少しています。

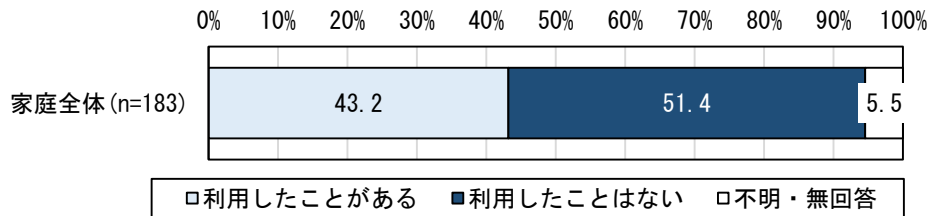
◆親同士のつきあい、子育て仲間の状況（複数回答）



「子育てのことを相談したり、話したりする友人がいる」が58.5%で最も多く、次いで「一緒に子どもを遊ばせたり、助けあったりする子育て仲間がいる」が47.5%、「同年齢の子どもの親とのつきあいはあまりない」27.3%となっています。

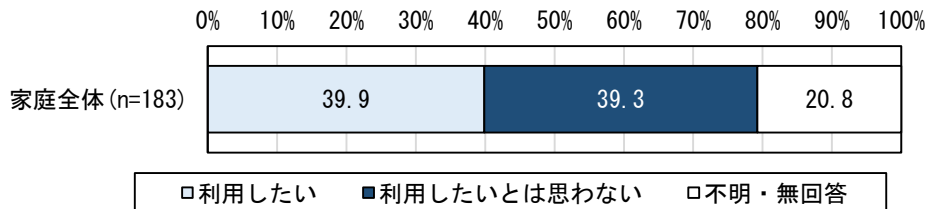
前回と比較すると、「同年齢の子どもの親とのつきあいはあまりない」が、今回は27.3%と前回より13.9ポイント増加しています。「子育てのことを相談したり、話したりする友人がいる」「幼稚園や保育所で行う親子の交流事業などに参加している」は、前回より10ポイント以上減少しています。「子育てサークルに入っている」も、今回は8.1%と、前回より7.6ポイント減少しています。

◆田尻町地域子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）の利用状況



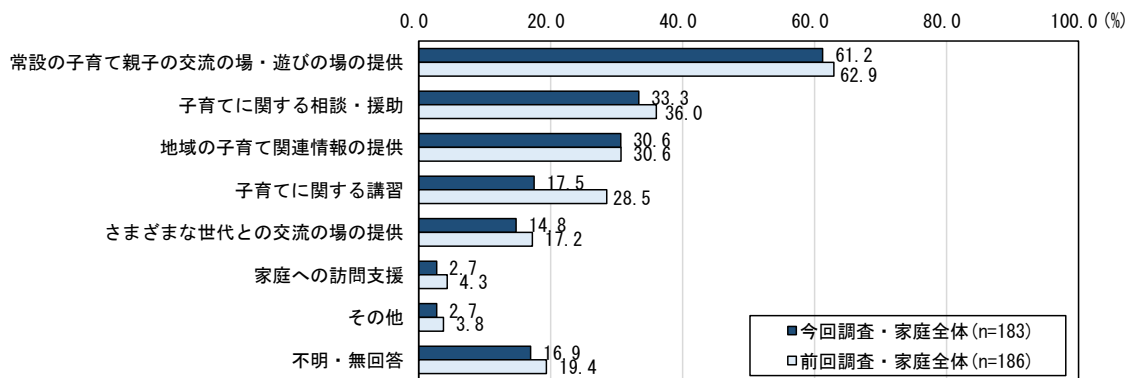
「利用したことはない」が51.4%、「利用したことがある」が43.2%となっています。

◆田尻町地域子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）の今後の利用希望



「利用したい」が39.9%、「利用したいとは思わない」が39.3%となっています。

◆地域子育て支援拠点事業で利用したいサービス（複数回答）

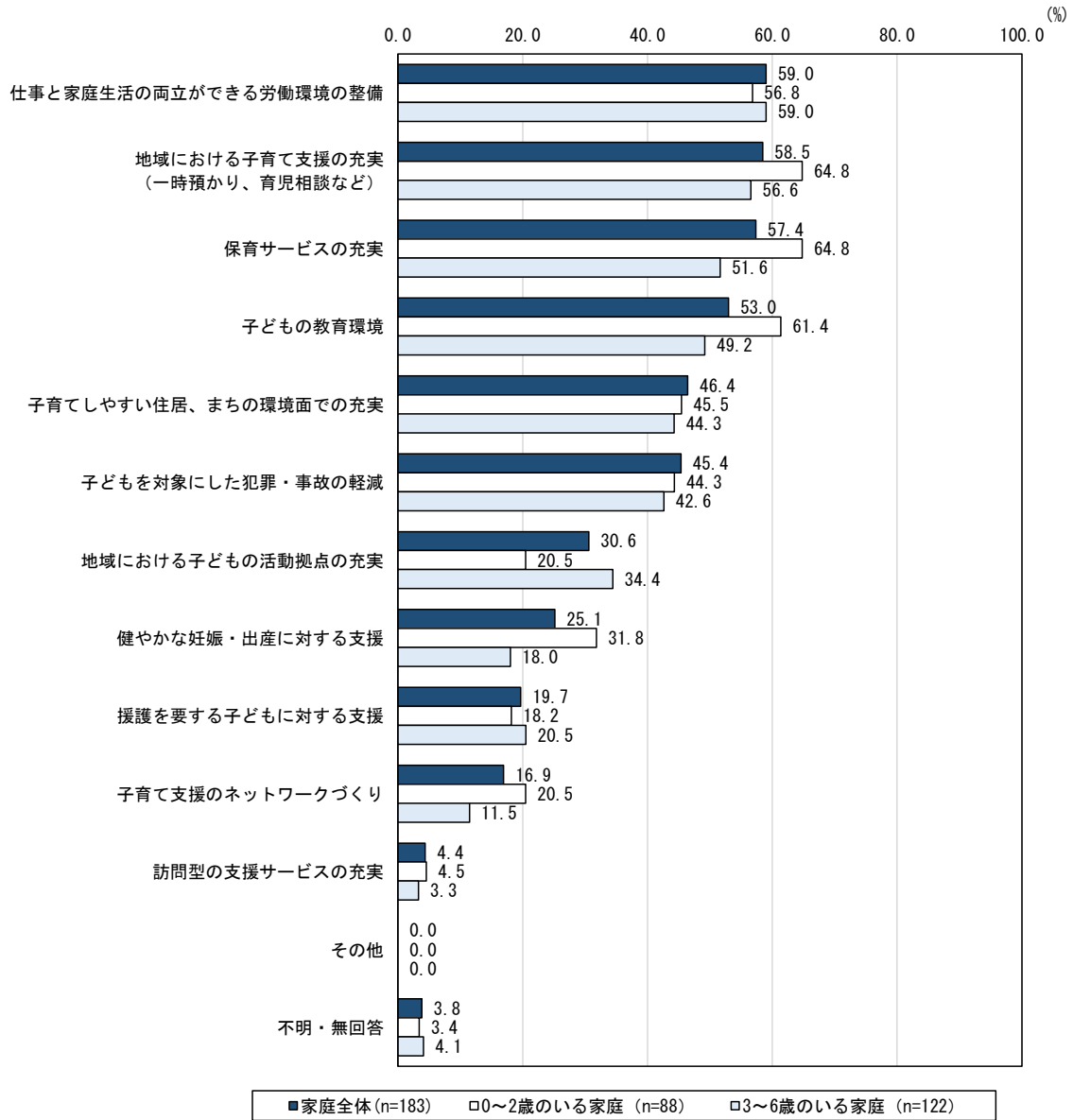


「常設の子育て親子の交流の場・遊びの場の提供」が61.2%で最も多く、次いで「子育てに関する相談・援助」が33.3%、「地域の子育て関連情報の提供」が30.6%となっています。

前回と比較すると、「子育てに関する講習」が、今回は17.5%と前回より11.0ポイント減少しています。



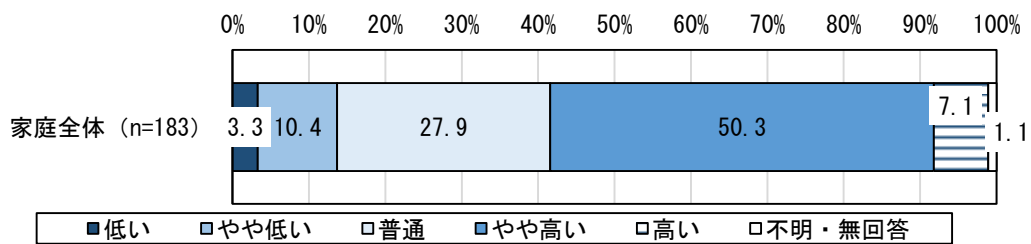
◆子育てを支援するために必要だと思うもの（複数回答）



家庭全体では、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が59.0%で最も多く、次いで「地域における子育て支援の充実」が58.5%、「保育サービスの充実」が57.4%となっています。

子どもの年齢別にみると、「健やかな妊娠・出産に対する支援」が、0歳から2歳の子どもがいる家庭では31.8%と、3歳から6歳の子どもがいる家庭より13.8ポイント多くなっています。「地域における子どもの活動拠点の充実」は、3歳から6歳の子どもがいる家庭では34.4%と、0歳から2歳の子どもがいる家庭より13.9ポイント多くなっています。

◆田尻町の子育ての環境や支援への総合満足度



「高い」と「やや高い」を合わせると57.4%、「普通」が27.9%、「低い」と「やや低い」を合わせると13.7%となっています。総合満足度は「高い」と「やや高い」と答えた人が約6割と半数を超えて多くなっています。

(3) 自由記述

「子どもたちが遊べる公園・広場の整備」の希望が最も多くなっています。



3 子どもに関わる施策の実施状況

本町では、平成 27 (2015) 年 3 月に策定した「第 1 期計画」に基づいて、子どもに関わる施策を実施してきました。実施状況は次の通りです。

(1) すべての子どもと子育て家庭への支援

地域における子育て支援体制づくり

施策名	施策の内容	実施状況と事業実績
子育て支援に向けた意識啓発	○広報誌への関連情報の掲載、啓発冊子の配布、講演会の開催などを通じて、地域における子育て支援の意識の啓発に努めます。	<p>■実施状況</p> <p>毎月地域子育て支援センターの行事を広報誌及びホームページに記載。地域子育て支援センター、田尻エンゼル(幼稚園、保育所)等子育て世代に対して関連する制度、手当説明及び手続きをまとめガイドブックを平成 29 (2017) 年度に作成し各種手当の届出時に配布。また住民課においても転入時に手渡しを行っている。</p> <p>■事業実績</p> <p>子育てガイドブックを平成 29 (2017) 年度に 3,000 部作成し、平成 30 (2018) 年度に 1,000 部配布した。平成 27 (2015) 年度から平成 30 (2018) 年度の各年度 12 回、広報誌・ホームページに掲載を行った。</p>
居場所と仲間づくりの支援	○保育所や幼稚園の地域での活動、園庭開放などを通じて、乳幼児期の子どもたちの遊び場、仲間づくりの場を提供するとともに、子育て中の保護者の負担、不安の解消を図ります。	<p>■実施状況</p> <p>○地域での活動：農業委員(田植え・稲かり)民生委員(七夕集会・カレンダー作り・あいさつ運動)フィオーレ南海訪問(交流・行事の予行へ招待する)。</p> <p>○園庭開放(毎週水曜 9時~16時・夏季休暇中、冬季休暇中も開放)。</p> <p>■事業実績</p> <p>農業委員との交流は平成 27 (2015) 年度から平成 30 (2018) 年度の各年度 2 回、フィオーレ南海との交流は各年度 3 回、民生委員との交流は各年度 5 回、園庭開放は平成 30 (2018) 年度と平成 31 (2019) 年度あわせて 57 回行った。</p>
地域子育て支援センター、つどいの広場事業	○就学前までの子どもと保護者を対象に、地域子育て支援センターにおいて、相談事業、親子教室、育児教室、子育てサークル・グループの支援、子育て情報の提供、ブックスタート事業等を実施し、子育てに不安や悩みを持つ保護者への支援、親子の情報交換、交流の場を提供します。	<p>■実施状況</p> <p>就学前の年代に応じた育児教室、食育講座、各種イベント、リトミック遊び、絵本の読み聞かせを行っている。また母親に向けた相談、支援なども行っている。</p> <p>平成 30 (2018) 年 4 月から地域子育て支援センターで一時的預かり事業を開始し一時的な保育の必要性に対応している。</p> <p>■事業実績</p> <p>平成 31 (2019) 年度は、育児教育・イベント・講座を 57 日、リトミック・絵本読み聞かせを 20 日、母親支援等を 26 日実施する。一時的預かりの平成 30 (2018) 年度の利用者数は 138 人であった。</p>
家庭における教育の支援	○子育て中の親同士が悩みを打ち明けあいながらつながりを確保する機会を提供します。また、親学習リーダー(ファシリテーター、主に子育てを終えた世代)を講師として学習会を開催し、親たちの不安や悩みの解消を図ります。	<p>■実施状況</p> <p>○主にエンゼル保護者を対象とした子育て前期の親への学習会。</p> <p>○小・中学校 P T A 役員を対象とした学習会。</p> <p>○中学生を対象としたこれから親になる世代への学習会。</p> <p>■事業実績</p> <p>親学習会を、平成 27 (2015) 年度から平成 30 (2018) 年度の各年度 2 回実施した。</p>

子育て支援制度・事業の充実

施策名	施策の内容	実施状況と事業実績
保育事業の充実	○保護者が日中就労等のために保育できない就学前児童を保育所で適切に保育するため、入所希望状況などに応じた受け入れに今後とも努めます。	■実施状況 入所申請の際に提出いただいた、入所理由証明書等の情報をもとに、保護者の希望に可能な限り応えた上で、1人でも多くお預かりができるよう努めている。 ■事業実績 同上。
	○様々な保育ニーズと供給体制とのバランスを勘案しつつ、関係機関と連携しながら保育事業の充実に努めます。	■実施状況 広域保育の委託については、田尻町立保育所に入所できなかった児童や、町外での保育をご希望の児童が1人でも多く入所できるよう、近隣市町村との連携を密にしている。 ■事業実績 同上。
保育内容の充実	○きめ細かな保育を行うため、保育士と保護者の日常的なコミュニケーション等を通じて、保育ニーズの把握に努めるとともに、研修等により保育士の資質・指導力の向上を図ります。	■実施状況 ○保育所児童・幼稚園児・様々な保育時間帯や家庭環境での子どもの育ちを理解した上で、個々に対するきめ細かな保育・指導を行っている。生活体験・実体験・集団での経験など子どもの育ちを保障できるよう機会を設けている。 ○保育士・教諭の資質向上を図る為、研修を実施（外部講師による園内研修・大阪府や田尻町主催の研修会への参加・泉南南部地区の幼稚園との公開保育実施）。 ■事業実績 同上。
	○保育事業における十分な人材を確保できるよう、人材の募集・採用・サービス提供方法等について検討します。	■実施状況 保育サービスの提供施設や事業ごとに提供サービスに適した人材を募集・採用し、配置できるよう努めている。 保育士不足に対応するため、報酬の見直しや募集方法の拡大に努めている。 必要に応じ、保育サービスの質的向上のため、勤務者に対し研修の受講等を促している。 ■事業実績 同上。
保育所の一元化 の推進	○総合施設としての保育所と幼稚園の質の向上と、生後～幼児期の子どもの実態に合った保育・幼児教育の実現を図ります。	■実施状況 保育所保育指針、幼稚園教育要領に基づいた保育教育計画の策定。0～5歳児の育ちを見通した保育計画及び実践。 ■事業実績 同上。
開かれた保育所づくり	○保育所、幼稚園、小学校、中学校との間の連携に努めるとともに、保護者との懇談会の開催や高齢者・ボランティアなど地域の人々との交流を促進し、開かれた保育所づくりを進めます。	■実施状況 ○保幼小中連携に関しては常に意識して行っている。管理職同士・現場の職員同士、双方の意識の向上が必要である。 ○通年を通して保護者の要望に応じて保育参観（公開保育）を実施、またボランティアさんによる園行事開催などを実施している。 ■事業実績 お話の会・手品クラブは、平成 27（2015）年度から平成 30（2018）年度の各年度 4 回行った。小学校との交流は平成 30（2018）年度は 6 回程度、中学校との交流は 2 回行った。

施策名	施策の内容	実施状況と事業実績
放課後児童クラブ（なかよし学級）の充実	<p>○保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象として、「放課後児童クラブ（なかよし学級）」を開設し、放課後の居場所・遊び場を確保します。</p>	<p>■実施状況 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～6年生の児童を対象として「なかよし学級」を実施している。 （平日）放課後～19：00 （土・三期休業中）8：00～19：00</p> <p>■事業実績 なかよし学級は、平成27（2015）年度は87人、平成28（2016）年度から平成31（2019）年度は約110人の児童が利用した（各年度4月1日時点）。</p>
	<p>○児童福祉法の改正に伴い、対象者を小学6年生までとするとともに、定員を拡大し、より多くの保護者が安心して働けるよう事業の充実に努めます。</p>	<p>■実施状況 平成27（2015）年度より対象者を小学6年生までに、平成28（2016）年度より定員を70人から120人に拡大した。</p> <p>■事業実績 同上。</p>
	<p>○国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後対策を総合的に推進していきます。</p>	<p>■実施状況 放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室は、連携して事業を実施している。</p> <p>■事業実績 同上。</p>
ファミリー・サポート・センター事業	<p>○保護者の仕事と育児の両立のため、特に臨時的・突発的な保育ニーズに応じられるよう、保育をする者（援助会員）と、子どもを預けたい保護者（依頼会員）とのマッチングを行い、相互援助活動を促進します。</p>	<p>■実施状況 ○平成27（2015）年度から社会福祉協議会へ事業を委託して実施。 ○年々登録会員数は増加しており、援助会員と依頼会員による相互援助の輪は広がっている。 ○依頼会員の登録の際には、1人の依頼会員に対し2人の援助会員とマッチングを行い、臨時的・突発的な保育ニーズへ臨機応変に対応できるよう備えている。</p> <p>■事業実績 援助会員数は、平成27（2015）年度は8人、平成28（2016）年度は10人、平成29（2017）年度は12人、平成30（2018）年度は10人であった。 依頼会員数は、平成27（2015）年度は35人、平成28（2016）年度は39人、平成29（2017）年度は46人、平成30（2018）年度は47人であった。 年間利用件数は、平成27（2015）年度は144回、平成28（2016）年度は83回、平成29（2017）年度は64回、平成30（2018）年度は9回であった。</p>
	<p>○講習会を開催し、援助会員の増員を図るなど、より充実した事業となるよう検討します。</p>	<p>■実施状況 ○年1回講習会を開催し、新規援助会員の増員や既存会員のスキルの維持を図っている。 ○一部の講習については、公開講座とし、一般の参加も可能としている。</p> <p>■事業実績 研修参加の延べ人数は、平成28（2016）・平成29（2017）年度は約60人、平成30（2018）年度は17人であった。</p>

施策名	施策の内容	実施状況と事業実績
各種手当の支給	○国の制度に基づき、対象となる児童を養育している保護者に対して、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当を支給します。	<p>■実施状況</p> <p>児童手当 6、10、2月の年3回支給、6月に現況届出受付。 児童扶養手当 4、8、12月の年3回支給、8月に現況届出受付。 特別児童扶養手当 4、8、12月の年3回支給、8月に現況届出受付。 各種決定通知、申請案内を行っている。</p> <p>■事業実績</p> <p>平成30(2018)年度は、児童手当は延べ3,804人、児童扶養手当は107人、特別児童扶養手当は13人が利用した。</p>
医療費の助成	○こども医療費助成により、15歳到達最初の3月末までの医療費の自己負担分を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	<p>■実施状況</p> <p>○平成28(2016)年7月から、対象年齢の上限を「15歳到達の年度末まで」から「18歳到達の年度末まで」に拡充。 ○平成29(2017)年4月から、18歳到達年度末までのひとり親家庭医療または障害児医療制度の対象児童に係る入院時食事療養費について、こども医療費助成制度の助成対象とする。 ○平成30(2018)年4月から、「医療費助成制度の自動償還システム」を導入し、1か月あたりの自己負担上限額(2,500円)を超過した対象者に対し、償還払いの案内を送付する。 ○年々、町として対象の拡充、制度の充実を図り、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めている。</p> <p>■事業実績</p> <p>医療費助成額は、平成27(2015)年度は2400万円程度、平成28(2016)年度は2600万円程度、平成29(2017)年度は3000万円程度、平成30(2018)年度は3300万円程度であった。</p>
利用手続きの改善とサービスの周知	○広報誌への定期的な情報の掲載、健診会場等でのPRなど子育て支援に関わる制度・事業の広報・周知に努めます。	<p>■実施状況</p> <p>子育て支援に関わる制度や事業については、広報だけでなく、町のホームページでも最新情報を掲載したり、情報をまとめた子育てガイドブックを作成・配布したりすることで、啓発活動に努めている。</p> <p>■事業実績</p> <p>平成29(2017)年度に子育てガイドブックを発行し、受付窓口を設置、出生・転入受付や定期健診の際に配布した。</p>



きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援

施策名	施策の内容	実施状況と事業実績
<p>要保護児童虐待防止など 児童虐待対策の推進</p>	<p>○要保護児童対策地域協議会の運営を通じて、庁内各課、関係機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見から発見後のフォローまでの要保護児童にかかる総合的な対応に努めます。</p>	<p>■実施状況 保育所、幼稚園、小学校、中学校と連携して学期ごとのケース会議の実施。学校関係課、健康課と情報共有しながら虐待児童の早期発見に努めている。養育支援訪問事業、啓発物品の配布、子ども家庭センターの研修会の参加。</p> <p>■事業実績 ケース会議は平成 27 (2015) 年度から平成 30 (2018) 年度の各年度 3 回、関係部署や学校教師による代表者会議は各年度 1 回、実務者研修会も各年度 1 回実施した。</p>
<p>障害の早期発見、早期療育</p>	<p>○乳幼児健康診査や健診後のフォロー等により、発達の遅れや心身に障害を持つ乳幼児に対し、関係機関と連携しながら、早期療育につながるよう支援します。</p>	<p>■実施状況 ○健診での保健師の問診や医師の診察で、発達・発育の状況を確認している。 ○1歳6か月健診、3歳6か月健診では必要時、臨床心理士による心理相談を実施し、健診の中でタイムリーに対応している。 ○1歳6か月健診でのフォロー児には、親子教室へ案内し、早期から介入を行っている。 ○幼稚園・保育所、療育施設等の関係機関と連携し、支援体制を整えている。</p> <p>■事業実績 平成 29 (2017) 年度は、5か月健診時のフォロー児数が 15 人、1歳6か月健診時フォロー児数が 31 人、2歳6か月歯科健診時フォロー児数が 17 人、3歳6か月健診時フォロー児数は 17 人であった。</p>
<p>障害児通所支援</p>	<p>○障害のある児童の療育を実施し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に通所する児童の保護者に対し障害児通所給付費を支給します。</p> <p>○町内に民間事業者を誘致し、多様な障害児通所サービスの実施を図るとともに、保護者や地域を含めた協力体制の構築を図ります。</p>	<p>■実施状況 ○利用対象者の人数は、年々増加しており、サービスを提供する通所支援事業所も近隣に増えている。認定の際には、保護者から聞き取り調査を行い、相談支援事業所から提出される利用計画書等と合わせて審査の上、必要となる支援を受けられるよう支給決定を行い、サービス利用後は、その費用にかかる通所給付費を支給している。 ○平成 30 (2018) 年度には、3歳～5歳児の対象者に係る児童発達支援等サービスの利用者負担金について、10月サービス利用分から、給付金の支給事業を行っている。</p> <p>■事業実績 4月時点での対象者数は、平成 27 (2015) 年度は 17 人、平成 28 (2016) 年度は 23 人、平成 29 (2017) 年度は 29 人、平成 30 (2018) 年度は 33 人、平成 31 (2019) 年度は 39 人であった。</p> <p>■実施状況 ○町内には、現在民間の通所支援事業所が 1 か所あり、町内の児童発達支援サービスが必要な就学前児童の多くが、当該施設を利用している。児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援のサービス提供を行っており、児童発達支援サービスを一通り提供できる体制が整っている。 ○また、療育の新規利用や進学等により対象児童の所管が変わる際には、対象児童の情報や支援の記録をまとめた引継ぎ書 (STEP) を作成し、引継先の関係施設または機関との円滑な支援の引継ぎに努め、支援に必要な協力体制を整えている。</p> <p>■事業実績 町内の事業所の利用者数は、平成 27 (2015) 年度は 9 人、平成 28 (2016) 年度は 15 人、平成 29 (2017) 年度は 18 人、平成 30 (2018) 年度は 24 人であった。</p>

仕事と子育ての両立の推進

施策名	施策の内容	実施状況と事業実績
子育てがしやすい職場環境づくり	○住民・労働者・事業主に対して、育児休業制度等の子育てと仕事の両立に関わる法制度についての広報・啓発活動を推進し、意識の高揚を図ります。	<p>■実施状況</p> <p>育児休業制度に限らず、国、大阪府、関係機関等から情報提供のあったものについては、産業振興課及び就労支援センターの窓口、広報誌やホームページにより、積極的に広報・啓発活動を行っている。</p> <p>■事業実績</p> <p>同上。</p>
	○ハローワーク及び岸和田子ども家庭センター等との連携により、求人情報の提供など就職困難者に応じた相談事業の展開を図ります。	<p>■実施状況</p> <p>ハローワーク、岸和田子ども家庭センターに限らず、国、大阪府、関係機関から提供のあった求人情報については、産業振興課及び就労支援センターの窓口で配架するなど情報提供に努めている。</p> <p>また、就職困難者に応じた就労相談についても実施している。</p> <p>■事業実績</p> <p>同上。</p>
男女共同による子育ての推進	○女性総合相談（DV・就労・健康等）の実施など、子育て生活に関連する女性の様々な悩みや不安を解消するために、気軽に相談できる機会をつくります。	<p>■実施状況</p> <p>原則毎月第1金曜日（10時～13時、1枠50分の3枠）に田尻町総合保健福祉センター1階の相談スペースほっ・・・と。において、女性専門カウンセラーによる女性総合相談を実施している。</p> <p>■事業実績</p> <p>女性総合相談の利用者数は、平成27（2015）年度から平成29（2017）年度の各年度15人前後であった。</p>
	○母子保健事業等を通じて父親の積極的な子育て参加を啓発していきます。	<p>■実施状況</p> <p>男女共同参画社会づくり講座や講演会を開催したり、広報誌を通じて、男女共同参画についてや父親の子育て参加等について啓発している。</p> <p>■事業実績</p> <p>講演会・講座を、平成27（2015）年度から平成30（2018）年度の各年度1回実施した。参加人数は、平成27（2015）年度は50人、平成28（2016）年度は19人、平成29（2017）年度は34人であった。</p>

(2) 仕事と子育てとの両立の推進

母子保健事業の推進

施策名	施策の内容	実施状況と事業実績
妊婦の健康づくり	<p>○妊娠届出時に母子健康手帳を交付し、事業の啓発や妊婦相談を実施します。また、妊婦健康診査の公費負担、妊婦の歯科健診の推進及び公費負担など、妊娠中の健康管理に関する事業を進めます。</p>	<p>■実施状況</p> <p>○妊娠届時に母子健康手帳を交付し、保健師による全数面接を実施している。そこで、妊娠中の状況に関するアンケートを実施し、相談を受けたり、リスクアセスメント等を行い、リスクが高い妊婦も安心して出産を迎えられるよう支援している。</p> <p>○母子健康手帳交付とともに、妊婦健診や妊婦教室の啓発、産婦健診や乳幼児健診、事業の案内等を行っている。</p> <p>○就労中の妊婦が妊婦教室に参加できるように休日開催を実施した。</p> <p>■事業実績</p> <p>平成 29 (2017) 年度は、妊娠届出数が 77 件、妊婦教室参加者数が 32 人、妊婦健診受診数が 117 人であった。</p>
不妊治療、不育症治療を行う方への支援体制の充実	<p>○不妊（男性不妊を含む）、不育症治療助成事業として、不妊や不育に悩む方への相談事業、公費助成を実施します。</p>	<p>■実施状況</p> <p>○総合的不妊不育治療助成として、不妊不育の治療費や検査費等の助成を行っている。</p> <p>○不妊不育症治療の助成事業や相談事業について、広報誌やホームページを利用して情報提供を実施している。</p> <p>■事業実績</p> <p>不妊不育治療費助成申請者数は、平成 27 (2015) 年度から平成 29 (2017) 年度の各年度 10 人程度であった。</p>
乳幼児健康診査の充実	<p>○乳幼児の健全な発育・発達を促進するため、5 か月児健康診査、1 歳 6 か月健康診査、2 歳 6 か月児健康診査、3 歳 6 か月児健康診査の実施と、未受診者に対する受診勧奨に努めます。</p> <p>○子どもの心身の発達、発育の偏りや疾病の早期発見と、親の育児不安や知識不足等に対する支援の充実を図ります。また、他機関とも連携し、児童虐待の早期発見・早期対応を視野に入れた未受診者の完全フォローとさらなる健診満足度の向上をめざし、実施していきます。</p>	<p>■実施状況</p> <p>○平成 28 (2016) 年度は 1 歳 6 か月健診で 1 人、平成 29 (2017) 年度は 3 歳 6 か月健診で 2 人未受診者がいたものの、いずれも未受診時対応ガイドラインの対応期間内に現認できている。</p> <p>○未受診の場合は、対応期間内の健診へ案内し受診勧奨している。</p> <p>■事業実績</p> <p>同上。</p> <p>■実施状況</p> <p>○健診時に集団指導を実施し、年齢に応じた子どもの発達・発育の特徴や、生活面・栄養面の指導等を行っている。</p> <p>○健診で保健相談の時間をつくり、一人ひとり個別に相談の機会を設けている。</p> <p>○他機関との連携を行い、未受診者のフォローを実施している。</p> <p>■事業実績</p> <p>同上。</p>

施策名	施策の内容	実施状況と事業実績
発育に関する情報提供・相談支援 乳幼児の健康づくり、	○乳幼児のいる家庭を保健師・助産師等が訪問し、子どもの健康管理や子育てに関する相談支援をしています。	■実施状況 ○助産師による新生児訪問と保健師による2か月児訪問を行っている。 訪問時に身長・体重測定や健康状態の観察、子育て相談等を実施している。 ○相談内容に応じて支援事業の案内等を行っている。 ■事業実績 平成29(2017)年度は、40件の助産師による新生児訪問、63件の保健師による2か月児訪問を行った。
	○各種健康診査事業等において、乳幼児の健康管理や発育・発達、子育てなどの母子保健に関する情報提供や相談支援を行います。また、窓口・電話等随時対応します。	■実施状況 ○健診時に、乳幼児の健康管理や発育の観察、相談支援等を行っている。 ○育児相談を定期的に開催し、個別に相談を受けることができる機会を設けている。 ○随時窓口、電話での相談対応を行い、安心して子育てできる環境づくりに努めている。 ■事業実績 同上。
予防接種の実施	○各種感染症の予防のため、予防接種を行います。未接種者に対しては、健診時などを通じて勧奨に努め、接種率の向上をめざします。	■実施状況 ○妊娠届け出時に予防接種の必要性についてパンフレットを配布している。 ○2か月児訪問で予防接種問診票と予防接種実施医療一覧を手渡し、予防接種の勧奨を行っている。 ○健診時に母子手帳で予防接種歴を確認し、適宜勧奨している。 ○予防接種実施医療機関について、現行は1市2町のみであったが、平成31(2019)年度から3市3町の医療機関で接種可能となるよう体制を整備している。 ■事業実績 同上。
乳幼児期における食育の推進	○妊娠期から乳幼児期を通じた正しい食習慣を身につけていくため、乳幼児健康診査等の母子保健事業等において、子どもの発達段階に応じた栄養や食育に関する知識の普及を図ります。	■実施状況 妊娠期～乳幼児期において、健康たじり保健計画の目標に基づき、“バランスの良い食事”“食への関心を持つ”“家族一緒に食事する”といった基本的な食習慣の定着を図り、将来自らの健康を維持する力を身につけるために、健診や親子教室、食体験事業等を通じて知識の普及や調理実習を行っている。また、地域での食育推進の役割を担っていた食生活改善推進協議会が平成29(2017)年度末で解散、平成30(2018)年度は新たに食育推進ボランティアを養成し、地域住民と一緒に食育を推進できるような取り組みを行っている。 ■事業実績 平成29(2017)年度は、健診集団指導・個別栄養相談は延べ96人、親子教室は延べ249人、親子ふれあい食体験事業は延べ30人の参加があった。

施策名	施策の内容	実施状況と事業実績
<p>関する情報提供</p> <p>事故防止対策に</p>	<p>○乳幼児健康診査や健康教育事業において、転落や骨折、やけど、誤飲など家庭内での事故防止対策に関する情報を提供し、保護者に対して年齢に応じた事故とその予防について意識の向上を図ります。</p>	<p>■実施状況</p> <p>5か月児、1歳6か月、3歳6か月健診時にパンフレットを用いて、年齢に応じて起きる可能性の高い事故や事故予防方法について集団指導を行っている。</p> <p>■事業実績</p> <p>平成29(2017)年度は、67人が5か月児健診を受診、63人が1歳6か月児健診を受診、55人が3歳6か月児健診を受診した。</p>
<p>小児医療の充実</p>	<p>○子どもの急病や事故の時にすばやく対応できるよう、かかりつけ医を持つことを推奨するとともに、医師会などの関係機関と連携し、夜間や休日等における小児救急医療体制の充実に努めます。</p> <p>○夜間や休日など緊急時に対応できる医療機関について母子保健事業での紹介や乳幼児健診・広報等を通して情報提供していきます。</p>	<p>■実施状況</p> <p>小児救急医療体制の充実のために、泉州医療圏二次医療機関運営費の補助を行っている。</p> <p>■事業実績</p> <p>同上。</p> <p>■実施状況</p> <p>○2か月児訪問時に夜間休日の救急外来対応病院の一覧表を手渡している。</p> <p>○妊娠届出時や2か月児訪問時等に母子保健事業について案内を行ったり、広報誌やホームページへの掲載もしている。</p> <p>■事業実績</p> <p>同上。</p>
<p>未熟児の養育</p> <p>医療費の給付</p>	<p>○体重が2,000g以下の出生や身体機能が未熟な状態の出生された場合で、指定医療機関で入院が必要な場合に、入院費用を公費負担します。</p>	<p>■実施状況</p> <p>○平成25(2013)年度から給付を行っている。</p> <p>○申請者数は平成25(2013)年度に1件、平成30(2018)年度に1件であった。</p> <p>■事業実績</p> <p>同上。</p>
<p>妊娠前から子育て期にわたるまでの切れ目のない</p> <p>支援体制の構築</p>	<p>○産前、産後のサポート事業、産後ケア事業体制を充実します。</p>	<p>■実施状況</p> <p>○平成28(2016)年4月から子育て世代包括支援センターを開設している。また、産後ケア訪問、産後交流会を実施している。</p> <p>○平成30(2018)年4月からは、産後ケア事業と産婦健診を開始している。</p> <p>■事業実績</p> <p>平成30(2018)年度は、4人が産後ケア訪問を利用し、35人が産後交流会に参加した。</p>

思春期保健対策の充実

施策名	施策の内容	実施状況と事業実績
思春期ふれ愛体験学習の充実	<p>○各年代に応じて、命の授業や子どもの発達等に関する教育、乳幼児とのふれあい、妊婦さんとの交流などの学習機会を提供することにより、自分自身や周囲の人々の命の尊さを知るとともに、父性・母性、性やタバコ、栄養等の正しい知識の普及を図ります。</p>	<p>■実施状況</p> <p>○小学生、中学生を対象に命を育む事業・思春期ふれ愛体験学習を行っている。</p> <p>○小学生に対して、養護教諭と町保健師との連携で、乳児の沐浴体験や児童の発達段階に応じて、年間指導計画に位置付けて「命の学習」を展開している。沐浴体験や出産疑似体験等を通して命の大切さについて授業を実施している。また、保健の授業では、薬物やタバコについての正しい知識を学び、生涯に渡って健康な生活を送ることができるよう学習の積み上げを行っている。</p> <p>○中学生には、赤ちゃん抱っこ体験や妊婦体験、助産師の講演等を実施し、命の尊さや性についての正しい知識の普及を行った。</p> <p>■事業実績</p> <p>平成 30 (2018) 年度は、思春期教室を 13 回開催し、400 人が参加した。乳幼児とのふれあい体験学習は各年度 1 回実施した。</p>
食育の推進	<p>○保育所、幼稚園、学校等において、健康に気をつけながら豊かな食生活を送ることができるよう、子どもたちの自己管理能力を培います。</p>	<p>■実施状況</p> <p>○保育所や幼稚園では、「望ましい食生活の習慣の形成」「正しい食事のとり方、態度、習慣を養う」「豊かな心情と好ましい人間関係を育成」を目標に、年間計画を作成し実施している。子どもの発育状況に応じて家庭と協働し離乳食のステップアップを進めている。</p> <p>○小中学校では、給食指導をはじめ、栄養教諭が中心となり、各教科との関連の中で食育についての学びを深めている。</p> <p>■事業実績</p> <p>保育所では、栽培活動、調理員との交流（平成 27 (2015) 年度から平成 30 (2018) 年度の各年度 1～2 回）、栄養士による食育指導（各年度 2 回）を行った。</p>
心の悩みに対する相談支援体制の充実	<p>○子どもたちの思春期特有の心の悩みに適切に対応するため、臨床心理の専門的な知識を持つスクールカウンセラーを活用し、子ども本人・教師・保護者の様々な相談に対応します。</p> <p>○思春期を迎える子どもの保護者などに対し、関係機関と連携を図りながら情報提供に努めます。</p>	<p>■実施状況</p> <p>大阪府からの中学校へのスクールカウンセラー配置に加え、小学校配置として町独自のスクールカウンセラーを 1 人配置し、町立学校の児童生徒や保護者、教職員を対象に相談事業を行っている。</p> <p>■事業実績</p> <p>平成 27 (2015) 年度から平成 30 (2018) 年度の各年度、小学校のカウンセリングルームは 39 回、中学校のカウンセリングルームは 35 回相談事業を実施した。</p> <p>■実施状況</p> <p>ふれ愛センター内に「たじりカウンセリングルーム」として、臨床心理士を 1 人配置している。町内在住の高校生までの児童生徒や、保護者に対し、相談事業を行っている。</p> <p>■事業実績</p> <p>平成 27 (2015) 年度から平成 30 (2018) 年度の各年度 45 回「たじりカウンセリングルーム」として相談事業を実施した。</p>

(3) 子どもたちの生きる力と豊かな心の育成

生きる力を育む教育環境の整備

施策名	施策の内容	実施状況と事業実績
地域に開かれた信頼される学校づくり・教育コミュニティの推進	<p>○教育活動の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図り、教育水準の向上に努めます。</p>	<p>■実施状況 ○自己評価（全職員対象に年2回）。 ○学校教育自己診断は実施なし。 ○各校園所が児童生徒・保護者を対象に教育評価アンケートを実施している。アンケート結果を踏まえて保護者の教育保育のニーズはどこにあるかを知り、改善に役立てる。</p> <p>■課題 同上。</p>
	<p>○学校評議員制度の活用などに努め、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めます。</p>	<p>■実施状況 学校評議員制度の活用はできていない。</p> <p>■事業実績 なし。</p>
	<p>○学校・家庭・地域の協働により教育コミュニティを推進していくため、田尻中学校区地域教育協議会（たじり try・あぐる）による学校支援活動を推進します。</p>	<p>■実施状況 地域と学校とを結びつける様々な行事を実施し教育コミュニティづくりを推進している。土曜日の午前中に学校開放として、「たじりドキドキ広場」、地域の音楽活動団体と学校園所が一緒になって開催する「ハートフルコンサート」、こども 110 番の旗運動に賛同している家庭を子どもたちが訪問する「こども 110 番ウォークラリー大会」など。</p> <p>■事業実績 平成 27 (2015) 年度から平成 30 (2018) 年度の各年度、たじりドキドキ広場は 90 回程度実施し、ハートフルコンサートは 300 人、こども 110 番ウォークラリー大会は 100 人程度が参加した。</p>
楽しい授業、わかる授業の一層の推進	<p>○少人数指導や習熟度別指導の充実を図り、子どもたちの学習意欲を向上させ、できる喜びやわかる喜びが実感できる授業を行えるよう学習指導方法の工夫改善に努めます。</p>	<p>■実施状況 小学校では、高学年を中心に算数の少人数習熟度別指導を実施している。中学校では、数学、英語の少人数習熟度別指導を実施している。</p> <p>■事業実績 同上。</p>
	<p>○小中学校における英語教育の充実にも引き続き取り組みます。</p>	<p>■実施状況 小・中学校での教員の指導力の向上を推進するとともに、外国人英語指導助手を 2 人配置し、子どもたちが学んだ英語を活用する場を提供することで、英語によるコミュニケーション能力の育成をめざしている。町立中学校の生徒には年間 1 回の英検受験料を補助し、中学校全体での受検を実施している。</p> <p>■事業実績 中学校では平成 27 (2015) 年度から平成 30 (2018) 年度の各年度 2 回英検を実施した。</p>

施策名	施策の内容	実施状況と事業実績
人権教育の推進	○特別活動や総合的な学習の時間を活用し、様々な人権課題に対する正しい理解を深め、人権感覚の豊かな子どもたちの育成に努めます。	■実施状況 大阪府教育委員会から提供された「人権教育教材集」及び「人権教育の教材・資料」を活用し、授業を行っている。 ■事業実績 同上。
情報教育の推進	○数多くの情報の中から子どもが主体的に判断し、コミュニケーションを創造していく能力（メディアリテラシー）を身につけていくことがますます重要となるため、情報モラル教育に継続的に取り組みます。 ○学校における情報通信機器の導入・更新など学校ICT環境の整備に引き続き努めます。	■実施状況 企業や警察に来ていただき情報モラル（スマートフォンやインターネットの使い方）についての授業を実施した。 ■事業実績 平成 29（2017）・平成 30（2018）年度は各年度 1 回企業による出前事業を実施した。 ■実施状況 ①平成 29（2017）年度に学校 ICT 環境の整備を行った。ネット環境の整備、タブレット PC や校務支援システム、デジタル教材などを導入した。 ②小・中学校の授業における学びの理解度、学びやすさの向上を図ることを目的に、教育系システム及び校務系システムの構築及び活用を推進する。 ○学校 ICT の積極的な活用のための情報機器の整備。 ○学校業務の省力化。 ○セキュリティ対応の強化。 ■事業実績 平成 27（2015）年度から平成 30（2018）年度の各年度、PC 教室を小学校では 630 時間、中学校では 280 時間活用した。
中学生を対象とした職業体験	○中学 2 年生を対象とした職業体験を行い、生徒が仕事の大切さや働くことの喜び、厳しさを体験し、将来の進路を考える機会とするなど、職業感の育成を図ります。	■実施状況 毎年、中学校 2 年生の職業体験に向け、小学校から系統的なキャリア教育を実施している。 ■事業実績 平成 27（2015）年度から平成 30（2018）年度の各年度 1 日、職業体験を実施した。
子ども読書活動の推進	○子どもたちが自主的に読書活動できるよう、就学前からの読書習慣の確立をめざし、学校・家庭・地域等が一体となって読書に親しむ機運を高め、読書の楽しみや大切さを身につける取り組みを進めます。	■実施状況 ①毎月第 3 土曜日に公民館図書室で「おはなし会」を実施 ○「おはなし会」の内容は、ボランティアグループ「はっぴいぶっく」による手遊びや絵本の読み聞かせ、紙芝居等で、対象は子どもだけでなく誰でも参加可能。 ○クリスマスや季節の行事に合わせて「おはなし会スペシャル」や関西国際センターと連携して研修生が母国語で絵本の読み聞かせを行う「おはなし会国際交流スペシャル」は子どもたちにも人気で、毎回多くの参加がある。 ②小学校では、週 1 回朝読を行っている。また、1 年～4 年生の児童には、地域の人に読み聞かせを行っていただいている。 ■事業実績 公民館図書館のおはなし会を平成 27（2015）年度から平成 30（2018）年度の各年度 12 回実施した。地域の人の読み聞かせは、各年度 10 回程度行った。

施策名	施策の内容	実施状況と事業実績
子ども読書活動の推進 〈続き〉	○公民館図書室の子ども向け蔵書数の充実と利用促進を図ります。	<p>■実施状況</p> <p>○絵本の蔵書数は全体の蔵書数の過半数を占めており、充実している。</p> <p>○新刊購入の際には、司書の選書だけでなく、小中学校司書教諭や「はっぴいぶっく」と連携し、今子どもたちが関心があるジャンルの本を積極的に購入するように工夫している。</p> <p>■事業実績</p> <p>平成 29 (2017) 年度の総図書数は 12,243 冊で、児童書数は 7,024 冊となった。</p>
幼児教育の充実	○3～5歳児を対象に、幼稚園保育を実施します。	<p>■実施状況</p> <p>幼稚園としては、平成 28 (2016) 年度より3歳児保育を再開している。3歳児を「1つの完成期」と捉え、乳児期から抜け出して安定した面と、社会文化的な面での育ちをはじめの出発点という特徴を踏まえ3年間を見通した教育の実現をしている。</p> <p>■事業実績</p> <p>同上。</p>
	○幼稚園においては、各年齢の発達段階に応じた教育・保育カリキュラムにより、きめ細かな指導を行います。	<p>■実施状況</p> <p>幼稚園教育要領改訂・保育所保育指針改訂に伴い、改訂のポイントを理解し、各年齢の教育保育カリキュラムを策定。幼児期は心身の発達が盛んな時期であり、この時期に人格の基礎基盤が作られる。集団生活の中で「遊び」を中心にして、心身・意欲・態度を育て「遊びを通しての学びの基礎」を培っている。</p> <p>■事業実績</p> <p>同上。</p>
	○今後の乳幼児数の推移、幼稚園への入園ニーズなど動向を観察の上、幼保一元化を基礎とする幼稚園保育のあり方を検討します。	<p>■実施状況</p> <p>保護者の3歳児ニーズは高まり、3年保育を希望する家庭がほとんどである。集団生活での社会性の育ちに加え、基本的な生活習慣の自立を幼稚園に求める傾向がある。</p> <p>■事業実績</p> <p>同上。</p>

地域における青少年の健やかな育成

施策名	施策の内容	実施状況と事業実績
子どもの居場所づくりの推進	○学校施設や公民館などと既存の公共施設をはじめ、今ある資源を生かし、まちなかにいろいろな世代の子どもが活動できる居場所や遊び場、学習の場をつくりまします。	■実施状況 田尻中学校区地域教育協議会と連携して、子どもの居場所づくりを推進。 ■事業実績 平成 27 (2015) 年度から平成 30 (2018) 年度の各年度、たじりドキドキ広場を 90 回程度実施した。
キッズ・ルーム	○ふれ愛センター内に子どもたちが遊んだり学んだりできる居場所として「キッズ・ルーム」を開設し、児童の自主性や社会性の習得と心身の健全育成を図るとともに、子育て中の保護者の交流活動の推進を図ります。	■実施状況 遊具や絵本等を揃え、子どもたちの遊び場として、また保護者間の交流の場として機能している。移動ミュージアムや人形劇等といった民間事業者によるイベント委託の実施や、小学校及びエンゼルへの周知活動により、多くの人に利用していただいている。 ■事業実績 キッズ・ルームの延べ利用者数(2月末時点)は、平成 27 (2015) 年度は 2,081 人、平成 28 (2016) 年度は 4,793 人、平成 29 (2017) 年度は 6,650 人であった。
親子体験講座	○公民館講座の一環として子どもの作業を親が補助する形態の工作や料理教室等の講座を開催します。 ○親子が参加しやすいメニュー、希望の多いメニューを取り入れていきます。	■実施状況 親子ピザ作り講座、クリスマスケーキ作り講座、チョコスイーツ作り講座等の実施。 ■事業実績 平成 27 (2015) 年度から平成 30 (2018) 年度の各年度、3～4 回講座を実施し、各講座 40 人程度が参加した。
子ども向け講座	○公民館講座の一環として子どもだけで参加できる手品、工作等の教室を開催します。 ○子どもたちが参加しやすいメニュー、希望の多いメニューを取り入れていきます。	■実施状況 子ども陶芸体験講座、キッズ向け英会話(初級・中級)講座等の実施。 ■事業実績 平成 27 (2015) 年度から 29 (2017) 年度は各年度 10 回程度教室を実施し、各教室 60～80 人程度が参加した。平成 30 (2018) 年度は 19 回教室を実施し、各教室 190 人程度が参加した。
人形劇	○子どもが興味を持つ公演等を開催し、子どもが文化に触れる機会を提供します。	■実施状況 NPO 法人「おはなしキャラバン つばさ」による人形劇の実施。 ■事業実績 平成 27 (2015) 年度から平成 30 (2018) 年度の各年度 1 回人形劇を実施し、50 人程度が参加した。
放課後子ども教室推進事業	○平日の放課後や土曜日に子どもが自由に参加できる居場所として「まなび舎 Kids」、「たじりドキドキ広場(TDF)」を開設し、希望者へ学習指導や各種遊びのメニューを提供します。	■実施状況 田尻中学校区地域教育協議会が主体となり、地域と学校とを結びつける様々な行事を実施し教育コミュニティづくりを推進している。土曜日の午前中に学校開放として、「たじりドキドキ広場」、地域の音楽活動団体と学校園所が一緒になって開催する「ハートフルコンサート」、こども 110 番の旗運動に賛同している家庭を子どもたちが訪問する「こども 110 番ウォークラリー大会」など。 ■事業実績 平成 27 (2015) 年度から平成 30 (2018) 年度の各年度、たじりドキドキ広場を 90 回程度実施し、ハートフルコンサートは 300 人、こども 110 番ウォークラリー大会は 100 人程度が参加した。

施策名	施策の内容	実施状況と事業実績
放課後子ども教室推進事業 （続き）	○国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後対策を総合的に推進します。	■実施状況 放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室は、連携して事業を実施している。 ■事業実績 平成 27 (2015) 年度から平成 30 (2018) 年度の各年度、たじりドキドキ広場を 90 回程度実施した。
小地域ネットワーク推進事業	○地域子育て支援センターにおける親子との交流、たじりドキドキ広場との合同による世代間交流イベント（エエ子フェスタ）など、世代間交流を通じて地域社会でのつながりを強め、子どもの育成と子育て支援の充実を図ります。	■実施状況 世代間交流として、地区福祉委員が中心となり、地域子育て支援センターで 1 回、夏休み期間中にたじりドキドキ広場にて縁日遊びを 1 回開催。 ■事業実績 平成 27 (2015) 年度から平成 30 (2018) 年度の各年度、たじりドキドキ広場のイベントは 60 人程度、地域子育て支援センターのイベントは、50～75 人が参加した。
老人福祉センター事業	○老人福祉センターのユーザーサロンにおいて、小学校の休み期間中に町内の小学生を対象にした囲碁や将棋の自由開放を行い、世代間交流を行う場所を提供します。	■実施状況 月曜日から金曜日、9時から17時まで、ふれ愛センター2階の一部を自由解放し囲碁、将棋などを通じ世代間交流を行う。 ■事業実績 平成 27 (2015) 年度から平成 30 (2018) 年度の各年度、延べ 3,000 人程度が参加した。
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	○小学校高学年を対象とした非行防止・犯罪被害防止教室の開催、少年サポートセンターによる生活指導を通じて児童の規範意識を醸成し、犯罪に巻き込まれないための行動を身につけさせ、子どもの健全な育成を推進します。	■実施状況 小学校 5 年生を対象に、岸和田少年サポートセンターによる非行防止教室を実施している。 小学校 6 年生、中学生を対象に泉佐野警察署による非行防止教室を実施している。 ■事業実績 平成 27 (2015) 年度から平成 30 (2018) 年度の各年度 3 回、非行防止教室を実施した。
薬物乱用防止対策の推進	○青少年非行の中で重要な課題である薬物乱用を防止するため、関係機関・団体とともに薬物乱用防止教室を実施するなど、総合的な防止対策の推進に努めます。	■実施状況 養護教諭を中心に保健の授業での取り扱いを基本としている。また、中学校では泉佐野警察署による薬物乱用防止教室を実施している。 ■事業実績 平成 27 (2015) 年度から平成 30 (2018) 年度の各年度 1 回、薬物乱用防止教室を実施した。
若年層に対する就労支援	○厳しい就労環境におかれている若年者に対して、地域就労支援センターにおいて就職情報の提供などを行い、子育て生活の基盤となる自立し安定した生活ができるように支援していきます。	■実施状況 国、大阪府、関係機関が実施する若年者への就職イベントや就職情報については、産業振興課及び就労支援センターの窓口や広報、ホームページにおいて情報提供を行っている。また、働くことに踏み出せない若者やその家族の悩みについては、泉州地域若者サポートステーションとすでに連携は図れており、受け皿は準備できている。 平成 30 (2018) 年に「就職応援就活印象アップメイク術」と題して 30～40 歳代の働きたい女性をターゲットに就職支援講座を開催し、28 人の参加があった。しかし、その後、フィードバック事業として位置付けて実施したイベントには参加者はなく、事業の継続の難しさを知る結果となった。 ■事業実績 同上。

(4) 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり

子どもを取り巻く安全の確保

施策名	施策の内容	実施状況と事業実績
交通安全対策の推進	<p>○小学校低学年、幼稚園・保育所児童を対象に交通安全教室を開催し、交通安全の大切さを学び、実践してもらうことで交通事故を未然に防ぎます。</p>	<p>■実施状況 小学校低学年、幼稚園・保育所（3～5歳児）の児童を対象に、年に一度、所轄の泉佐野警察署の警官を1人派遣してもらい、交通安全教室を行っている。 細い道路が多い田尻町にあわせた内容で、講話を行っている。</p> <p>■事業実績 小学1年生、2年生、幼稚園・保育所児童に、平成27（2015）年度から平成30（2018）年度の各年度1回交通安全教室を行った。</p>
	<p>○登下校時の子どもの安全を図るため、通学路のうち交通量の多い交差点において、「たじり子どもの安全見まもり隊」による見守り活動を実施します。</p>	<p>■実施状況 ○小学校の始業式の際に行われる、見まもりデーに泉佐野警察署から警官の派遣をしてもらい、特に危険なか所で見守り活動を行っている。 ○児童の登下校における見まもり活動地点を平成29（2017）年9月から町内4地点を5地点に増設した。 ○毎学期の始業式及び終業式（修了式）の登校時において、「見まもりデー」を実施し、平成30（2018）年1学期終業式から毎学期の終業式において泉佐野警察署との連携を図っている。</p> <p>■事業実績 平成29（2017）年度は、見守り隊延べ出動か所は1,800か所、見まもりデー実施回数は3回であった。</p>
	<p>○児童・生徒等が安心して登校できるよう交通安全対策事業を進めます。</p>	<p>■実施状況 ①年に一度、道路管理者と警察、教育委員会で、通学ルートの安全対策について話し合う会議を行っている。 会議の内容を踏まえ、平成30（2018）年度は交差点のカラー化や、啓発看板の設置などを行った。 ②各学校での交通安全教室の実施。 ③スクールゾーンの周知と通行不可の徹底。</p> <p>■事業実績 平成27（2015）年度から平成30（2018）年度の各年度、通学路安全推進会議を1回実施した。</p>
子どもを見守る活動の推進	<p>○地域の子どもたちを地域で守り、子どもが安心して暮らせる環境を確保するため、こども110番推進事業や地域住民等による防犯活動を推進し、安全・安心なまちづくりを進めます。</p>	<p>■実施状況 国からの依頼に基づき、小学校の通学路における緊急合同点検を平成30（2018）年度に実施した。 スクールガードリーダーによる登下校時を中心とした町内の巡回を実施している。</p> <p>■事業実績 平成27（2015）年度から平成30（2018）年度の各年度、100日程度、スクールガードリーダーによる登下校時の巡回を行った。</p>

施策名	施策の内容	実施状況と事業実績
学校等における安全教育、安全確保対策の充実	○幼稚園・保育所・学校において不審者侵入時の対応訓練を実施し、正当な理由なく校内に立ち入る者に対し、危険を察知し、迅速な対応を図りながら子どもの安全を確保するための体制を確立します。	■実施状況 ①小・中学校では、不審者対応危機管理マニュアルを全教職員へ周知徹底するとともに、泉佐野警察署から講師を招いて訓練を実施している。 ②保育所や幼稚園では、年3回、レベル1～3を想定して不審者避難訓練実施している。幼児に対しては、視聴覚教材を活用した教育を行っている。 ■事業実績 小中学校では、平成28(2016)年度から不審者対応訓練を各年度1回実施した。保育所・幼稚園では、平成27(2015)年度から平成30(2018)年度の各年度3回不審者避難訓練を行った。
	○緊急対応マニュアルの充実と周知徹底、施設・設備の改善など危機管理体制の充実に努めます。	■実施状況 ①小中学校では、各学校において毎年、緊急対応マニュアルの見直しを実施し、全教職員への周知を徹底している。また、必要に応じて訓練を実施している。 ②保育所や幼稚園では、不審者侵入時のフローチャートに基づく訓練を行っている。 ■事業実績 同上。
通学路の安全対策	○LED防犯灯、主要な交差点等への防犯カメラの設置、維持管理などを通じて、地域住民の安全確保に努めます。	■実施状況 防犯灯については、平成27(2015)年度から平成29(2017)年度にかけて市内の防犯灯をLED化。(平成27(2015)年度375台、平成28(2016)年度102台、平成29(2017)年度42台)。 防犯カメラについては、平成27(2015)年度10台、平成29(2017)年度6台増設。 ■事業実績 平成30(2018)年度末時点で、防犯灯(LED化済)は684台、防犯カメラは32台設置されている。
	○田尻町防犯連絡協議会に参加する各種団体による青色防犯パトロール車の見守り活動について、車両の維持管理、講習会の開催など、活動支援に努めます。	■実施状況 青色防犯パトロール車は役場で1台所有し、車検代やガソリン代等の維持管理費を負担している。 運転者育成のための講習会については年2回開催している。 ■事業実績 同上。

第3章 基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

子どもは次代を担うかけがえのない存在であり、その健全な育成は、子どものいる家庭のみならず、すべての町民にとっての喜びでもあります。誰もが安心して子どもを生き育てることができ、子どもがいきいきと健やかに育つ環境をつくることは、本町にとって非常に大きな目標です。子育てについて第一義的な責任を有する保護者が、安心して子どもを育てられるように、地域や学校、事業者、行政などが一体となって子ども・子育て支援に取り組み、子どもたちの笑顔をみんなで喜びあえるような社会にしていくことが大切です。

本町では、「第1期計画」において、『みんなで育む 元気な田尻っ子』を基本理念に掲げ、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業、その他様々な子育て支援策に取り組んできました。

本計画では、上記の基本理念を引継ぎつつ、子育てをめぐる環境の変化に対応しながら、すべての子どもが、ふれあいと心豊かな子ども時代を過ごし、いきいきと健やかに育つまちをめざします。

みんなで育む 元気な田尻っ子

子どもの笑顔があふれ 心ふれあう安心子育てのまち



2 計画の基本的な視点

(1) すべての子どもが健やかに成長できる環境づくり

障害、疾病、虐待、貧困など、きめ細かな配慮を必要とする子どもやその保護者を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、子どもたちの心身の健やかな成長を支援し、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざします。

子どもは、かけがえのない命をもつ一人の個人として尊重され、その人権が守られなければなりません。子どもの能力や可能性などを最大限に伸ばし、子どもたちが自分らしく成長できる環境づくりに努めます。

(2) すべての保護者が子育てや子どもの成長に喜びと楽しさを実感できる環境づくり

子どもを生み育てることに夢と希望がもてるよう、また、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや楽しさを実感できるよう、妊娠・出産期から切れ目のない多様な子ども・子育て支援の充実を図ります。

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、保護者の就労状況の変化等、子育てをめぐる環境の変化が見られます。こうした状況の中、保護者の子育てに対する負担感・不安感を軽減し、ゆとりを持って、子どもと豊かに関われる環境づくりに努めます。

(3) すべての人が協働して子ども・子育て支援に関われる環境づくり

地域や学校、事業者、行政など社会全体が、協働して子ども・子育て支援に関わっていきける環境づくりを進めます。本町は、概ね 1.5 キロメートル四方を行政区域とし、小学校区・中学校区とも全町域で1つという小さなまちであり、住民同士が互いに顔の見える距離感であるといえます。

このような“コンパクト・シティ”という地域特性を生かし、住んでいる人同士がお互いに支えあう、地域をあげた子ども・子育て支援環境づくりをめざします。

また、本町は、その規模の小ささゆえ、子どもの成長や子育て支援に関わる社会資源、施策・事業が人口や財政規模の大きな自治体と比較して十分に整っていない面もあります。このため、本町では町内における子育て環境の充実とともに、隣接する泉佐野市や泉南市をはじめ近隣自治体との連携といった広域的なネットワークの活用も図りながら、きめ細かい子ども・子育て支援環境づくりに努めます。

3 計画の目標

基本目標 1 子育てと仕事の両立を図る地域における子育て支援

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる環境は変化しています。また、出産後も就労の継続を希望する女性が増え、働き方が多様化しています。このような状況の中、多様なニーズに対応するため、乳幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量的拡充と質的改善を図るとともに、町内外への子育て支援に関する情報提供体制の充実等、地域における子育て支援体制づくりを進めます。また、情報提供や啓発等を通じて、仕事と子育ての両立支援を進めます。

基本目標 2 親と子の健康を支える環境づくり

親の育児に対する不安を軽減し、子どもを安心して生み育てられるように、母子の健康保持、疾病の予防や早期発見に対する体制の充実を図ります。また、子どもの発達段階に応じた食育や、次代の親づくりの基盤となる思春期保健対策を進めます。

基本目標 3 子どもたちの生きる力と豊かな心の育成

次代を担う子どもたちが、豊かな心と健やかな体、確かな学力を育ていけるように、『「生きる力」を育む保幼小中一貫教育の推進』という理念に基づき、地域における教育環境の充実に努めます。

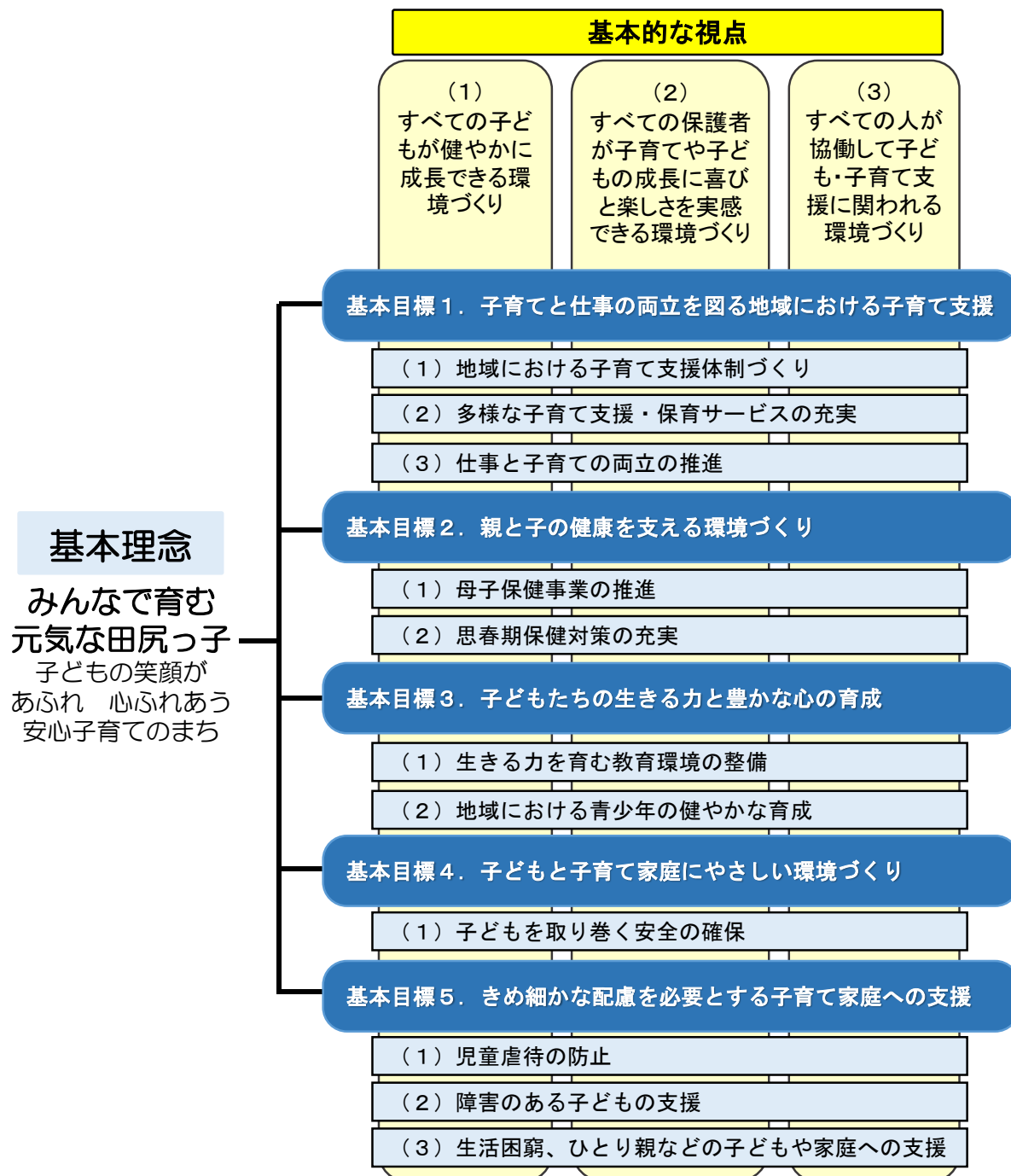
基本目標 4 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり

子どもや子育て中の家庭が安心して外出や活動ができるように、道路・公園等の生活環境の整備・改善に努めます。また、子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るための活動を進めます。

基本目標 5 きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援

障害、疾病、虐待、貧困などきめ細かな配慮を必要とする子どもやその保護者への支援を行います。また、保健・福祉・教育など関係機関の連携を強化し、家庭における様々な事情を踏まえながら効果的な取り組みを進めます。

4 施策の体系



第4章 施策の展開

基本目標 1 子育てと仕事の両立を図る地域における子育て支援

(1) 地域における子育て支援体制づくり

施策名	施策の内容	窓口（担当）
子育て支援に関する情報提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○夫婦が理想とする子ども数を持てるよう、ホームページ・広報誌への関連情報の掲載や子育て支援ガイドブックの更新・配布、講演会の開催などを通じて、地域における子育て支援に関する情報提供の充実に努めます。 ○外国籍あるいは外国につながる子どもや保護者が、子育て支援の制度・サービスに関する適切な情報を入手できるよう、多言語による情報提供に努めます。 ○町への移住を促進するため、子ども施策や町の魅力に関する情報発信に努めます。 	こども課
地域における乳幼児の居場所と仲間づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所や幼稚園の地域での活動や園庭開放などを通じて、乳幼児期の子どもたちの遊び場や仲間づくりの場を提供するとともに、子育て中の保護者の負担や不安の解消を図ります。 	こども課
地域子育て支援センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○就学前までの子どもと保護者を対象に、地域子育て支援センターにおいて、子育てに不安や悩みを持つ保護者へ支援を行うとともに、親同士の情報交換の場や親子の交流の場等の充実に努めます。 	こども課
子育てについての学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て中の親同士が悩みを打ち明けあいながらつながり確保する機会を提供します。また、親学習リーダー（ファシリテーター、主に子育てを終えた世代）を講師とした学習会や、中学生への学習会など、様々な世代が子育てについて学び・共有できる学習機会を提供します。 	社会教育課

(2) 多様な子育て支援・保育サービスの充実

施策名	施策の内容	窓口（担当）
教育・保育事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者が日中就労等のために保育できない就学前児童を保育所で適切に保育するため、入所希望状況などに応じた受け入れに今後とも努めます。 ○様々な教育・保育ニーズと供給体制とのバランスを勘案しつつ、近隣市町村や関係機関と連携しながら教育・保育事業の充実に努めます。 	こども課
保育内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な保育時間帯や多様な家庭環境での子どもの育ちを理解した上で、個々に対するきめ細かな保育・指導を行います。また、研修等により保育士・幼稚園教諭の資質・指導力の向上を図ります。 ○教育・保育事業における十分な人材を確保できるよう、人材の募集・採用・サービス提供方法等について、大阪府と連携しながら検討を進めていきます。 	こども課
保育所と幼稚園の一元化保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○総合施設としての保育所と幼稚園の質の向上と、生後から幼児期の子どもの実態に合った教育・保育の実現を図ります。 	こども課
開かれた保育所・幼稚園づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との懇談会の開催や高齢者・ボランティアなど地域の人々との交流を促進し、開かれた保育所・幼稚園づくりを進めます。 	こども課
一時預かり事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て中の家庭が、それぞれの状況やニーズに合った一時預かりサービスを選択できるよう、一時預かり事業や子育て短期支援事業の充実に努めます。 	こども課

施策名	施策の内容	窓口（担当）
放課後児童クラブ（なかよし学級）の充実	<p>○保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、「放課後児童クラブ（なかよし学級）」を通じて、放課後の居場所・遊び場を確保するとともに、施設・設備の充実に努めます。また、児童数の動向や利用実態、施設の状況等を踏まえつつ、開設場所や開所時間を含めた施設の適切なあり方について検討を進めます。</p> <p>○国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子ども教室との合同事業を行うなど、相互の連携を強化しながら、放課後対策を総合的に推進していきます。</p>	こども課
ファミリー・サポート・センター事業の実施	<p>○乳幼児や小学生等の児童の預かりなど、特に臨時的・突発的な保育ニーズに応じられるよう、保育をする人（援助会員）と、子どもを預けたい保護者（依頼会員）とのマッチングを行い、ファミリー・サポート・センター事業の促進に努めます。</p> <p>○必要な保育ニーズに応えることができるよう、運営体制及び事業内容の充実に努めます。</p>	こども課
手当・助成の充実	<p>○国の制度に基づき、対象となる児童を養育している保護者に対して、児童手当を支給します。</p> <p>○こども医療費助成により、18歳到達最初の3月末までの医療費の自己負担分を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>○町立小学校・中学校において学校給食費の無償化を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。</p>	こども課・学事課

(3) 仕事と子育ての両立の推進

施策名	施策の内容	窓口（担当）
仕事と家庭生活との両立支援	<ul style="list-style-type: none"> ○保育サービスの充実とともに、労働者が仕事と家庭生活の両立ができるよう、事業者や住民に向けた啓発に努めます。 ○就労に関する法や制度の情報や学習機会の提供に努めます。 	こども課 産業振興課
男女共同による子育ての推進	<ul style="list-style-type: none"> ○女性総合相談（DV・就労・健康等）の実施など、子育て生活に関連する女性の様々な悩みや不安を解消するために、気軽に相談できる機会をつくれます。 ○女性総合相談の周知方法を検討し、相談者の増加を図り、相談者の悩みや不安の解消に努めます。 ○男女共同参画社会づくりに関する講座・講演会や広報誌等を通じて、父親の積極的な子育て参加を啓発していきます。 	企画人権課



基本目標 2 親と子の健康を支える環境づくり

(1) 母子保健事業の推進

施策名	施策の内容	窓口（担当）
妊婦の健康づくりの推進	○妊娠届出時に母子健康手帳を交付し、事業の啓発や妊婦相談を実施します。また、妊婦健康診査の公費負担、妊婦の歯科健診の推進及び公費負担など、妊娠中の健康管理に関する事業を進めます。さらに、妊婦の就労状況の変化などを踏まえ、対象者のニーズに合った事業の実施方法の検討を行います。	健康課
不妊治療、不育症治療を行う人への支援体制の充実	○引き続き不妊（男性不妊を含む）や不育症治療に関する助成を行うとともに、不妊や不育に悩む人への相談支援の充実に努めます。	健康課
乳幼児健康診査の充実	○乳幼児の健全な発育・発達を促進するため、5か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・2歳6か月児健康診査・3歳6か月児健康診査を実施します。また、様々な事業や他機関との連携を図り、未受診者のフォロー体制の充実に努めます。 ○子どもの心身の発達・発育の状況や疾病の早期発見に取り組むとともに、親の育児不安や知識不足等に対する支援の充実に図ります。	健康課
乳幼児の健康づくり、発育に関する情報提供・相談支援の充実	○乳幼児のいる家庭を保健師・助産師等が訪問し、子どもの健康管理や子育てに関する相談支援を実施します。 ○各種健康診査事業等において、乳幼児の健康管理や発育・発達、子育てなどの母子保健に関する情報提供や相談支援を引き続き実施するとともに、窓口・電話等で随時相談対応を行い、安心して子育てできる環境づくりに努めます。	健康課
予防接種の実施	○各種感染症の予防のため、予防接種を行います。予防接種の必要性について啓発し、未接種者には、健診時などを通じて勧奨に努め、接種率の向上をめざします。	健康課

施策名	施策の内容	窓口（担当）
妊娠期から乳幼児期における食育の推進	○妊娠期から乳幼児期を通じた正しい食習慣を身につけていくため、乳幼児健康診査等の母子保健事業等において、子どもの発達段階に応じた栄養や食育に関する知識の普及を図ります。	健康課
事故防止対策に関する情報提供の充実	○乳幼児健康診査や健康教育事業等において、転落や骨折、やけど、誤飲など家庭内での事故の防止対策に関する情報を提供し、年齢に応じた事故とその予防について、保護者の意識の向上を図ります。	健康課
小児医療の充実	○子どもの急病や事故の時にすばやく対応できるよう、かかりつけ医を持つことを推奨するとともに、医師会などの関係機関と連携し、夜間や休日等における小児救急医療体制の充実に努めます。 ○母子保健事業や広報等を通して、夜間や休日など緊急時に対応できる医療機関について、早期から情報を提供していきます。	健康課
未熟児の養育医療費の給付	○体重が 2,000g 以下の出生や身体機能が未熟な状態の出生で、指定医療機関で入院が必要な場合に、入院費用を公費負担します。	健康課
妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実	○地域子育て支援センターとこども課・健康課が連携し、子育て世代の包括的な支援体制（子育て世代包括支援センター）として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を引き続き行います。 ○産前・産後サポート事業や産後ケア事業の充実を図ります。	健康課 こども課

(2) 思春期保健対策の充実

施策名	施策の内容	窓口（担当）
思春期保健に関する学習の充実	<p>○命の学習・思春期ふれ愛体験学習を通して、小学生・中学生に対して、自分自身や周囲の人々の命の尊さを啓発するとともに、性に関する知識の普及を図ります。また、小中学校との連携を行い、実情に応じた内容を検討していきます。</p> <p>○保健の授業を通して、薬物やタバコについての正しい知識の普及を図ります。</p>	健康課 指導課
食育の推進	<p>○子どもたちが健康に気をつけながら豊かな食生活を送ることができるよう、町・保育所・幼稚園・学校・家庭・地域ぐるみで食育の推進を図ります。</p>	健康課 指導課 こども課 学事課
心の悩みに対する相談支援体制の充実	<p>○子どもたちの思春期特有の心の悩みに適切に対応するため、臨床心理の専門的な知識を持つスクールカウンセラーやふれ愛センター内の「たじりカウンセリングルーム」の臨床心理士により、子ども本人・教師・保護者の様々な相談に対応します。</p> <p>○様々な支援につなげていくため、スクールカウンセラーや臨床心理士とコミュニティソーシャルワーカーとの連携を促進します。</p>	指導課



基本目標3 子どもたちの生きる力と豊かな心の育成

(1) 生きる力を育む教育環境の整備

施策名	施策の内容	窓口（担当）
保幼小中一貫教育の推進	○保育所、幼稚園、小・中学校が町の中心部に集中して立地する利点を最大限に生かし、様々な分野で一貫性のある教育を実践し、保幼小中一貫教育の推進に努めます。また、子どもたちが、一貫した教育カリキュラムの中で学び・育つ小中一貫校の設置について検討を進めます。	指導課 こども課
地域に開かれた信頼される学校づくり・教育コミュニティの推進	○教育活動の状況について、児童生徒・保護者等からの評価を行い、その結果に基づき運営の改善を図り、教育水準の向上に努めます。 ○田尻中学校区地域教育協議会（たじり try・あんぐる）による学校支援活動を推進し、学校・家庭・地域の協働により教育コミュニティづくりの充実を図ります。	指導課 社会教育課 こども課
楽しい授業、わかる授業の一層の推進	○少人数習熟度別指導の充実を図り、子どもたちの学習意欲の向上と、できる喜びやわかる喜びが実感できる授業の実施に向け、学習指導方法の工夫・改善に努めます。	指導課
英語教育の推進	○新学習指導要領の実施に伴い、小学校での英語教育のさらなる充実に努めるとともに、引き続き、中学校における英語教育の指導力の向上に取り組めます。	指導課
人権教育の推進	○特別活動や総合的な学習の時間を活用し、様々な人権課題に対する正しい理解を深め、人権感覚の豊かな子どもたちの育成に努めます。	指導課
情報教育の推進	○数多くの情報の中から子どもが主体的に判断し、コミュニケーションを創造していく能力（メディアリテラシー）を身につけていくことがますます重要となるため、情報モラル教育の充実に努めます。 ○学校における情報通信機器の導入・更新など学校ICT環境の整備に引き続き努めるとともに、教職員向けにICTの利活用に関する研修会を開催し、利活用率の向上に努めます。	指導課 学事課

施策名	施策の内容	窓口（担当）
中学生を対象とした職業体験の推進	○生徒が仕事の大切さや働くことの喜び、厳しさを体験し、将来の進路を考えることができるよう、中学2年生を対象に職業体験の機会を提供し、職業観の育成を図ります。	指導課
子ども読書活動の推進	○子どもたちが自主的に読書活動ができるよう、学校・家庭・地域等が一体となって読書に親しむ機運を高め、読書の楽しみや大切さを身につける取り組みを進めます。 ○公民館図書室の子ども向け蔵書数の充実を図るとともに、利用促進のための読書イベント等の取り組みを検討します。	指導課 社会教育課
幼児期における教育の充実	○幼稚園においては、各年齢の発達段階に応じた教育・保育カリキュラムにより、集団生活の中で「遊び」を中心として、心身・意欲・態度を育て「遊びを通しての学びの基礎」を培うよう努めます。 ○教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザーによる、幼児教育・保育の質の向上を図ります。	こども課
教育相談体制の充実	○いじめや不登校等に適切に対応するため、臨床心理の専門的な知識を持つスクールカウンセラーやふれ愛センター内の「たじりカウンセリングルーム」の臨床心理士、スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実を図ります。	指導課

(2) 地域における青少年の健やかな育成

施策名	施策の内容	窓口（担当）
子どもの居場所づくりの推進	○学校施設や公民館、既存の公共施設などをはじめ、今ある資源を生かし、田尻中学校区地域教育協会議会と連携しながら、様々な世代の子どもが活動できる居場所や遊び場、学習の場づくりを推進します。	社会教育課
身近な遊び場・交流の場の整備・充実	○ふれ愛センター内の「キッズ・ルーム」の遊具の整備やイベントの実施に取り組み、児童の自主性や社会性の習得と心身の健全育成を図るとともに、子育て中の保護者の交流活動を支援します。	こども課
講座・公演の実施	○公民館講座の一環として、親子体験講座や子ども向け講座を開催します。また、親子や子どもが参加しやすい体験内容で、多彩なメニューを取り入れていきます。 ○子どもが興味を持つ子ども人形劇の公演等を開催し、子どもが文化に触れる機会を提供します。	社会教育課
放課後子ども教室推進事業の充実	○「まなび舎Kids」や「たじりドキドキ広場（TDF）」を通じて、平日の放課後や土曜日に子どもが自由に参加できる居場所を確保し、希望者へ学習指導や各種遊びのメニューを提供します。 ○国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブとの合同事業を行うなど、相互の連携を強化しながら、放課後対策を総合的に推進していきます。	社会教育課 こども課
世代間交流の機会づくりの充実	○地域子育て支援センターやたじりドキドキ広場との合同による世代間交流イベントの開催や、老人福祉センターのユースサロンにおける町内の小学生との世代間交流を行う場の提供などを通じて、世代間交流の機会づくりを行い、地域社会でのつながりを強め、子どもの育成と子育て支援の充実を図ります。 ○新たな世代間交流の機会づくりを検討します。	福祉課

施策名	施策の内容	窓口（担当）
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	○小学校高学年を対象とした非行防止・犯罪被害防止教室や少年サポートセンターによる生活指導の充実を通じて、児童の規範意識を醸成し、子どもの健全な育成を推進します。	指導課
薬物乱用防止対策の推進	○薬物乱用を防止するため、関係機関・団体とともに薬物乱用防止教室を実施するなど、総合的な防止対策の推進に努めます。	指導課



基本目標 4 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり

(1) 子どもを取り巻く安全の確保

施策名	施策の内容	窓口（担当）
交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校低学年や幼稚園・保育所児童を対象に、泉佐野警察署と協力して効果的な交通安全教室を開催します。 ○登下校時の子どもの安全のため、通学路のうち交通量の多い交差点において、「たじり子どもの安全見まもり隊」による見守り活動を実施します。 ○児童・生徒等が安心して登校できるよう、通学ルート of 安全対策など、交通安全対策事業を進めます。 	都市政策課 学事課 こども課 指導課
子どもを見守る活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の子どもたちを地域で守り、子どもが安心して暮らせる環境を確保するために、こども110番推進事業やスクールガードリーダーの巡回活動等、地域住民等による防犯活動を促進し、安全・安心なまちづくりを進めます。 	指導課
学校等における子どもの安全確保対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園・保育所・学校において不審者侵入時の対応訓練等を実施し、子どもの安全を確保するための体制を確立します。 ○緊急対応マニュアルの見直しを実施するとともに、周知を徹底し、危機管理体制の充実に努めます。 	指導課 こども課
通学路の安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○LED防犯灯や主要な交差点等への防犯カメラの維持管理・更新などを通じて、地域住民の安全確保に努めます。 ○田尻町防犯連絡協議会に参加する各種団体による青色防犯パトロール車の見守り活動について、車両の維持管理や講習会の開催など、活動の支援に努めます。 	生活環境課
公園整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもや子育て中の家庭が安心して活動することができるよう、公園・広場など身近な遊び場の整備・充実に努めます。 	都市政策課

基本目標 5

きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援

(1) 児童虐待の防止

施策名	施策の内容	窓口（担当）
児童虐待防止に関する啓発と学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○児童ポルノ処罰法や児童虐待防止法等についての周知と学習の機会づくりに努めるとともに、町民の通告義務について周知に努めます。 ○体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てについて、周知・啓発します。 	こども課
相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、産前・産後サポート事業などを通して、児童虐待を未然に防ぐための相談支援を実施します。 ○地域子育て支援拠点事業や児童家庭相談、その他電話相談等により、児童虐待を未然に防ぐための相談体制の構築に取り組んでいきます。 	こども課 健康課
児童虐待防止など要保護児童対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○要保護児童対策地域協議会を中心に、庁内各課や児童相談所、関係機関との連携を強化し、虐待の早期発見から発見後のフォローまでの要保護児童にかかる総合的な対応に努めます。 ○児童や妊産婦の福祉に関して、実情の把握や情報の提供、関係機関との連絡調整等を行う子ども家庭総合支援拠点について、検討を進めます。 	こども課

(2) 障害のある子どもの支援

施策名	施策の内容	窓口（担当）
障害の早期発見、早期療育	○乳幼児健康診査や健診後のフォロー等により、発達の遅れや心身に障害を持つ乳幼児に対し、関係機関と連携しながら、早期療育につながるよう支援します。	健康課
相談支援の充実	○発達相談や療育相談、児童発達支援を通じて、様々な不安や悩みの解消に努めます。 ○基幹相談支援センターや地域子育て支援センター、療育機関、医療機関等と連携し、相談支援体制を強化します。	こども課 健康課
障害福祉サービスの充実	○対象児童が必要な療育を円滑に受けられることができるよう、保護者や地域関係施設・機関との連携を強化します。	こども課
医療的ケアを必要とする児童への支援の充実	○医療的ケアを必要とする児童が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう支援体制の構築に努めます。 ○保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場づくりに取り組みます。また、関係機関の協議の場に、令和2（2020）年度末までに関連分野を調整するコーディネーターを1人配置することを検討します。	こども課
インクルーシブ教育の充実	○障害のある子どもたちの一人ひとりの教育ニーズに応じた特別支援教育を進め、学校施設など、教育環境の総合的な充実に取り組みます。 ○乳幼児期から学校卒業までの切れ目のない支援を展開するため、地域関係施設・機関と学校等の連携を強化し、保護者の同意の上、情報共有を図り、適正かつ効果的な支援を促進します。	指導課
各種手当・給付金・助成の充実	○対象となる児童を養育している保護者に対して、特別児童扶養手当や障害児福祉手当、障害児通所給付費等を支給します。また、精神通院医療や育成医療に関する自立支援医療費の助成を行います。	福祉課 こども課

(3) 生活困窮、ひとり親などの子どもや家庭への支援

施策名	施策の内容	窓口（担当）
教育に関する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○年齢や発達にあわせた質の高い幼児教育・保育の確保に努めます。 ○学校教育による学力保障を実施します。また、小中学校の放課後学習等といったボランティアによる学習支援を推進します。 ○就学援助など家庭の教育費負担を軽減するよう努めます。 	こども課 指導課 学事課
課題を有する子どもの早期発見・支援の仕組づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、コミュニティソーシャルワーカー、教育委員会部局、福祉部局等の連携を促進し、課題を有する子どもたちを早期に発見し、支援につなげる体制を強化していきます。 ○厳しい状況にある子どもの情報が確実に引き継がれるように、校種間（保育所・幼稚園・小学校・中学校）の連携を強化していきます。 	指導課 こども課 健康課 福祉課
生活の安定に資するための支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭の親が安心して子育て・家事と仕事の両立ができ、子どもの健やかな成長が図れるよう、相談支援体制の充実や各種支援制度の啓発など、生活全般における支援体制の充実に努めます。 ○就労希望等により保育を必要とする生活困窮家庭のニーズに対応するために、保育等のサービスの確保に努めます。 ○乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会などを通じて、保護者への養育支援を実施します。 	こども課 健康課
各種手当・助成の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○対象となる児童を養育している保護者に対して、児童扶養手当を支給します。また、医療費の自己負担額の一部を助成するひとり親家庭医療費助成を実施します。 ○対象者に国や大阪府の制度が広く認知され、利用が促進されるよう、広報・啓発に努めます。 	こども課

第5章 教育・保育の内容と提供体制

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供にあたって、教育・保育提供区域を設定します。

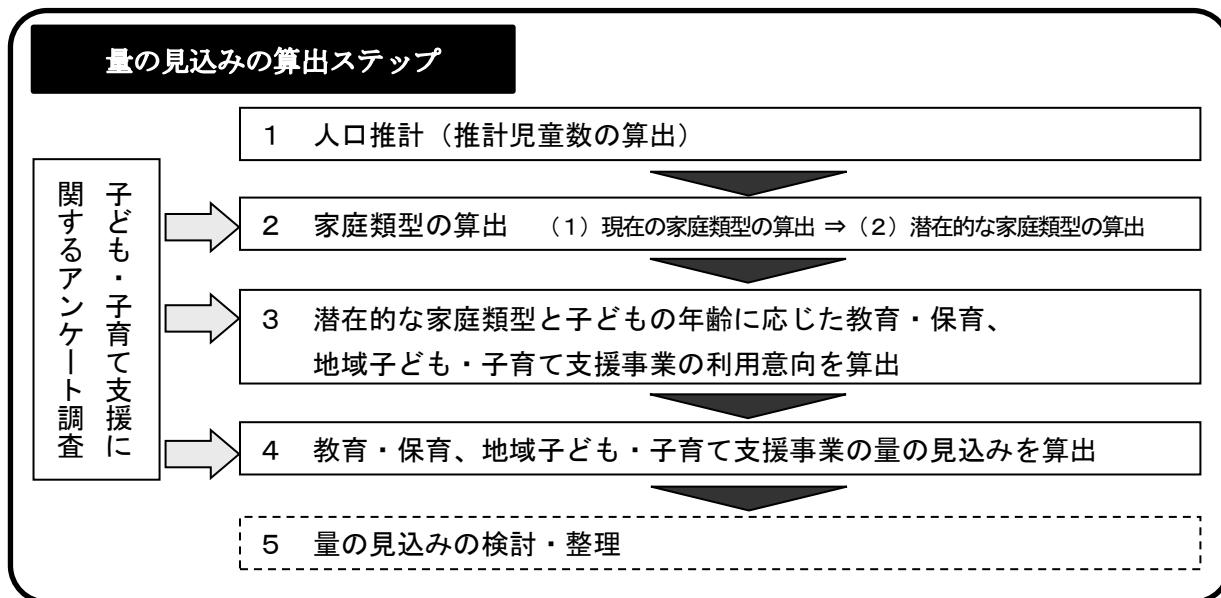
区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路などの社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して定める必要があります。

本町は概ね1.5キロメートル四方を行政区域とし、人口約8,600人という小さなまちです。また、保育所、幼稚園、小学校、中学校ともそれぞれ1つしかなく、町内全域を区域としています。このため、教育・保育提供区域についても、町内全域を1つの区域として設定します。



2 量の見込みの算出方法

教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、国が提示するワークシート・算出方法に沿って、アンケート調査結果を踏まえ、以下のステップで算出を進めました。



■全国共通で量の見込みを算出する項目

		対象事業	認定区分	対象児童年齢	
教育・保育	1	教育標準時間認定(認定こども園及び幼稚園) <専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭>	1号	3~5歳	
	2	保育認定①(幼稚園) <共働きだが幼稚園を利用する家庭>	2号	3~5歳	
		保育認定②(認定こども園及び保育所)	2号	3~5歳	
	3	保育認定③(認定こども園及び保育所+地域型保育)	3号	0歳、1・2歳	
地域子ども・子育て支援事業	4	時間外保育事業	0~5歳		
	5	放課後児童健全育成事業	1~6年生		
	6	子育て短期支援事業(ショートステイ・ツイライト別)	0~18歳		
	7	地域子育て支援拠点事業	0~2歳		
	8	一時預かり事業	一時預かり事業(幼稚園型)	3~5歳	
			一時預かり事業(幼稚園型を除く)	0~5歳	
	9	病児保育事業	0~5歳、1~6年生		
	10	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	0~5歳、1~6年生		
11	利用者支援事業	0~5歳、1~6年生			

■認定区分について

子ども・子育て支援法では、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなっており、その際の認定の区分は下記のとおりとなります。

認定区分	内容
1号	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
2号	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とするが幼稚園を利用する子ども）
	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
3号	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

■家庭類型について

子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果（父親・母親の有無、父母の就労状況、子どもの年齢など）から、以下の家庭類型を算出します。そして、現在の家庭類型から、母親の就労意向を踏まえて、近い将来の潜在的な家族類型を算出します。

家族類型	父母の有無や就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（就労時間：月120時間以上+64時間以上120時間未満で現在保育事業を利用しているか、未利用でも今後利用意向のある世帯）
タイプC'	フルタイム×パートタイム（就労時間：64時間未満+64時間以上120時間未満で現在保育事業を利用しておらず、今後も利用意向のない世帯）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム（就労時間：双方が月120時間以上+64時間以上120時間未満で現在保育事業を利用しているか、未利用でも今後利用意向のある世帯）
タイプE'	パートタイム×パートタイム（就労時間：いずれかが64時間未満+64時間以上120時間未満で現在保育事業を利用しておらず、今後も利用意向のない世帯）
タイプF	無業×無業

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 1号・2号・3号認定

【現状】

平成 31 (2019) 年度 4 月 1 日時点の利用実績は、認定こども園及び幼稚園の利用者となる「1号認定 (3～5歳)」で 100 人、「2号認定 (3～5歳、教育)」は 0 人です。同様に、認定こども園及び保育所の利用者となる「2号 (3～5歳、保育)」は 116 人、認定こども園・保育所・地域型保育の利用者となる「3号 (0～2歳)」は 64 人 (0歳は 8 人、1・2歳は 56 人) です。

【量の見込み】

○認定こども園及び幼稚園【1号 (3～5歳) + 2号 (3～5歳、教育)】

- ◇ 国の示した算出方法に従い算出した 1 号 (3～5歳) と 2 号 (3～5歳、教育) の量の見込みが平成 31 (2019) 年度実績の 100 人よりも 40 人程少なく、これまでの利用状況から、ここまで減少するとは考えにくい状況です。
- ◇ そのため、平成 31 (2019) 年度の 3～5歳人口に占める幼稚園利用率を令和 2 (2020) 年度から令和 6 (2024) 年度の 3～5歳の推計人数に乗じて数を見込みました。

○認定こども園及び保育所【2号 (3～5歳、保育)】

- ◇ 2 号 (3～5歳、保育) は、上述の「1号 (3～5歳) と 2号 (3～5歳、教育)」の量の見込みと連動しているため、同様に実績に基づき数を見込みました。
- ◇ 平成 31 (2019) 年度の 3～5歳人口に占める保育所と認定こども園利用率を令和 2 (2020) 年度から令和 6 (2024) 年度の 3～5歳の推計人数に乗じて数を見込みました。

○認定こども園・保育所・地域型保育【3号 (0～2歳)】

- ◇ 国の示した算出方法に従い算出した 3 号 (1・2歳) の量の見込みが平成 31 (2019) 年度実績の 56 人よりも 5 人程少なく、これまでの利用状況から、ここまで減少するとは考えにくい状況です。
- ◇ そのため、1～2歳人口に占める認定こども園・保育所利用率が上昇してきた平成 29 (2017) 年度から平成 31 (2019) 年度の平均利用率を令和 2 (2020) 年度から令和 6 (2024) 年度の 1～2歳の推計人数に乗じて数を見込みました。
- ◇ 国の示した算出方法に従い算出した 0 歳児の量の見込みは、現在の利用の 3 倍以上となっています。国の推計では、育児休業の取得状況が反映されないため、アンケート調査で、0 歳児の就労中の保護者のうち母親・父親のいずれかが育児休業を取得中の割合を加味し補正を行いました。

【確保方策の内容】

○町立幼稚園及び保育所、近隣市の幼稚園・保育所・こども園の広域利用を併用し、「量の見込み」を充足できるものと考えられますが、今後の保護者の就労意向の変化に伴い、新たな利用希望が生じることも想定されるため、これらのニーズに対応を図っていく必要があります。

単位：人

令和2(2020)年度			1号認定	2号認定		3号認定	
				認定こども園		認定こども園・保育所	
				幼稚園	保育所	0歳	1・2歳
量の見込み			99	114	12	55	
確保方策	特定教育・ 保育施設	町内	80	114	9	57	
		他市町村	0	0	3	0	
	確認を受けない幼稚園		20				
	上記以外		0	0	0	0	
	計		100	114	12	57	
差			1	0	0	2	

単位：人

令和3(2021)年度			1号認定	2号認定		3号認定	
				認定こども園		認定こども園・保育所	
				幼稚園	保育所	0歳	1・2歳
量の見込み			92	107	12	55	
確保方策	特定教育・ 保育施設	町内	80	114	9	57	
		他市町村	0	0	3	0	
	確認を受けない幼稚園		20				
	上記以外		0	0	0	0	
	計		100	114	12	57	
差			8	7	0	2	

単位：人

令和4(2022)年度			1号認定	2号認定		3号認定	
				認定こども園		認定こども園・保育所	
				幼稚園	保育所	0歳	1・2歳
量の見込み			94	109	12	55	
確保方策	特定教育・ 保育施設	町内	80	114	9	57	
		他市町村	0	0	3	0	
	確認を受けない幼稚園		20				
	上記以外		0	0	0	0	
	計		100	114	12	57	
差			6	5	0	2	

単位：人

令和5(2023)年度			1号認定	2号認定		3号認定	
				認定こども園		認定こども園・保育所	
				幼稚園	保育所	0歳	1・2歳
量の見込み			97	112	12	56	
確保 方 策	特定教育・ 保育施設	町内	80	114	9	57	
		他市町村	0	0	3	0	
	確認を受けない幼稚園		20				
	上記以外		0	0	0	0	
	計		100	114	12	57	
差			3	2	0	1	

単位：人

令和6(2024)年度			1号認定	2号認定		3号認定	
				認定こども園		認定こども園・保育所	
				幼稚園	保育所	0歳	1・2歳
量の見込み			96	112	12	57	
確保 方 策	特定教育・ 保育施設	町内	80	114	9	57	
		他市町村	0	0	3	0	
	確認を受けない幼稚園		20				
	上記以外		0	0	0	0	
	計		100	114	12	57	
差			4	2	0	0	



4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等について、情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡・調整等を実施する事業。

【現状】

地域子育て支援センターでは保育士が、田尻町総合保健福祉センター（ふれ愛センター）内の健康課では保健師（母子保健コーディネーター）や管理栄養士等が、妊娠期からの相談や子育て支援、発達等に関する相談事業を実施しています。

【量の見込み】

子育て中の親子の身近な場所において、町が主体となって実施していくことを想定し、各年度「基本型・特定型」1か所、「母子保健型」1か所を見込んでいきます。

【確保方策の内容】

引き続き、地域子育て支援センターと田尻町総合保健福祉センター（ふれ愛センター）内の健康課において、妊娠期から切れ目なく支援していきます。

単位：か所

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	基本型・特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
確保方策	基本型・特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1

(2) 時間外保育事業（0～5歳）

認可保育所等で、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を実施する事業。

【現状】

平成 30（2018）年度における利用児童数は 24 人です。

【量の見込み】

- 時間外保育事業（延長保育事業）は、「2号（保育）と3号」の量の見込みと連動しているため、実績に基づき数を見込みました。
- 4年間の実績利用率（田尻町立保育所利用者数のうち時間外保育利用者数の割合）の最大値を令和2（2020）年度から令和6（2024）年度の「2号（保育）と3号」の人数に乗じて数を見込みました。「2号（保育）と3号」は、田尻町立保育所の他に町外の保育所や認定こども園に通う児童も含みます。

【確保方策の内容】

田尻町立保育所や町外の保育所・認定こども園等において、延長保育を実施します。

単位：人

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	32	31	31	32	32
確保方策	32	31	31	32	32

(3) 放課後児童健全育成事業（小学1年生～小学6年生）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業（本町においては「なかよし学級」）。

【現状】

平成30（2018）年度における利用児童数は112人です。

【量の見込み】

- 国の示した算出方法に従い算出した放課後児童健全育成事業の量の見込みが利用実績と大きくかけ離れていることから、実績に基づき数を見込み、補正を行いました。
- 各学年の5年間の実績利用率の最大値を、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度の各学年推計人数に乗じて数を見込みました。

【確保方策の内容】

本町の放課後児童クラブ（なかよし学級）を通じて、放課後の居場所・遊び場を確保します。

単位：人

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
見込み量合計	110	110	107	105	104
1年生	27	37	29	28	31
2年生	28	25	35	28	27
3年生	25	22	20	27	21
4年生	17	13	12	11	15
5年生	9	10	8	8	7
6年生	4	3	3	3	3
確保方策合計	110	110	107	105	104
1年生	27	37	29	28	31
2年生	28	25	35	28	27
3年生	25	22	20	27	21
4年生	17	13	12	11	15
5年生	9	10	8	8	7
6年生	4	3	3	3	3
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）（0～5歳）

保護者の病気や仕事等の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において必要な保護を行う事業。

【現状】

平成 30（2018）年度における利用実績は0人日です。

【量の見込み】

- 国が示した算出方法に従って算出した子育て短期支援事業（ショートステイ）の「量の見込み」は0人日となっています。
- しかし、保護者の育児疲れや育児不安等の事由により本事業の活用が想定される数を見込み、補正を行いました。

【確保方策の内容】

児童養護施設等への委託により継続実施します。

単位：人日／年

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	12	12	12	12	12
確保方策	12	12	12	12	12

※人日／年は年間における延べ人数。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

【現状】

平成29(2017)年度における訪問家庭数は68人です。

【量の見込み】

量に見込みについては、全戸訪問事業であり、訪問数は100%であることから、推計人口の0歳人口を量の見込みとして設定しました。

【確保方策の内容】

全戸訪問事業であり、訪問数は100%を想定し、引き続き提供体制を確保します。

単位：人／年

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	62	62	64	64	66
確保方策	62	62	64	64	66
	実施体制:3人 実施機関:田尻町健康課				

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

【現状】

平成 30 (2018) 年度における訪問家庭数は 0 人です。

【量の見込み】

量に見込みについては、過去実績と推計児童数から数を見込みました。

【確保方策の内容】

養育支援の必要な家庭への全戸訪問数は 100%を想定し、引き続き提供体制を確保します。

単位：人／年

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1
	実施体制:4 人 実施機関:田尻町健康課				

(7) 地域子育て支援拠点事業（0～2歳）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業（本町では地域子育て支援センターで実施）。

【現状】

平成30（2018）年度における延べ参加人数は2,480人日です。

【量の見込み】

国の示した算出方法に従って算出しました。

【確保方策の内容】

地域子育て支援センターで実施します。

単位：人日／年

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み		2,400	2,387	2,412	2,437	2,487
確保方策	人日	2,400	2,387	2,412	2,437	2,487
	施設数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

※人日／年は年間における延べ人数。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所等で一時的に預かる事業。一時預かり事業は、「幼稚園型（3～5歳）」（本町では田尻町立幼稚園で実施）と「幼稚園型を除く（0～5歳）」（本町では地域子育て支援センターで実施）の2種類があります。

■一時預かり事業（幼稚園型）

【現状】

平成30（2018）年度における延べ利用数は266人日です。

【量の見込み】

- 国の示した算出方法に従い算出した一時預かり事業（幼稚園型）の量の見込みが利用実績と大きくかけ離れていました。
- 国の算出方法では、2号による見込みは、利用の希望とは関わりなく、2号認定が幼稚園を利用する場合は、必ず預かり保育を利用すると想定されており、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの母親の年間平均就労日数がそのまま利用日数になる計算となってしまいます。
- そのため、実績の利用日数（平成30（2018）年度は、71人の田尻町立幼稚園児に対して実績は266回、一人あたり3.75回）を令和2（2020）年度から令和6（2024）年度の「1号（3～5歳）と2号（3～5歳、教育）」の人数に乗じて数を見込みました。「1号（3～5歳）と2号（3～5歳、教育）」は、田尻町立幼稚園児の他に町外の幼稚園に通う園児も含みます。

【確保方策の内容】

田尻町立幼稚園や町外の幼稚園において実施します。

単位：人日／年

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	371	345	352	363	360
確保方策	371	345	352	363	360

※人日／年は年間における延べ人数。

■一時預かり事業（幼稚園型を除く）

【現状】

平成 30（2018）年度における延べ利用数は 351 人日です。

【量の見込み】

- 国の示した算出方法に従い算出した一時預かり事業（幼稚園型を除く）の量の見込みが利用実績と大きくかけ離れていました。
- 国の算出方法では、すべての家庭類型が含まれることから、保育所等を定期的に利用する児童も対象となり、見込み量が過大になってしまいます。
- そのため、対象を専業主婦家庭や短時間パート家庭等（潜在家庭類型 C'、D、E'、F）、0～2 歳児とし、補正を行いました。

【確保方策の内容】

地域子育て支援センターにおいて実施します。

単位：人日／年

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	489	486	491	496	507
確保方策	489	486	491	496	507

※人日／年は年間における延べ人数。

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育）（0～5歳）

病気中や病気後の子どもを病院・保育所に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業。

【現状】

病児保育事業は現在未実施の状況です。

【量の見込み】

- 国の算出方法に基づくと、病児・病後児を利用したい児童に加え、利用する可能性のある児童も対象となるニーズ量が算出されます。
- そのため、ニーズ調査の設問のうち、何かあったときに頼りにできる親戚・知人などが30分以内にいる割合を控除して数を見込み、補正を行いました。

【確保方策の内容】

ニーズ調査では、利用希望が見られますが、現在町内で利用できる施設はないため、他の市町村とともに対応について協議することとします。

単位：人日／年

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	212	204	207	211	213
確保方策	—	—	—	—	—

※人日／年は年間における延べ人数。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（小学1年生～小学6年生）

乳幼児や小学生等の児童を有す子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

【現状】

放課後の居場所としてのファミリー・サポート・センター事業の利用実績は、平成30（2018）年度は1人日です。

【量の見込み】

- 国の示した算出方法に従い算出した子育て援助活動支援事業の量の見込みは利用実績と大きくかけ離れていたため、実績ベースで数を見込み、補正を行いました。
- 平成28（2016）年度からなかよし学級の開始時間が早まったことに伴い、利用が大きく減少しており、平成28（2016）年度から平成30（2018）年度の平均利用率を令和2（2020）年度から令和6（2024）年度の小学生人数に乗じて数を見込みました。

【確保方策の内容】

田尻町社会福祉協議会に委託して継続実施します。

単位：人日／年

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	18	18	17	18	17
確保方策	18	18	17	18	17

※人日／年は年間における延べ人数。

(11) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

【現状】

平成 29 (2017) 年度における健診受診者数は 117 人です。

【量の見込み】

- 母子ともに健康で安心して出産するためにも、妊婦すべてが受診することが重要となるため、量の見込みの算定として、受診率 100%をめざし、推計人口の 0 歳人口を量の見込みとします。当該年度の妊婦健康診査人数は、その次年度の 0 歳人口に、下記の係数を乗じて量を見込みました。
- 妊娠期間の関係で 2 か年にわたり健診を受ける場合は、各年度それぞれ「1 人」を計上します。そのため、平成 27 (2015) 年度から平成 29 (2017) 年度の 3 年間の実績から 0 歳児人口に対する 2 か年にわたり健診を受けた人数の比率の平均を算出し、推計 0 歳児人口に上記の比率を係数として乗じて量の見込みを計算しました。

【確保方策の内容】

妊婦健診の受診率 100%を想定し、提供体制を確保します。

単位：人／年

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	111	114	114	118	118
確保方策	111	114	114	118	118
	健診回数: 14 回 実施場所: 指定医療機関 検査項目: 妊婦健康診査における標準的な検査項目 実施時期: 各週数に応じて実施				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定子ども・子育て支援を受けた保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を助成する事業。

【現状】

現在、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して町が定める基準に該当する施設等利用給付認定保護者に対し副食材料費に要する費用の補助を実施しており、令和元（2019）年10月1日時点の利用実績は3人です。また、上記の国の制度を拡充し、町独自に、世帯の所得に関わらず、給食費（主食及び副食材料費）の助成を行っています。

【確保方策の内容】

引き続き、国の制度を拡充し、所得に関わらず給食費の助成を行っていきます。

単位：人／年

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策	3	3	3	3	3

※量の見込みと確保方策は国の制度の利用者数

5 教育・保育の一体的提供の推進に関する体制の確保の内容

幼児期の学校教育・保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域の教育力・子育て力の向上に向けた支援を実施していく必要があります。

本町では、町立幼稚園と保育所の一元化保育を実施しており、これまで培われてきた知識・技能など幼稚園・保育所双方の良さを生かし、質の高い教育・保育の提供に引き続き努めます。

また、幼稚園・保育所も含めた各施設間の情報共有や交流活動などの実施、幼稚園・保育所等から小学校への滑らかな接続のためのカリキュラムの検討、合同研修の実施など、より多面的な連携に努めます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行います。



第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 推進体制の確立

本計画は、保健・医療・福祉、男女共同参画、教育・生涯学習、就労・雇用、交通・環境など、様々な施策分野にわたります。このため、子ども施策に関わる関係課間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

(2) 住民や関係機関・団体との連携

本計画で示した施策を展開するためには、行政のみならず、家庭をはじめ、子ども・子育て支援に関して主体的な取り組みを行う住民団体・グループ、地域、学校、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、専門職、ボランティア、企業・事業者など多くの関係機関・団体の協力が不可欠です。このため、計画の着実な推進に向けて、これらの個人、団体などと相互に連携を図ります。

(3) 国・大阪府との連携

本計画に関わる施策を推進するためには、その施策の性格上、国や大阪府との連携が不可欠です。国における今後の制度改革の動きも踏まえつつ、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、子どもがいきいきと健やかに育つ環境づくりを推進していく必要があります。住民から期待されている役割を十分に果たせるよう、保健・医療・福祉をはじめ、様々な制度の改革と充実に努めるよう、国や大阪府に対して積極的に提言や要望を行っていきます。

2 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理

本計画に基づく各施策の実施状況については年度ごとに進捗状況を把握、評価、検証し、その結果を踏まえて施策の充実・見直しについて検討を行うなど、計画の総合的かつ円滑な推進に努めます。

本町では、子ども・子育て支援法に基づき、学識経験者や関係機関・団体の代表などで構成する「田尻町子ども・子育て会議」を設置しており、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に向けて、幅広い立場から意見を伺い、計画の実効性をより一層高めていきます。

(2) 社会経済情勢等に対応した計画の推進

本計画の推進にあたっては、子どもや子育て家庭を取り巻く環境、社会・経済情勢、国の政策動向などの様々な状況の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、可能な限り着実な推進に努めます。

なお、本計画に掲げた施策、事業の目標等は、国における今後の施策動向、教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の動向などを踏まえて、適宜見直しを行うものとします。



資 料

1 計画の策定経過

時期	会議・内容
平成 30（2018）年 10 月	ニーズ調査票の検討
平成 30（2018）年 12 月 5 日	第 1 回 田尻町子ども・子育て会議 ○計画策定の趣旨について ○ニーズ調査票の検討
平成 30（2018）年 12 月	ニーズ調査票の作成
平成 30（2018）年 12 月 ～平成 31（2019）年 1 月	ニーズ調査の実施
平成 31（2019）年 1 月～3 月	ニーズ調査票の集計・分析作業
平成 31（2019）年 3 月 8 日	第 2 回 田尻町子ども・子育て会議 ○ニーズ調査の速報値の報告
平成 31（2019）年 2 月 ～令和元（2019）年 5 月	第 1 期田尻町子ども・子育て支援事業計画の検証
令和元（2019）年 7 月 24 日	第 3 回 田尻町子ども・子育て会議 ○「量の見込み」の検討 ○田尻町子ども・子育て支援事業計画骨子案（目次）の検討
令和元（2019）年 8 月～11 月	田尻町子ども・子育て支援事業計画素案作成
令和元（2019）年 11 月 20 日	第 4 回 田尻町子ども・子育て会議 ○田尻町子ども・子育て支援事業計画素案の検討
令和 2（2020）年 2 月 18 日	第 5 回 田尻町子ども・子育て会議 ○田尻町子ども・子育て支援事業計画最終案の調整
令和 2（2020）年 2 月 21 日 ～3 月 13 日	田尻町子ども・子育て支援事業計画素案に対するパブリックコメント実施
令和 2（2020）年 3 月 16 日	田尻町子ども・子育て会議 事業計画答申
令和 2（2020）年 3 月 31 日	田尻町子ども・子育て支援事業計画策定

2 計画策定体制

(1) 田尻町子ども・子育て会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、田尻町附属機関条例（平成25年田尻町条例第1号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、田尻町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 子ども・子育て会議は、町長の諮問に応じて、条例別表に定める担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体に属する者で、当該団体が推薦するもの
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条及び次条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が選任されるまでの間は、町長が会議を招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは関係者に対し、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴き、若しくは資料の提供の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、民生部こども課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(2) 田尻町子ども・子育て会議 委員名簿

(敬称略、順不同)

区分	氏名	役職または所属団体等
学識経験者	◎ 原田 旬哉	園田学園女子大学 人間教育学部 准教授
関係団体	○ 豊田 三枝子	田尻町人権協会が推薦する者(令和元(2019)年6月30日まで)
	○ 山本 健治	田尻町人権協会が推薦する者(令和元(2019)年7月1日から)
	○ 総谷 喜代子	田尻町民生委員児童委員協議会が推薦する者
	○ 西田 和美	田尻町障害児者を持つ親の会が推薦する者
	○ 射場 隆裕	田尻町PTA連絡協議会が推薦する者(令和元(2019)年6月30日まで)
	○ 高浦 守	田尻町PTA連絡協議会が推薦する者(令和元(2019)年7月1日から)
	○ 堀江 正也	田尻中学校区地域教育協議会が推薦する者

◎会長 ○職務代理者

第2期田尻町子ども・子育て支援事業計画

令和2(2020)年3月

《編集・発行》	<p style="text-align: center;">田尻町 民生部 こども課</p> <p style="text-align: center;">〒598-0091 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺883番地1</p> <p style="text-align: center;">電 話 072 (466) 5013</p> <p style="text-align: center;">ファックス 072 (466) 8841</p>
---------	--